

NPO法人の 設立・運営の手引き

令和5年9月（ver 2.3）

新潟市 市民生活部 市民協働課

第1章 特定非営利活動促進法について			
	1 NPOと特定非営利活動促進法	〈章別〉 ページ	総ページ
	(1) NPOとは	1-1	【4】
	(2) 特定非営利活動促進法	1-1	【4】
	(3) 特定非営利活動法人（NPO法人）とは	1-1	【4】
	2 法の概要		
	(1) NPO法人の設立の要件	1-2	【5】
	(2) NPO法人の運営における規定	1-4	【7】
	(3) NPO法人設立の手続き	1-5	【8】
	(4) 法人格取得の効果	1-5	【8】
	(5) 所轄庁（申請の窓口）について	1-6	【9】
	(6) 監督及び罰則	1-6	【9】
	(7) 法人の管理・運営に関する手続き	1-7	【10】
	(8) NPO法人の税制	1-8	【11】
	(9) 県内のNPO法人のための支援税制	1-10	【13】
	(10) 認定NPO法人制度	1-11	【14】
	第2章 法人の設立		
	(1) 手続きの流れ	2-1	【18】
	(2) 手続きに必要な書類	2-2	【19】
	(3) 申請書類の補正	2-3	【20】
	(4) 法人設立後に必要な届出など	2-3	【20】
	第3章 法人の管理運営		
	1 事業報告書等の作成・提出、閲覧及び貸借対照表の公告について		
	(1) 手続きの流れ	3-1	【22】
	(2) 手続きに必要な書類	3-2	【23】
	(3) 貸借対照表の公告	3-3	【24】
	2 役員の変更		
	(1) 手続きの流れ	3-5	【26】
	(2) 手続きに必要な書類	3-5	【26】
	(3) 定款による代表権の定めについて	3-6	【27】
	3 定款の変更		
	(1) 認証が必要な事項	3-7	【28】
	(2) 届出で足りる事項	3-7	【28】
	(3) 所轄庁の変更を伴う変更認証申請について	3-8	【29】
	(4) 手続きの流れ（認証）	3-9	【30】
	(5) 手続きに必要な書類（認証）	3-10	【31】
	(6) 手続きの流れ（届出）	3-11	【32】
	(7) 手続きに必要な書類（届出）	3-12	【33】
	4 その他		
	(1) 特別代理人の選任について（利益相反行為）	3-13	【34】

第4章 法人の解散と合併			
	1 解散	〈章別〉ページ	総ページ
	(1) 一般的な解散の手続きの流れ	4-2	【37】
	(2) 手続きに必要な書類	4-3	【38】
2 合併			
	(1) 手続きの流れ	4-4	【39】
	(2) 手続きに必要な書類	4-5	【40】
第5章 監督及び罰則			
	1 監督	5-1	【42】
	2 罰則	5-2	【43】
参考資料 関係法令			
	・特定非営利活動促進法	関係法令-1	【46】
	・特定非営利活動促進法施行令	関係法令-34	【79】
	・特定非営利活動促進法施行規則	関係法令-41	【86】
	・組合等登記令	関係法令-51	【96】
	・国家戦略特別区域法（削除）	関係法令-58	【102】
	・新潟市特定非営利活動促進法施行条例	関係法令-59	【103】
	・新潟市特定非営利活動促進法施行細則	関係法令-64	【108】
	・新潟市特定非営利活動促進法の施行に関する情報通信技術の利用等に関する要綱	関係法令-68	【113】
様式等			
	・申請書及び添付書類一覧（兼提出チェックリスト）		
	設立	様式等-1	【114】
	事業報告	様式等-2	【115】
	役員変更	様式等-2	【115】
	定款変更（認証）	様式等-3	【116】
	定款変更（届出）	様式等-4	【117】
	特別代理人の選任	様式等-4	【117】
	解散	様式等-5	【118】
	合併	様式等-6	【119】
	・定款【記載例】	様式等-83	【196】
	・計算書類等の作成に当たっての留意事項	様式等-99	【212】
	・主な勘定科目例	様式等-108	【221】
NPO法人の各種手続きのオンライン化について			【224】
関係機関窓口等一覧			【230】

<別紙> 手続き一覧

<別紙> 提出書類等一覧

【凡例】 この手引きでは、次の略称を使用しています。

法……特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）

法規…特定非営利活動促進法施行規則（平成23年内閣府令第55号）

条例…新潟市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年新潟市条例第3号）

規則…新潟市特定非営利活動促進法施行細則（平成24年新潟市規則第24号）

1 NPOと特定非営利活動促進法

(1) NPOとは

NPO（エヌ・ピー・オー）は、Non Profit Organization という英語の略称で、日本語に訳せば「民間非営利組織」となります。

- ・「民間」とは「政府の支配に属さないこと」
- ・「非営利」とは、利益を上げてはいけないという意味ではなく、「利益があがっても構成員に分配しないで、団体の活動目的を達成するための費用に充てること」
- ・「組織」とは、「社会に対して責任ある体制で継続的に存在する人の集まり」と説明できます。

企業が利益を得て配当することを目的とする組織であるのに対し、NPOは営利を目的としないで、社会的な使命を達成することを目的とした組織であると言えます。

【NPOに期待される役割】

- ・ 地域住民の自発的な社会活動参加の場としての役割
- ・ 地域資源のコーディネーターとしての役割
- ・ 多様な住民ニーズに対応する公共サービスの提供主体としての役割
- ・ 地域に根ざしたシンクタンク的な役割
- ・ 住民主体の地域づくりやコミュニティ再生の担い手としての役割

(2) 特定非営利活動促進法（平成10年12月1日施行）

特定非営利活動促進法は、阪神・淡路大震災をきっかけとして、市民活動団体が簡単に法人格を取得できる新たな制度として、多くの市民団体の意見を反映し、議員立法によって制定されました。

この法律は、市民活動を促進する基盤整備の一環として制定されたものであり、市民が行う社会貢献活動について自主性、自立性を尊重する観点から、特定非営利活動法人の認証等に関して所轄庁（認証を行う行政機関）の裁量をできるだけ排除しています。

法人は、自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられていくべきであるとの考えがとられている点がこの法律の大きな特徴です。法人の信用は、その活動実績や情報公開等によって、法人自らが築いていくことになります。

また、制度の使いやすさと信用性の向上、財政基盤の強化を目的に、平成23年に法改正が行われ（施行は平成24年4月1日）、活動項目の追加、情報開示の充実、所轄庁による認定制度の創設等が規定されました。

(3) 特定非営利活動法人（NPO法人）とは

NPOの中で、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体が特定非営利活動法人（通称NPO法人）です。

法人格を取得するには、法の要件を満たし、所轄庁の認証を受ける必要があります。

2 法の概要

(1) NPO法人の設立の要件

特定非営利活動促進法は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としています。

この法律により法人格を取得することができる団体は、次のような要件を満たす必要があります。

目的に関すること

① 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること。(法第2条第2項)

特定非営利活動とは？

不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、下記のいずれかに該当するもの。(法別表第2条関係)

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 20 以上の活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動
(20について新潟市及び新潟県が定めている活動はありません。)

② 営利を目的としないこと。(法第2条第2項第1号)

構成員（役員、会員等）に剰余金や利益を分配しないということです。有償サービスや利益を上げることを禁じているものではなく、剰余金等は特定非営利活動のための経費に充てることになります。

③ 宗教活動や政治活動を主たる目的としないこと。(法第2条第2項第2号イ、ロ)

④ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者、又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。(法第2条第2項第2号ハ)

⑤ 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行わないこと。 (法第3条第1号)

活動に関すること

- ① 特定の政党のために利用してはならないこと。(法第3条第2号)
- ② 特定非営利活動に係る事業以外のその他の事業を実施する場合は、特定非営利活動に支障がない範囲で行い、利益は特定非営利活動に係る事業に充てること、会計は、特定非営利活動に係る事業と区分すること。(法第5条)
その他の事業は特定非営利活動以外の事業で、特定非営利活動のための資金を得るために行う収益事業や、会員の相互扶助のための福利厚生や共益事業などが該当します。
その他の事業を実施する場合は、定款に定める必要があります。(法第11条第1項第11号)
- ③ 暴力団でないこと、暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。(法第12条第1項第3号)

組織に関すること

- ① 社員（正会員などで総会議決権を持つ者）の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。(法第2条第2項第1号イ)
「不当な条件」に当たるかどうかについては、そのような条件の付加が
 - 1 社会通念上許容されるものであるかどうか
 - 2 活動目的や事業運営との関係で、合理性が認められるものであるかどうかによって判断されます。
- ② 社員が10人以上いること。(法第12条第1項第4号)
- ③ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること。(法第2条第2項第1号ロ)
ここでいう報酬とは、「役員の職責を果たす」ことに対しての報酬です。理事が事務局職員などを兼務している場合、その労働の対価として受ける給与は役員の報酬とは異なります。
- ④ 役員は、理事3人以上、監事1人以上を置くこと。(法第15条)
任期は2年以内(法第24条)とされ、監事は、理事又は法人の職員を兼職することはできません。(法第19条)
理事は、法人を代表し(法第16条)、その過半数をもって業務を決定します。(法第17条)
(※定款に定めることにより、代表権の制限や議決の割合を変えることができます。)
- ⑤ 役員は、法第20条に規定する役員の欠格事由に該当しないこと。(法第20条)
第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。
 - 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - 三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・ 刑法第204条〔傷害〕、第206条〔現場助勢〕、第208条〔暴行〕、第208条の2〔凶器準備集合及び結集〕、第222条〔脅迫〕、第247条〔背任〕の罪を犯した場合
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
 - 四 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
 - 五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
 - 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの
- ⑥ 各役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が2人以上いないこと。また、各役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が、役員総数の3分の1を超えて含まれていないこと。(法第21条)
具体的には、役員総数が5人以下の場合、上記の親族は1人も含まれてはなりません。
6人以上の場合、それぞれの役員につき親族を1人のみ含むことができます。

(2) NPO法人の運営における規定

法人の運営についても、さまざまな規定が設けられており、以下に主な内容を掲載します。

- ① **法人は、政令で定めるところにより登記をすること。(法第7条)**
登記事項は、「名称」、「事務所の所在地」、「目的及び業務」、「理事の氏名、住所及び資格」、「存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由」、「代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め」です。(組合等登記令第2条)
法人は、認証後、設立の登記をすることによって成立します。
- ② **少なくとも年一回、通常総会を開催すること。(法第14条02)**
法人の業務は、定款で理事会等に委任したものを除き、すべて総会決議によって行くとされています。
定款の変更、法人の合併、解散については、必ず総会の決議が必要です。(理事会等への委任不可)理事が必要と認めるときや、社員からの請求があったときは臨時総会を開催することとされています。
- ③ **役員変更や定款変更など、所轄庁へ必要な届出等を行うこと。(法第23、25条)**
- ④ **会計は、次に掲げる会計の原則に従って行うこと。(法第27条)**
 - ・会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
正規の簿記の原則とは？
 - ①取引記録が客観的に証明可能な証拠によって作成されていること。
 - ②記録、計算が明瞭、正確に行われ、かつ順序、区分などが体系的に整然と行われること。
 - ③取引記録の結果を総合することによって、簿記の目的に従い法人の財務状況あるいは財産管理の状態などを明らかにする財務諸表が作成できること。
 - ・活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
 - ・採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりに変更しないこと。
- ⑤ **年度終了後3月以内に事業報告書等を作成し、役員名簿及び定款等(定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し)とともに法人のすべての事務所に備え置くこと。社員等の請求に応じ閲覧できるようにすること。(法第28条)**
- ⑥ **事業年度終了後、所轄庁へ事業報告書等を提出すること。(法第29条)**

※総会の実施方法について

法律では「社員総会の決議の省略」(法第14条の9)を定めており、理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、「みなし総会決議」(当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。)とすることができます。

なお、みなし総会決議を行った場合でも、議事録を作成する必要があります。

みなし総会決議を実施する場合、定款にその旨記載しておく必要があります。

(定款参考例様式-89・90 参照)

また、社員が実際に集まらずとも、様々な新たなIT・ネットワーク技術を活用することによって、実際上の会議と同等の環境が整備されるのであれば、社員総会を開催したものと認められます。その場合、役員のみならず、社員も発言したいときは自由に発言できるようなマイクが準備され、その発言を他者や他の会場にも即時に伝えることができるような情報伝達の双方向性、即時性のある設備・環境が整っていることが必要です。

(3) NPO法人設立の手続き(詳しくは「第2章 法人の設立」を参照)

法人を設立するためには、法律に定められた申請書類を所轄庁に提出し、設立の認証を受けることが必要です。提出された書類の一部は、受理した日から2週間、一般の方の縦覧に供されることとなります。(法第10条第1、2項、国家戦略特別区域法第24条の3)

所轄庁は、申請書の縦覧終了後2か月以内に認証又は不認証の決定を行います。(法第12条)
設立の認証を受けた後、登記することにより法人として成立します。(法第13条第1項)

(4) 法人格取得の効果

NPO法人は所轄庁の認証の後、登記することで成立しますが、この認証については、申請書類による「書面審査」によって設立要件に該当することを認めたものであって、法人やその活動について、「お墨付き」を与えるというものではありません。

NPO法の趣旨のとおり、法人の信用は、その活動実績や情報公開等によって、法人自らが築いていくこととなります。

法人格取得後のメリット等

法人格取得のメリットについては、それぞれの団体の事情によって異なりますが、一般的に次のようなことが考えられます。

- ・ **法人名で不動産登記ができます。**

任意団体の場合、代表者個人の名義で登記するため、団体と個人の資産の区分が困難であり、代表者が代わった場合、団体の運営・存続に支障をきたすこともあります。

- ・ **銀行口座を法人名で開設できます。**

団体と個人の資産を区分でき、経理が明確になります。

- ・ **契約を法人名で締結できます。**

任意団体の場合、団体名では契約できないこともあり、契約締結する個人が責任を負うことになるおそれがあります。

- ・ **法人であることが必要な事業の展開や助成金の対象者となる機会を得られます。**

- ・ **会計書類の作成や書類の閲覧など、法に定められた法人運営や情報公開を行うことにより、組織の基盤が整うことで、社会的信用が得られます。**

- ・ **認定を受けた特定非営利活動法人(いわゆる認定NPO法人)については、税制上の優遇措置があります。**

法人格取得後の義務等

- ・ **法に沿った法人運営をしなければなりません。**

理事は総会を年1回以上必ず開催する必要があります。
役員変更、定款変更などをした場合は、所轄庁へ届出や認証申請を行うこととなります。
役員の数や親族等の役員就任などに関して制約があります。
定款の規定に基づく事業活動、法人運営がなされなければなりません。
会計は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳し、決算書類は収支、財政状況を明瞭に表示したものを作成するなど適正に行われなければなりません。

- ・ **法人の運営や活動について情報公開しなければなりません。**

事業報告書などを所轄庁に提出することが義務付けられており、それらの書類は市民に公開されます。
また、法人のすべての事務所に関係書類を備えおき、関係者が閲覧できるようにしておかなければなりません。

- ・ 登記事項に変更があった場合には、変更の登記を行わなければなりません。
定款変更による名称や住所や目的等のほか、役員の変更（再任も含む）があったとき、登記事項に変更があったときに法務局へ変更登記申請が必要です。
- ・ 税制においては、実質的に「人格のない社団等」と同程度の課税がされます。
- ・ 解散した場合の残余財産は、法で定められた法人又は行政機関に帰属することとされ、会員等には分配されません。

（5）所轄庁（申請の窓口）について

特定非営利活動促進法第9条において、法人の所轄庁は次の通り定められています。

- ① 特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事
- ② その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在するものにあつては、当該指定都市の長
上記のとおり、新潟市のみに事務所がある法人は新潟市が、新潟市以外の新潟県内に主たる事務所がある法人及び複数の都道府県に事務所があり主たる事務所を新潟県内に置く法人は、新潟県が所轄庁です。

新潟県では、一部の市町村に特定非営利活動促進法に係る事務処理権限（法人認定事務を除く）を移譲しています。事務が移譲されている市町村にのみ事務所をもつ法人は、当該市町村に、認証申請、届出等を行なうことになります。

また、申請書類の縦覧などNPO法人の書類は、所轄庁において公開されます。

○主たる事務所及び従たる事務所の所在地と所轄庁

区 分		主たる事務所の所在地		
		新潟市内	新潟県内	新潟県外
従たる事務所 の所在地	なし	新潟市	新潟県（※）	主たる事務所を置く 都道府県
	新潟市内			
	新潟県内			
	新潟県外			

※事務所の所在地の市町村が新潟県から事務移譲を受けており、かつ、当該市町村のみに事務所を置く場合は、当該市町村が窓口になります。

（6）監督及び罰則

① 所轄庁の監督（法第41条～第43条）

法人が法律や定款などに違反する疑いがあるときは、報告を求めたり立ち入り検査を行うことがあります。

さらに、運営が著しく適正を欠くと認めるときは、改善命令をすることがあり、これに違反した場合は設立の認証や認定を取り消すことがあります。

3年以上事業報告書等の提出を行わないときも、設立の認証を取り消すことがあります。

② 罰則（法第77条～第81条）

改善命令に違反した場合は50万円以下の罰金に、特定非営利活動促進法の規定に違反している場合は20万円以下の過料に処されるなどが規定されています。

(7) 法人の管理・運営に関する手続き

法人が成立した後は、NPO法をはじめ事業活動に関係した様々な法令、法人の定款などの定めに基づいて適正な運営を行わなければなりません。主に所轄庁に関連する事務手続きの流れを次にまとめましたので、参考にしてください。

項目	内容	関連条項	参照
管 理	関係機関への手続き 活動を開始するにあたり、活動状況に応じて関係機関へ書類等の提出など定められた手続きを行う必要があります。 (税金関係、労務関係、事業関係などの諸機関) 市民税課、県地域振興局県税部に提出する法人設立の届出は全ての法人が行う必要があります。	各関係法令	2 - 3・4
	運 営	総会開催 定款に定める方法により、年に1回は必ず総会を開催します。	法第14条 の2
	理事会等開催 定款に定める方法により、理事会等を開催します。 *理事は必ず置かなければなりません。理事会という組織は必ず置かなくても構いません。しかし、通常、法人運営の必要性から定款等に定めて設置することが一般的になっています。	法第17条	—
	役員変更 役員の選任を行った場合のほか、辞任、氏名変更、住所変更などの場合は、役員変更届等を所轄庁に提出します。 また、代表権を有する理事については、法務局へ役員の変更登記をしなければなりません。 全員が重任した場合でも登記の手続きは必要です。	法第23条 法第7条	3 - 5
	定款変更 定款に定める方法により、総会で定款変更を議決したのち、所轄庁へ定款変更認証申請をします。 ①目的、②名称、③特定非営利活動の種類、④特定非営利活動に係る事業、⑤所轄庁の変更を伴う事務所の所在地、⑥社員資格の得喪、⑦役員(役員定数に係るものを除く)、⑧会議、⑨その他の事業、⑩残余財産の帰属先、⑪定款の変更 上記以外の変更事項(住所、役員の数、資産、会計、事業年度、公告の方法)の場合は、定款変更届で足りる。 定款変更により登記事項(法人名称、事務所の所在地、目的、活動種類、事業内容等)に変更があったときは、法務局に変更登記をし、併せて所轄庁に登記事項証明書を提出しなければなりません。	法第25条 法第7条	3 - 7~12
事業年度終了後	事業報告書等の作成と備え置き 事業報告書、決算書類等を作成し、監事による監査を行った上、定款の定めにより、総会又は理事会等で議決します。 また、法人のすべての事務所において、事業報告書等、役員名簿、定款、認証及び登記に関する書類の写しを、関係者が閲覧できるように備えておかなければなりません。 年度終了後3か月以内に所轄庁へ事業報告書等を提出します。	法第28条 法第29条	3 - 1~4
	その他	税務関係の進行など法人の活動状況に応じて必要な手続きがあります。	各関係法令

※所轄庁に提出する書類の押印の見直しについて

令和3年4月1日より押印を不要とします。併せて、役員就任承諾及び誓約書、総会議事録等の謄本の原本証明を不要とします。

なお、押印の廃止は特定非営利活動促進法に基づく事務についてであり、法務局での登記手続きや税務関係の手続き等では取扱いが異なる場合がありますのでご注意ください。（詳細については各機関にお問い合わせください。）

※所轄庁への申請・届出方法と書類の提出部数について

令和5年9月1日より、内閣府が構築した「ウェブ報告システム」を利用したオンラインによる手続きの受付を開始します。詳細は、「NPO法人の各種手続きのオンライン化について」（224ページ）をご参照ください。

なお、引き続き、書面による申請・届出等を行うことも可能です。書面で提出する場合の提出部数は、全て1部になりました。

(8) NPO法人の税制

NPO法人に対しては、活動状況に応じていろいろな税金が課せられます。ここでは、その一部について説明しますが、詳しくはお近くの税務署、市役所市民税課、県地域振興局県税部など関係機関にご相談ください。

法人税（国税）や法人事業税（県税）などについては、公益法人等と同様、税法上の収益事業（以下34業種）に該当する事業を実施する場合に、当該事業の所得にのみ課税されます。

NPO法人が行う事業は、NPO法上、法人の目的達成のために行う「特定非営利活動に係る事業」と収益を得るためなどに行う「その他の事業」に区分されますが、特定非営利活動事業であっても、税法上の収益事業に該当する事業の所得については課税の対象とされます。

例：特定非営利事業として介護保険事業を行っている場合、税法上の収益事業「29医療保健業」に該当する。

法人税法上の収益事業の種類（法人税法施行令第5条第1項）

1 物品販売業	11 印刷業	21 鉱業	31 駐車場業
2 不動産販売業	12 出版業	22 土石採取業	32 信用保証業
3 金銭貸付業	13 写真業	23 浴場業	33 無体財産権提供業(注2)
4 物品貸付業	14 席貸業	24 理容業	34 労働者派遣業
5 不動産貸付業	15 旅館業	25 美容業	
6 製造業	16 料理飲食店業	26 興行業	
7 通信業	17 周旋業	27 遊技所業	
8 運送業	18 代理業	28 遊覧所業	
9 倉庫業	19 仲立業	29 医療保健業	
10 請負業	20 問屋業	30 芸能教授業(注1)	

注1 芸能教授業として規定されているものは次のとおり。

洋裁、和裁、着物着付け、編物、手芸、料理、理容、美容、茶道、生花、演劇、演芸、舞踊、舞踏、音楽、絵画、書道、写真、工芸、デザイン、自動車操縦もしくは小型船舶の操縦の教授、学校の入学者を選抜するための学力試験に備えるため若しくは学校教育補習のための学力の教授若しくは公開模擬学力試験

注2 無体財産権提供業とはその有する工業所所有権その他の技術に関する権利又は著作権の譲渡又は提供する業務

第1章 特定非営利活動促進法について

法人についての税金と税率（令和3年4月1日現在）

法人を設立した際には、市民税課、県地域振興局県税部へ届出ます。また、収益事業を開始する際には、税務署に届出が必要です。

事業所得等に関する税金は、原則事業年度終了後2か月以内に申告、納税します。

区 分		課税対象額など	税率又は税金額	所 管
国 税	法 人 税	法人税法上の収益事業の年間所得	800万円以下 15.0% 800万円超 23.2%	税 務 署
	特別法人事業税	法人事業税の所得割額	37.0%（注3）	
県 税	法 人 均 等 割 県民税	法人ごと一律	2万円（注1）	地域振興局 県 税 部
		法人税割	1.0%（注2）	
	法人事業税	法人税法上の収益事業の年間所得（平成20年10月1日開始事業年度から適用）	400万円以下 3.5% 400万円超800万円以下 5.3% 800万円超 7.0%	
市 税	法 人 均 等 割 市民税	法人ごと一律	5万円（注1）	市 民 税 課
		法人税割	7.2%（注4）	

注1 法人税法上の収益事業を行わない法人等については、一定の要件を満たす場合、申請により免除されます。

注2 資本金1億円以下かつ法人税額1千万円以下の場合の税率。

注3 資本金1億円以下かつ法人税額1千万円以下の場合の税率（令和元年10月1日以後開始する事業年度の場合）。

注4 資本金の金額又は出資金の金額が1千万円未満で課税標準となる法人税額が年210万円未満の場合の税率（令和元年10月1日以降に開始する事業年度の場合）。

その他の主な税金

区 分		課税対象など	所 管
国 税	消 費 税	基準期間（2事業年度前）の課税売上高が1千万円を超える場合に、課税事業者となり、届出が必要です。年度終了後、確定申告により納付します。	税 務 署
	所 得 税	従業員の給与等を支払う場合に“所得税の源泉徴収義務”により、徴収した所得税を納付します。新たに給与等の支払いをするようになったときには届出が必要です。	
	贈 与 税	資産等の贈与を受ける場合に課税されます。	
県 税	不動産取得税	土地や建物を取得した場合に課税されます。特定非営利活動のために法人設立後3年間の間に、無償または寄付金等で取得した場合など、一定の条件に該当する場合は、免除される制度があります。	地域振興局 県 税 部
	自動車税 (環境性能割)	自動車を取得した場合に課税されます。特定非営利活動のために法人設立後3年間の間に、無償または寄付金等で取得した場合など、一定の条件に該当する場合は、免除される制度があります。	
	自動車税	自動車を所有している場合に毎年課税されます。	
	県 民 税	従業員等に給与等を支払う場合に“住民税の特別徴収義務”により、徴収した住民税を納付します。	
市 税	市 民 税		市 民 税 課
	軽自動車税	軽自動車を所有している場合に課税されます。	
	固定資産税	土地・建物を所有している場合に課税されます。	資 産 税 課

※ 登記の際の登録免許税について、設立登記や役員変更登記など法人登記に関する登記の場合は非課税とされています。

(9) 県内NPO法人のための支援税制

① 市 税

新潟市では、法人市民税均等割等について、課税免除等の優遇措置を設けています。

② 県 税

新潟県においても、法人県民税均等割等についての特例措置（課税免除）がとられています。

（新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例）

次に該当する場合に、申請によって、課税免除が行われます。詳しくは、新潟地域振興局県税部に問い合わせください。

市税・県税の特例措置

税 目	対象となる要件	対象となる期間	免除申請の時期
不動産取得税	無償または寄附金、補助金、会費（対価性のあるものを除く）等により特定非営利活動に係る事業に用いる不動産を取得した場合	設立から3年以内	不動産の取得の日から60日以内
自動車税 (環境性能割)	無償または寄付金、補助金、会費（対価性のあるものを除く）等により特定非営利活動に係る事業に用いる自動車を取得した場合	設立から3年以内	自動車を新規又は移転登録（届出）のとき
法人県民税 均 等 割	税法上の収益事業（第1章-8）を行っていない法人	収益事業を実施しない限り適用	毎年4月30日まで
	収益事業を行っているが、当該事業年度において赤字または所得なしの法人	設立から3年以内	法人県民税申告期限（事業年度終了後2か月以内）まで
法人市民税 均 等 割	税法上の収益事業（第1章-8）を行っていない法人	収益事業を実施しない限り適用	毎年4月30日まで

免除申請の手続き

下記のそれぞれの様式に、必要な書類を添えて、申請します。

税 目	様 式	提 出 先
不動産取得税	不動産取得税課税免除申請書	新潟地域振興局 県税部
自動車取得税	自動車取得税課税免除申請書	自動車税・自動車取得税申告 窓口
法人県民税 均 等 割	県民税の均等割課税免除申請書	新潟地域振興局 県税部
法人市民税 均 等 割	法人市民税均等割課税免除申請書	新潟市役所 市民税課

第1章 特定非営利活動促進法について

認定NPO法人についての詳細（以下該当箇所の下線及び※）は、別冊『認定NPO法人の手引き』をご覧ください。

(10) 認定NPO法人制度

認定NPO法人制度は、NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために税制上設けられた措置として、NPO法人のうち一定の要件を満たすものについて、これまで、国税庁長官が認定を行う制度でしたが、平成23年の法改正により、所轄庁が認定を行う新たな認定制度が創設され、平成24年4月1日から実施されました。

認定NPO法人とは

認定NPO法人とは、NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テスト（PST）※を含みます。）に適合したものとして、所轄庁の認定を受けたNPO法人をいいます（法2⑩、44④）。

認定NPO法人には、下記の2種類があります。いずれの場合も、同等の税制上の優遇措置が適用されます。

	PST	有効期間	更新
(1) 認定NPO法人	必要	5年	可
(2) 特例認定NPO法人 〔設立後5年以内の法人が対象〕	不要	3年	不可 (認定NPO法人への新規申請は可)

なお、認定を受けた場合、報告書類（役員報酬等規定等の報告※）や情報公開対象書類が多くなる※とともに、罰則規定が一般のNPO法人より厳しくなります※。

認定の基準

認定NPO法人等になるためには、一般のNPO法人で規定される要件のほかに、次の基準（主要なものを抜粋）に適合する必要があります（法45、59）。（丸数字は、法45条第1項各番号です）

- ① パブリック・サポート・テスト（PST）※に適合すること（特例認定NPO法人はこの要件が免除されます。）
- ② 事業活動において、共益的な活動*の占める割合が、50%未満であること
*その対象や便益の及ぶ者が、法人の会員といった特定の者に限定されている活動
- ③ 運営組織及び経理が適切であること
 - ・役員総数のうちに、特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等の数の占める割合が3分の1以下であること
 - ・会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ④ 事業活動の内容が適正であること
 - ・実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること。
 - ・実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること。
- ⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること

（注）上記①～⑧の基準を満たしていても（特例認定NPO法人は①を除きます。）、欠格事由（法47）に該当するNPO法人は、認定（特例認定）を受けることはできません。

認定NPO法人等になることによるメリット

① 寄附者に対する税制上の措置

(イ) 個人が寄附した場合

個人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、特定寄附金に該当し、寄附金控除(所得控除)又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます(措法41の18の2②)。また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定NPO法人等に個人が寄附した場合、個人住民税(地方税)の計算において、寄附金税額控除が適用されます(地方税法37の2③・④、314の7③・④)。

(ロ) 法人が寄附した場合

法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます(措法66の11の2②)。

(ハ) 相続人等が相続財産等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人(特例認定NPO法人は適用されません。)に対し、その認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません(措法70②)。

② 認定NPO法人のみなし寄附金制度

認定NPO法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます(特例認定NPO法人は適用されません。措法66の11の2②)。

③ 認定NPO法人制度における税の優遇措置一覧

(イ) 寄付者に対する優遇措置

特例の対象		特例の内容
個人	所得税	認定（特例認定）法人へ寄付をすると、所得税の計算において、税額控除又は所得控除の選択適用ができる。 ア 税額控除（該当法人への寄付金－2千円）×40％を所得税から控除 ※所得税の控除は、所得税額の25％相当額が限度 イ 所得控除（該当法人への寄付金－2千円）を所得金額から控除 ※寄付金の合計額は、所得金額の40％相当額が限度
	住民税	県、市町村が条例で指定している法人に寄付した場合 県民税（該当法人への寄付金－2千円）×2％を税額控除 市町村民税（該当法人への寄付金－2千円）×8％を税額控除 （寄付金の額については総所得の30％限度）
法人	法人税	一般の寄付金に係る損金算入限度額アとは別に、認定NPO法人等に係る寄付金の損金算入限度額イが設けられている。一般枠と認定NPO等枠の合計を損金算入限度額として適用できる。 ア（資本金等の額×0.25％＋所得の金額×2.5％）×1/4 イ（資本金等の額×0.375％＋所得の金額×6.25％）×1/2
相続人等	相続税	相続財産の寄付をした場合に、その価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

(ロ) 認定NPO法人に対する優遇措置

特例の対象		特例の内容
認定NPO法人	法人税	法人税法上の収益事業から収益事業以外の事業のために支出した場合に、支出金額の50％相当額または200万円を収益事業からの寄付とみなし、損金算入できる。 （従前の制度である国税庁が認定したNPO法人は20％）

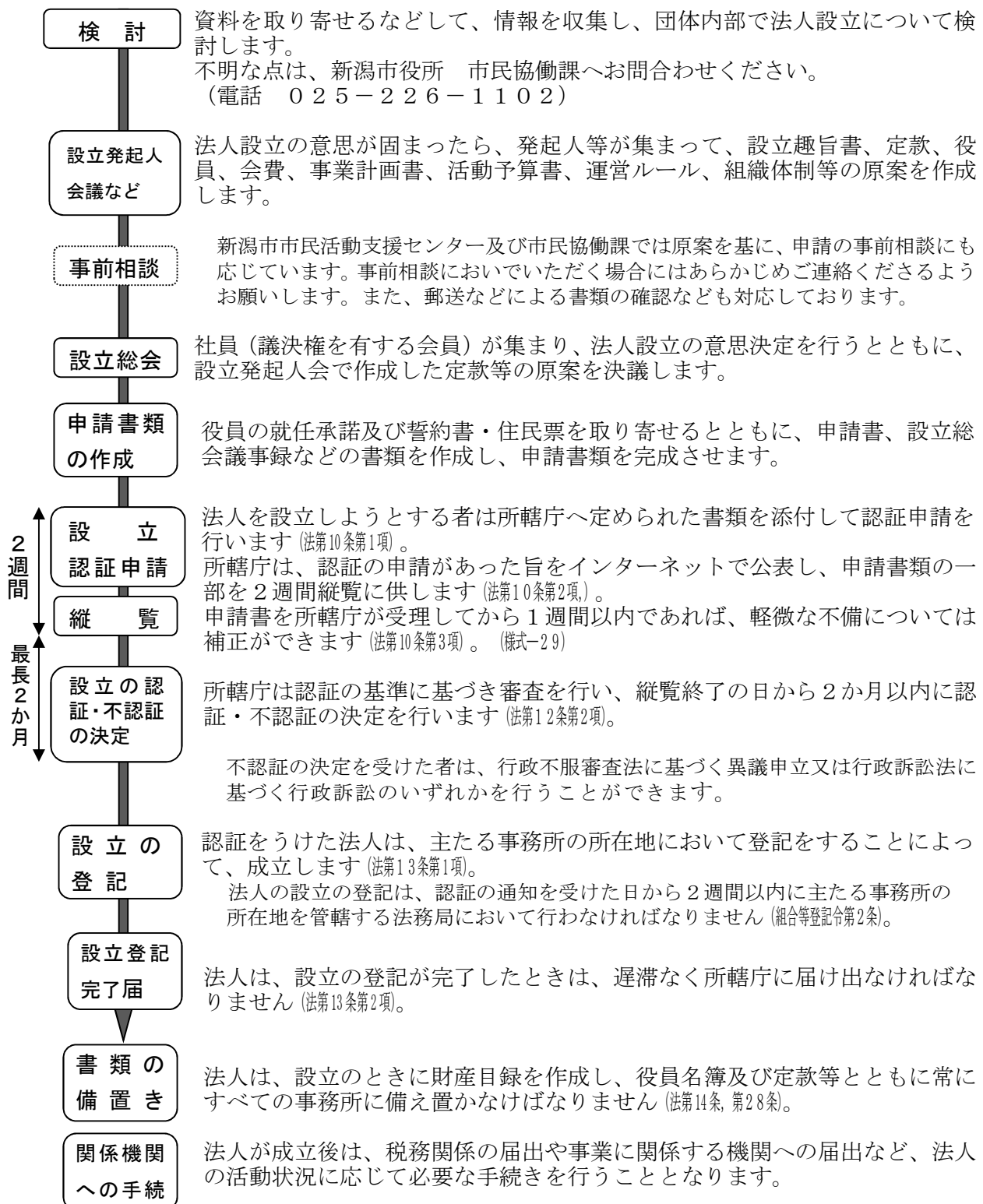
第2章 法人の設立

NPO法人になるには、団体で法人設立の意思を決定した後、法令に規定されている申請書類を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければなりません(法第10条第1項)。

所轄庁の認証の後、設立登記をすることによって成立します(法第13条第1項)。

※新潟市では、申請書の縦覧終了後2か月以内に認証又は不認証の決定を行います。(標準処理期間)

(1) 手続きの流れ



第2章 法人の設立

(2) 手続きに必要な書類（様式・記載例は、様式-1及び以下参照ページをご確認ください）

① 設立認証申請書（新潟市に提出）

	書類の名称	部数	参照
1	設立認証申請書（別記様式第1号）	1	様式-7
2	定款	1	様式-83
3	役員名簿（氏名・住所又は居所並びに報酬の有無を記載したもの）	1	様式-9
4	役員の就任承諾及び誓約書の写し	1	様式-11
5	住民票（申請前6か月以内のもの）※本人から、住民基本台帳ネットワークでの確認の申し出がある場合、添付不要。	各1	官公署発行のもの
6	社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面	各1	様式-13
7	確認書（法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面）	1	様式-15
8	設立趣旨書	1	様式-17
9	設立についての意思の決定を証する議事録の写し	1	様式-19
10	設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	1	様式-21
11	設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書※活動予算書の作成は、主な勘定科目例（様式-108～）、計算書類等の作成に当たっての留意事項（様式-99～）を参考にしてください。	1	様式-25

② 申請書類の補正（新潟市が申請書を受理した日より1週間以内であれば補正が可能）

	書類の名称	部数	参照
1	補正書	1	様式-29
2	補正後の書類	1	—

③ 設立の登記（法務局に提出）

	書類の名称	部数	参照
1	登記申請書	1	詳細は、法務局にお問合せください。
2	定款	1	
3	法人の設立認証通知書 （原本とともに写しを持参し、法務局で「原本還付」の手続きをします）	1	
4	代表権を有する者の資格を有する書面（設立当初の役員名を記載した定款と役員就任承諾書）	1	

注）上記のほか特定非営利活動法人の印鑑登録のため、印鑑届出書、法人印、代表者の印鑑証明書が必要です。

④ 登記完了届（新潟市に提出）

	書類の名称	部数	参照号
1	設立登記完了届出書（別記様式第3号）	1	様式-31
2	登記事項証明書	1	法務局発行のもの
3	設立当初の財産目録	1	様式-33

（3）申請書類の補正

法改正により、申請した書類に軽微な不備があった場合は、所轄庁が申請書を受理した日より1週間以内であれば、申請書類の補正が可能になりました。

①軽微な不備とは

補正が可能な軽微な不備については、新潟市の条例で以下のとおり定められています。

- ・「客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものであり、かつ、内容の同一性に影響を与えない範囲のもの」（条例第4条）

②軽微な不備の補正が可能な申請の種類

軽微な不備の補正が可能な申請の種類は以下の3つです。

- ・ 設立の認証申請
- ・ 定款変更の認証申請
- ・ 合併の認証申請

③補正が可能な期間

補正が可能な期間は、②の申請書を所轄庁が受理した日から1週間以内です。

（4）法人設立後に必要な届出など

登記が完了し法人が成立すると、税務関係のほか、法人の活動状況に応じて所轄庁以外の関係機関に届出をする必要があります。一般的に想定されるものを掲載しましたが、詳しくは各関係機関に確認ください。

① すべての法人が必要な手続き

どんな時	書類の名称	提出先	提出期限
法人を設立した時	法人設立等届出書	(市税) 市役所市民税課	設立の日から 10日以内
		(県税) 地域振興局県税部	設立の日から 30日以内

② その他、法人の活動状況により想定される手続き

どんな時	書類の名称	提出先	提出期限
税法上の収益事業を行う場合	収益事業開始届出書	税務署	収益事業開始日から2か月以内
	青白申告の承認申請書		収益事業開始から3か月经過した日か当初事業年度末日のいずれか早い日の前日まで
	減価償却方法の届出書		事業開始年度の確定申告提出期限まで
	棚卸資産の評価方法の届出書		
労働者を雇用した時 (源泉徴収関係)	給与支払事務所開設届出書		事務所開設日から1か月以内
労働者を雇用した時 (労働保険、健康保険)	健康保険・厚生年金被保険新規適用届	社会保険事務所	雇用した日から5日以内
	健康保険・厚生年金被保険者資格取得届など		
	労働保険関係成立届	労働基準監督署	関係成立日から10日以内
	雇用保険適用事務所設置届 雇用保険被保険者資格取得届	公共職業安定所	関係成立日の翌日から10日以内

第3章 法人の管理運営

1 事業報告書等の作成・提出、閲覧及び貸借対照表の公告について

法人は、毎年、前事業年度にかかる事業報告等を作成し、すべての事務所に備え置かなければなりません(法第28条第1項)。社員等からそれらの書類又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければなりません(法第28条第3項)。

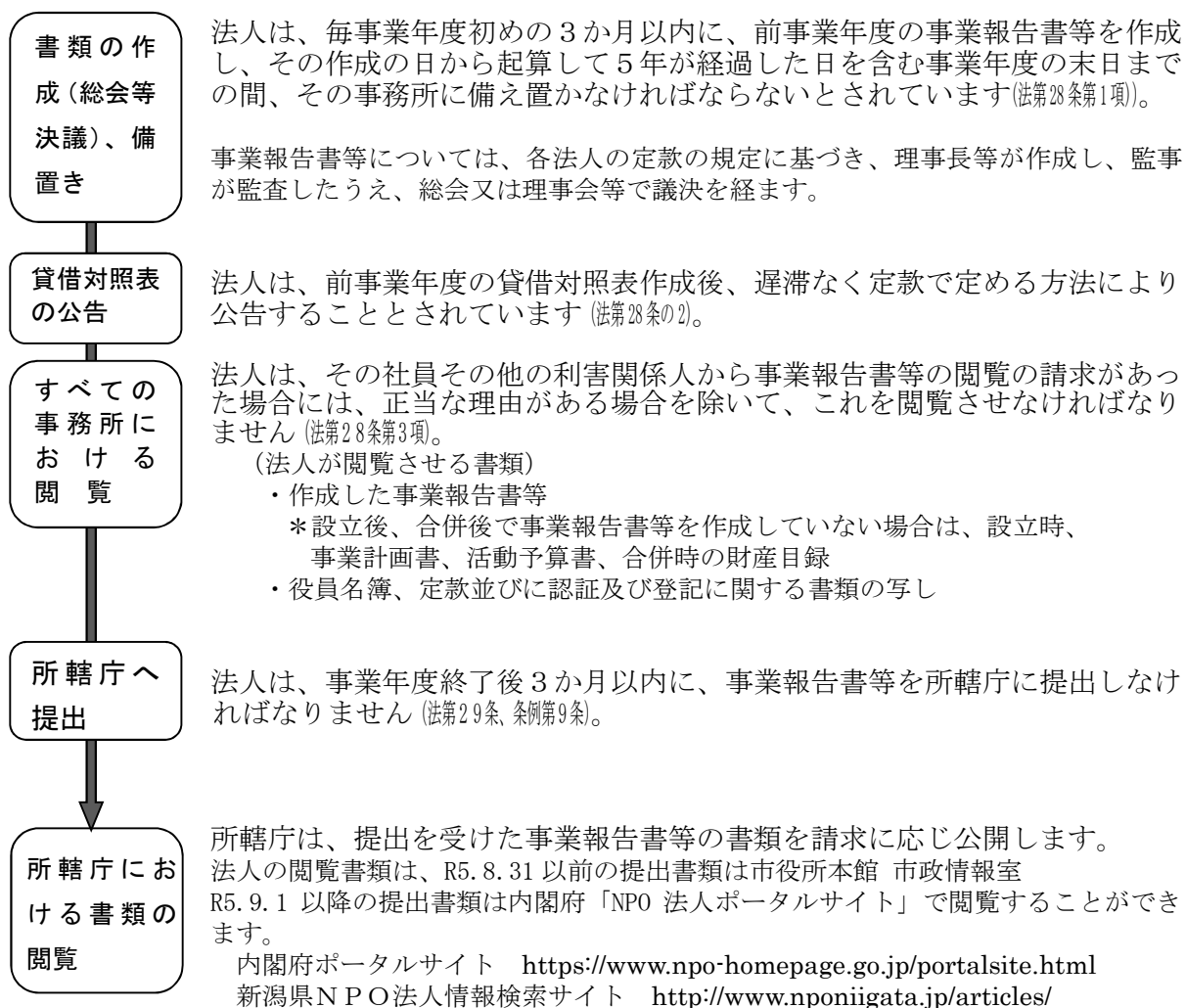
また、法人は、前事業年度の貸借対照表作成後、遅滞なく、定款で定める方法により公告することとされています(法第28条第2項)。

事業報告書等

(事業報告書、活動計算書及び貸借対照表、財産目録、年間役員名簿(前年度役員であった者全員の住所又は居所と報酬の有無を記載したもの)、前事業年度の社員のうち10名以上の者の名簿)

法人は上記の書類のほか定められた書類を、事業年度終了後3か月以内に所轄庁へ提出しなければなりません。所轄庁は、これらの書類を公開します(法第29条、条例第9条、10条)。

(1) 手続きの流れ



(2) 手続きに必要な書類（様式・記載例は、様式-2 及び以下参照ページをご確認ください）

新潟市に提出

	書類の名称	部数	参照先
1	事業報告書等提出書（別記様式第8号）	1	様式-35
2	前事業年度の事業報告書	1	様式-37
3	前事業年度の活動計算書	1	様式-39
4	前事業年度の貸借対照表	1	様式-43
5	前事業年度の財産目録	1	様式-47
6	前事業年度の年間役員名簿 （前事業年度に役員であった者全員の氏名・住所・報酬の有無を記載したもの。年度途中で辞任・就任した者なども漏れなく記載）	1	様式-49
7	前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿	1	様式-51

※活動計算書、貸借対照表、財産目録の作成は、計算書類の注記（様式45・46）、主な勘定科目例（様式108～）、計算書類等の作成に当たっての留意事項（様式-99～）、を参考にしてください。

（3） 貸借対照表の公告

法人は、前事業年度の貸借対照表の作成後、遅滞なく①～④の方法のうち定款で定める方法により、これを公告しなければなりません（法第28条の2）。

【貸借対照表の公告の方法】

- ① 官報に掲載する方法
- ② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- ③ 電子公告による方法
- ④ 主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法

【平成28年法改正の留意点】

- a 平成28年法改正により、NPO法人の負担の軽減として、登記事項から「資産の総額」が削除されることとなり、引き続き①法人の透明性を高め、②債権者を保護し、取引の安全と円滑を図るための措置として、貸借対照表の公告が義務付けられました。
- b この規定は、平成30年10月1日以後に平成28年改正後の法28①の規定により作成する貸借対照表について適用されます（平成28年改正法附則4①）。
- c bに関わらず、NPO法人が平成30年10月1日より前に作成した貸借対照表のうち直近の事業年度に係るもの（以下「特定貸借対照表」といいます。）については、次のいずれかのときに定款で定める方法により公告しなければなりません（平成28年改正法附則4②③）。
 - ◆平成30年10月1日以後に遅滞なく特定貸借対照表を公告する。
 - ◆平成30年10月1日までに特定貸借対照表を公告する。

（解説）

①②について

- ・一度掲載することで公告となります。
- ・①又は②を選択した場合は、当該貸借対照表の「要旨※」を公告することで足りることになります（法28条の2②）。（※要旨とは、掲載金額の単位について、「千円」とするなど適切な単位をもって公告するものをいいます。又、掲載科目の範囲について、各法人の事業活動の内容、規模、財務状況など具体的事情に応じて、各法人ごとに重要な科目に適切に区分し、それぞれの合計額を記載した事項を公告するものをいいます。）

③について

- ・ 公告しなければならない期間（以下「公告期間」といいます。）は、「貸借対照表の作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」となります（法28の2④）。
- ・ 電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供をうけることができる状態に置く措置であって、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置をいいます（法規3の2①）。
例としては、「法人のホームページ」や「内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）」です。
- ・ 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該電子公告の方法として、①又は②の方法のいずれかを定めることができます（法28の2③）。
- ・ 公告期間中、公告の中断が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼしません（法28の2⑤）。
 - a 公告の中断が生ずることにつき NPO 法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は NPO 法人に正当な事由があること（法28の2⑤一）。
 - b 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の10分の1を超えないこと（法28の2⑤二）
 - c NPO 法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと（法28の2⑤三）。

④について

- ・ 公告期間は、「当該公告の開始後1年を経過する日までの間」となります（法規3の2③）。
- ・ 例としては、法人の主たる事務所の掲示場が考えられます。

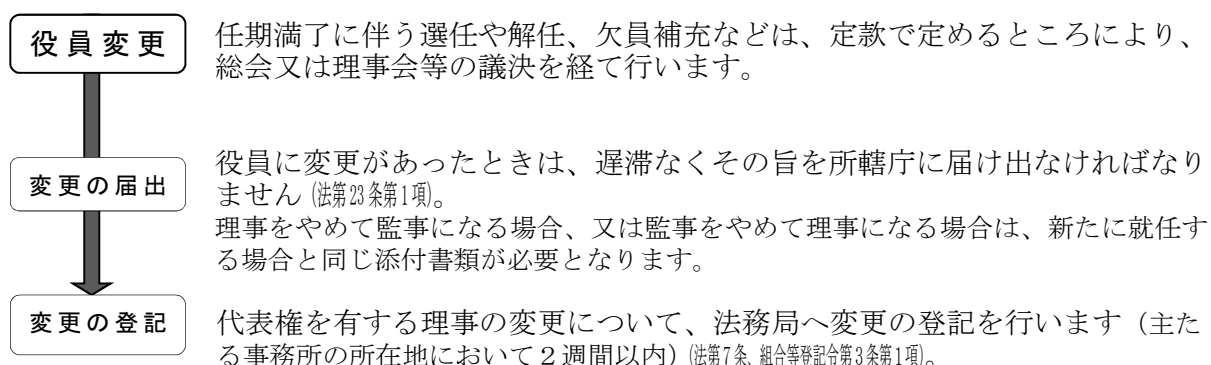
2 役員の変更

法人の役員に変更（新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所の異動、改姓又は改名）があったときは、所轄庁に届け出なければなりません（法第23条）。

ただし、役員全員が任期満了と同時に再任された場合で、氏名、住所等に変更がない場合には、所轄庁への届出は必要ありません。

代表権を有する理事の変更については、法務局へ変更の登記をする必要があります（登記は、全員が任期満了と同時に再任された場合も必要）（法第7条、組合等登記令第3条第1項）。

（1）手続きの流れ



（2）手続きに必要な書類（様式・記載例は、様式-2及び以下参照ページをご確認ください。）

① 役員変更（新潟市に提出）

	書類の名称	部数	参照
1	役員の変更等届出書（別記様式第4号）	1	様式-53
2	変更後の役員名簿	1	様式-9
3	役員の就任及び誓約書の写し	各1	様式-11
4	住民票（申請前6か月以内のもの）※本人から、住民基本台帳ネットワークでの確認の申し出がある場合、添付不要。	各1	官公署発行のもの

注) 3の「就任及び誓約書の写し」と4の「住民票」は、役員が新たに就任した時（役職変更した場合を含む）に添付します。

② 役員変更の登記（法務局に提出）

	書類の名称	部数	参照
1	登記申請書	1	詳細は、法務局にお問合せください。
2	変更を証する書面（総会議事録等、定款、就任承諾書、辞任届など変更内容により必要な書類）	1	

（3）定款による代表権の定めについて

平成24年4月1日から施行された特定非営利活動促進法及び組合等登記令の改正により、理事の代表権の範囲又は制限に関する定めが登記事項となり、法第16条に基づき、定款において理事の代表権の範囲又は制限に関する定めを設けている場合には、その旨を登記しなければなりません。

また、特定の理事（理事長等）のみが法人を代表する旨の定款の定めがある場合には、当該理事以外の理事を登記する必要がなくなりました。組合等登記令の改正が施行される際に、代表権の範囲又は制限に関する定めがある法人については、施行の日から6か月以内に（ただし、他の登記をするときは、当該他の登記と同時に）変更の登記をしなければなりません。

なお、これらの登記を怠った場合には、20万円以下の科過料に処せられることがあります。（法第80条、法施行令附則第2条、第3条、組合等登記令第2条及び別表）

定款の記載例

《理事全員が代表権を有する場合》

第〇条 理事全員は、この法人を代表する。また、理事長は、この法人の業務を総理する。

《理事のみが代表権を有する場合》

第〇条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(注) 定款に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」等の規定がある場合には、理事長のみが当該法人を代表し、それ以外の理事の代表権は制限したものと解されます。この場合、①理事以外の理事の抹消登記を行うか、②理事の代表権の範囲を定める定款変更を行うかのどちらかの手続きが必要となります。

3 定款の変更

（1）認証が必要な事項

法人が定款を変更するには、総会の決議を経たのちに、以下の変更事項については、所轄庁の認証を受けなければなりません（法第25条第3項）。

- ・ 目的
- ・ 名称
- ・ 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ・ 所轄庁の変更を伴う主たる事務所及びその他の事務所の所在地の変更（次頁参照）
- ・ 社員の資格の得喪に関する事項
- ・ 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- ・ 会議に関する事項
- ・ その他の事業を行う場合
- ・ 残余財産の帰属すべき者に係る事項
- ・ 定款の変更に関する事項

（2）届出で足りる事項（認証不要です）

下記の定款変更については認証を受ける必要がなく、所轄庁へ変更の届出をすることとされています（法第25条第6項）。

- ・ 事務所の所在地
- ・ 役員の定数
- ・ 事業年度
- ・ 会計に関する事項
- ・ 資産に関する事項
- ・ 解散に関する事項
- ・ 公告の方法
- ・ 法第11条第1項各号にない事項

（参考）定款変更を要しない事務所所在地の変更の場合
～所轄庁へ連絡をお願いします。～

定款に記載された主たる事務所の所在地が市町村名までの場合、当該市町村内での移転は、定款変更の必要がありません。事務所の所在地変更について、定款に基づき意思決定をしたうえで、法務局へ登記の変更を行います。

所轄庁へ届出等の義務はありませんが、法人の情報を公開していますので、変更後の事務所所在地をご連絡くださるようお願いします。
※代表者の変更についても同様です。

変更した内容が登記事項の変更にあたる場合には、2週間以内に法務局へ変更の登記を行う必要があります（組合法第3条第1項）。

また、登記完了後、定款の登記完了届出書を所轄庁に提出する必要があります（法第25条第7項）。

※【認証が必要な事項】と【届出で足りる事項】の定款変更が同時にある場合は、「定款変更認証申請書」にまとめて記載して申請してください。

（3）所轄庁の変更を伴う定款変更認証申請について

主たる事務所及び従たる事務所の所在地の変更で、所轄庁の変更を伴う定款変更認証申請は、変更前の所轄庁を経由して、変更後の所轄庁に提出され、変更後の所轄庁等が審査することになっています（法第26条）。

様式や記載方法など変更後の所轄庁等の指示に従って書類を作成した上で、申請書類一式を新潟市に提出します。

変更内容	変更時の手続き	受理・認証する者 （以後の所轄庁等）
主たる事務所の所在地を、県内の市町村に変更した場合		
権限委譲市※の場合	変更先の権限移譲市あての定款変更認証申請書を新潟市に提出します。新潟市から、新潟県を経由し、当該市へ送付します。	権限移譲市
権限委譲市以外の 場合	新潟県あての定款変更認証申請書を新潟市に提出します。新潟市から、新潟県へ送付します。	新潟県
主たる事務所の所在地を、県外に変更した場合	他の都道府県又は指定都市等への定款変更認証申請書を新潟市へ提出します。新潟市から、申請先の自治体へ送付します。	他の都道府県又は指定都市等
従たる事務所を、新潟市以外に設ける（変更する）場合		
県内の場合	新潟県あての定款変更認証申請書を新潟市に提出します。新潟市が経由して、新潟県へ送付します。	新潟県
県外の場合	新潟市までお問合せください。	

※新潟県内の権限移譲市は以下の15市です。（令和3年7月1日現在）

窓口等は、以下新潟県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kenminseikatsu/120231726356>

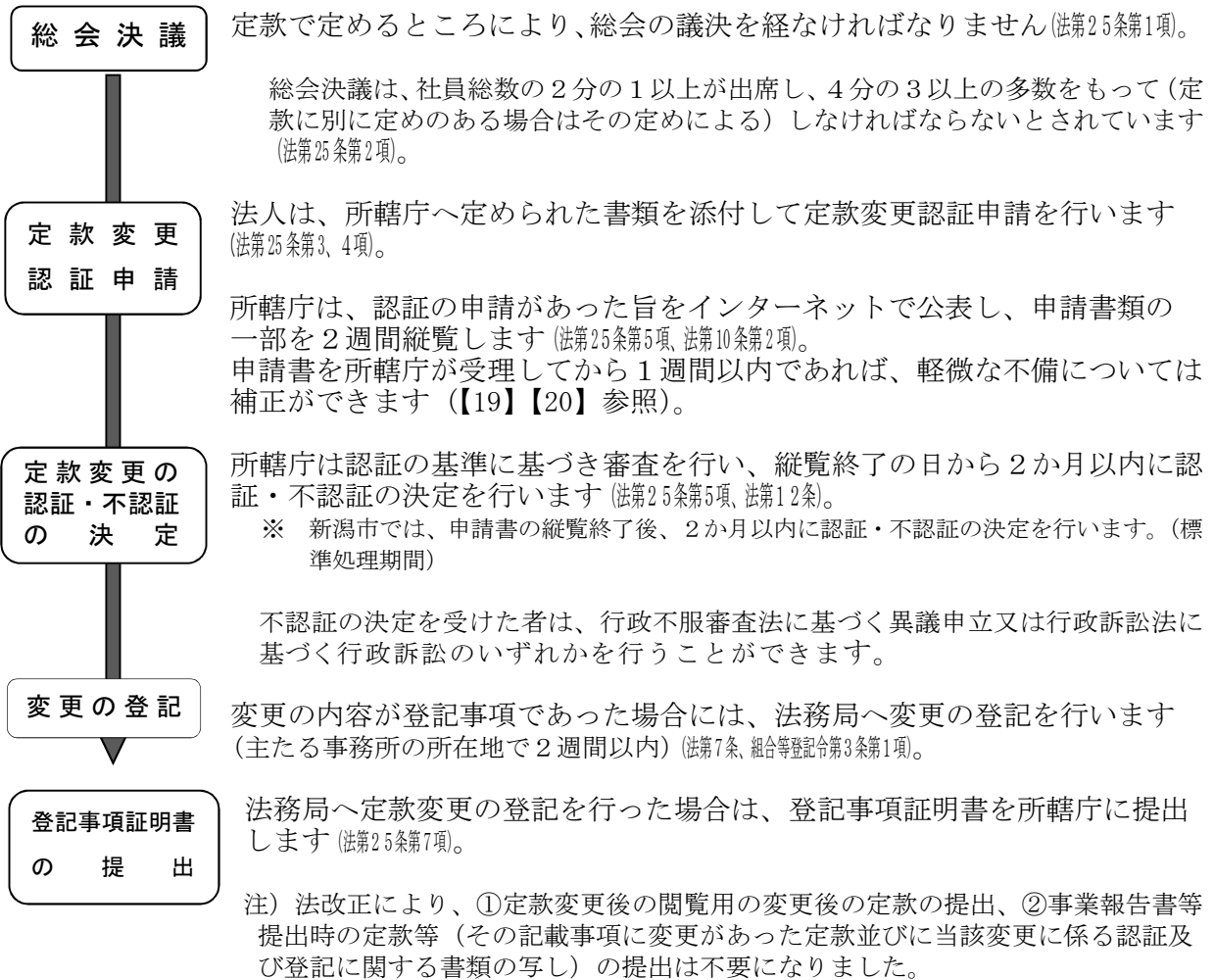
- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| ①長岡市 | ②三条市 | ③柏崎市 | ④新発田市 |
| ⑤小千谷市 | ⑥加茂市 | ⑦十日町市 | ⑧見附市 |
| ⑨村上市 | ⑩燕市 | ⑪阿賀野市 | ⑫佐渡市 |
| ⑬魚沼市 | ⑭南魚沼市 | ⑮胎内市 | |

【所轄庁変更を伴う定款変更認証申請の場合に添付する書類】

手続きに必要な書類に加えて、以下の書類の添付が必要となります（法第26条第2項）。

- ① 役員名簿
- ② 確認書
- ③ 直近の法28①に規定する事業報告書等

（4）手続きの流れ（認証）



（参考）定款変更の際の定款附則について

定款変更をした際には、その施行日などを附則に定めておくことができます。設立時の附則など従前の附則を削除、変更したりすることはできませんので、変更にかかる附則は、従前の附則のあとに、新たな附則を設けて記載することになります。また、附則に規定することに代えて、別の資料として総会議決日、変更の施行日、変更内容などを整理しておくことで対応することもできます。

（記載例・・・設立時など従前の附則のあとに追加）

附 則（令和〇〇年〇〇月〇〇日）←総会で変更を議決した日

1 この定款の変更は、所轄庁の認証の日（令和 年 月 日）から施行する。

※ 認証が必要な変更の場合は、所轄庁の認証の日から効力を有します。

申請の際、定款の附則を上記のように認証日を空欄にして申請いただいた場合は、認証の際に日付を入れて通知します。

（5） 手続きに必要な書類（認証）

（様式・記載例は、様式-3 及び以下参照ページをご確認ください）

① 定款変更認証申請（新潟市に提出）

	書類の名称	部数	参照
1	定款変更認証申請書（別記様式第5号）	1	様式-57
2	定款	1	様式-83
3	定款変更を総会で議決したことを証する議事録の写し	1	様式-61
※活動の種類及び事業内容を変更する場合は、下記の書類を添付します。			
4	定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書	1	様式-21
5	定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書	1	様式-25

② 申請書類の補正（新潟市が申請書を受付した日より1週間以内であれば補正が可能）

	書類の名称	部数	参照
1	補正書	1	様式-29
2	補正後の書類	1	—

③ 定款変更登記（法務局に提出）

	書類の名称	部数	参照
1	登記申請書	1	詳細は、法務局にお問合せください。
2	定款	1	
3	定款変更認証通知書	1	
4	総会等議事録	1	

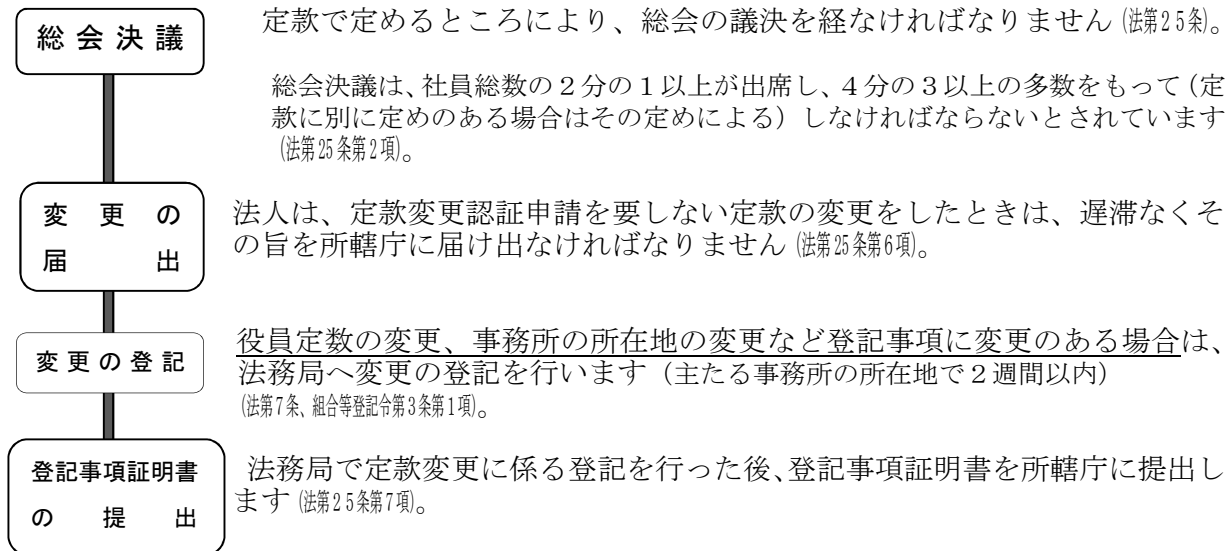
④ 定款変更の登記完了提出書（新潟市に提出）

※定款変更に係る登記をした場合にのみ提出が必要です。

	書類の名称	部数	参照
1	定款の変更の登記完了提出書（別記様式第7号）	1	様式-63
2	登記事項証明書	1	法務局発行のもの

注）法人の名称の変更など、変更の内容により、市役所市民税課や県地域振興局県税部などの税金関係、社会保険関係、実施事業を所管する機関などへ届出が必要と思われるので、各関係機関に確認ください。

（6）手続きの流れ（届出）



（参考）定款変更の際の定款附則について

定款変更をした際には、その施行日などを附則に定めておくことができます。設立時の附則など従前の附則を削除、変更したりすることはできませんので、変更にかかる附則は、従前の附則のあとに、新たな附則を設けて記載することになります。

また、附則に規定することに代えて、別の資料として総会議決日、変更の施行日、変更内容などを整理しておくことで対応することもできます。

（記載例・・・設立時など従前の附則のあとに追加）

附 則（令和〇〇年〇〇月〇〇日）←総会で変更を議決した日

1 この定款の変更は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

（※ 認証が必要な変更の場合は、「所轄庁の認証の日から施行する」）

（7） 手続きに必要な書類（届出）

（様式・記載例は、様式-3 及び以下参照ページをご確認ください）

① 定款変更届（新潟市に提出）

	書類の名称	部数	参照
1	定款変更届（別記様式第6号）	1	様式-59
2	定款	1	様式-83
3	定款変更を総会で議決したことを証する議事録の写し	1	様式-61

② 変更登記（法務局に提出）

	書類の名称	部数	参照
1	登記申請書	1	詳細は、法務局にお問合せください。
2	変更を証する書面（総会議事録等、変更後の定款）	1	

③ 定款変更の登記完了提出書（新潟市に提出）

※定款変更に係る登記をした場合にのみ提出が必要です。

	書類の名称	部数	参照
1	定款の変更の登記完了提出書（別記様式第7号）	1	様式-63
2	登記事項証明書	1	法務局発行のもの

注）法人の名称の変更など、変更の内容により、市役所市民税課や県地域振興局県税部などの税金関係、社会保険関係、実施事業を所管する機関などへ届出が必要と思われるので、各関係機関に確認ください。

4 その他

（1）特別代理人の選任について（利益相反行為）

法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有さず、この場合において、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならないとされています（法第17条の4）。

①利益相反行為とは？

ある行為により、一方の利益になると同時に、他方への不利益になる行為をいいます。

【事例1】

理事長（個人）所有の建物を、NPO法人の事務所として使用するため、理事長（個人）とNPO法人が賃貸借契約を結ぶ。

【事例2】

NPO法人の設立認証を受け、理事長がそれまで個人で使用していた自家用車をNPO法人名義（理事長名）に変更するため、名義変更の手続きを行う。

⇒いずれも利益相反行為に該当するため、特別代理人の選任が必要です。ただし、定款で代表権の行使を理事長のみに制限せず、理事長以外の理事が代表権を行使できる定めがある場合は、特別代理人の選任は不要という考えもありますが※1、特別代理人の選任をさまたげるものではありません。

※1 この場合、事例1であれば個人（理事長）と理事長以外の他の理事との契約になり、事例2であれば、名義変更後の名義は、理事長以外の理事になります。

【参考】利益相反取引

（1）直接取引

理事等が自己または第三者のために法人と取引をすること。このうち、自己のためにする場合を自己取引という。

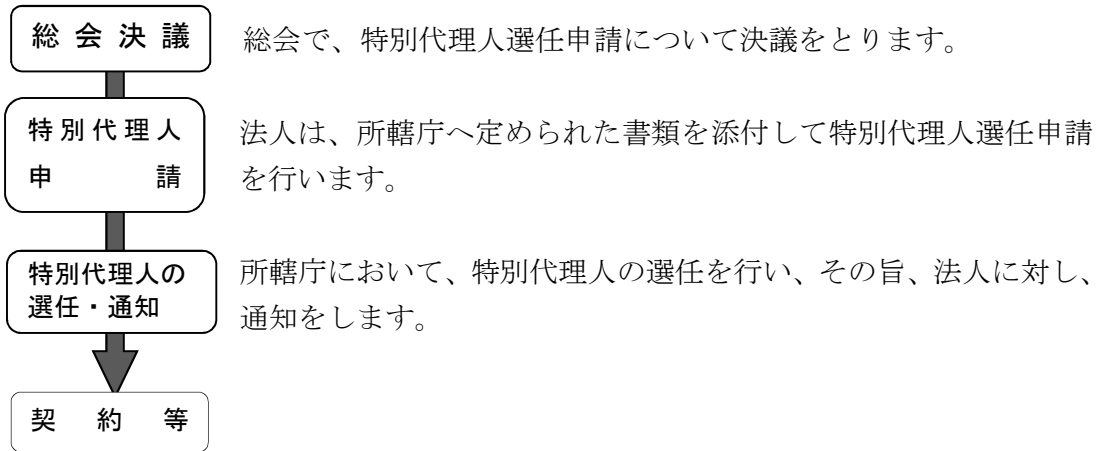
理事等が法人に物を売するような場合などで、理事等の利益（高いほうが利益）と法人の利益（安いほうが利益）が相反する。

（2）間接取引

理事等が自己または第三者のために、理事以外の者との間において、法人と理事等の利益が相反する取引をすること。この場合、法人側を代表する理事等は、利益が相反する理事自身でなくても該当する。

理事等の債務に対する法人の保証が典型例で、保証契約自体は第三者である債権者と保証人である法人との取引であるが、保証されることで債務者である理事等の利益となり、実質的には理事等の利益（保証してもらった利益）と会社の利益（保証の負担が無いほうが利益）が相反する。

②手続きの流れ



③手続きに必要な書類（新潟市に提出）

	書類の名称	部数	参照先
1	特別代理人選任申請書	1	様式-79
2	総会議事録	1	様式-81
3	特別代理人就任承認及び誓約書	1	様式-11

第4章 法人の解散と合併

1 解散

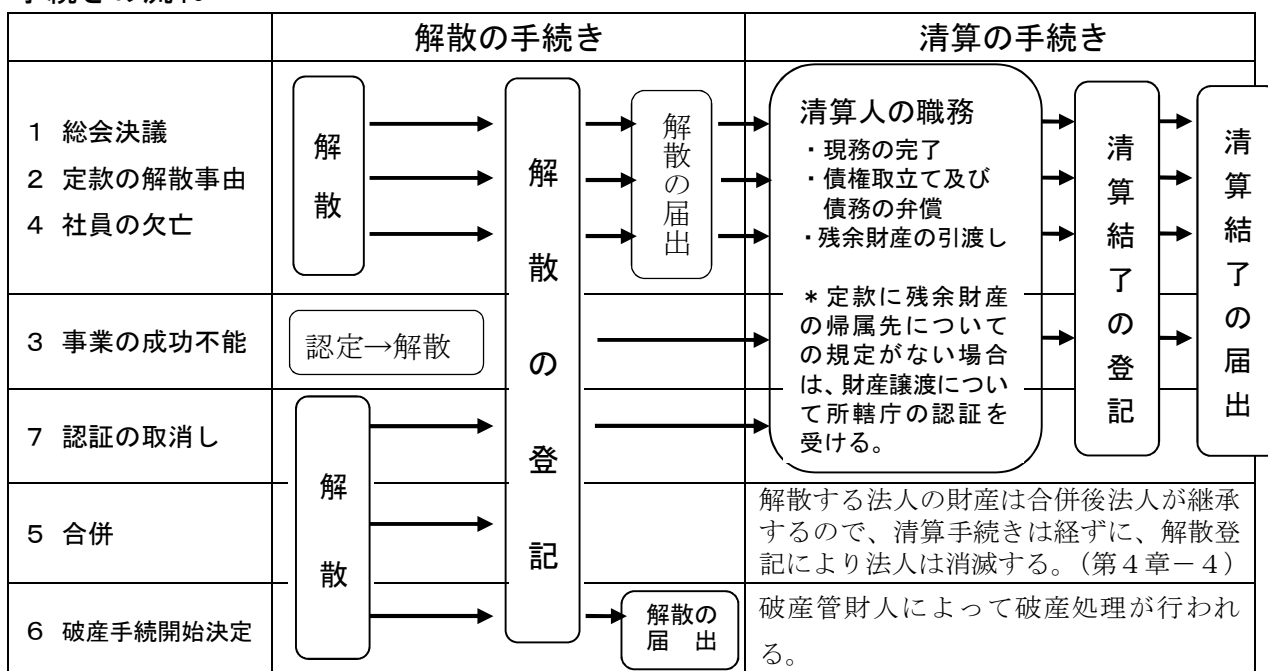
特定非営利活動法人は、次のような事由により解散します（法第31条第1項）。

解散した法人は、清算の目的の範囲内において、その清算が終了するまで存続します（法第31条の4）。

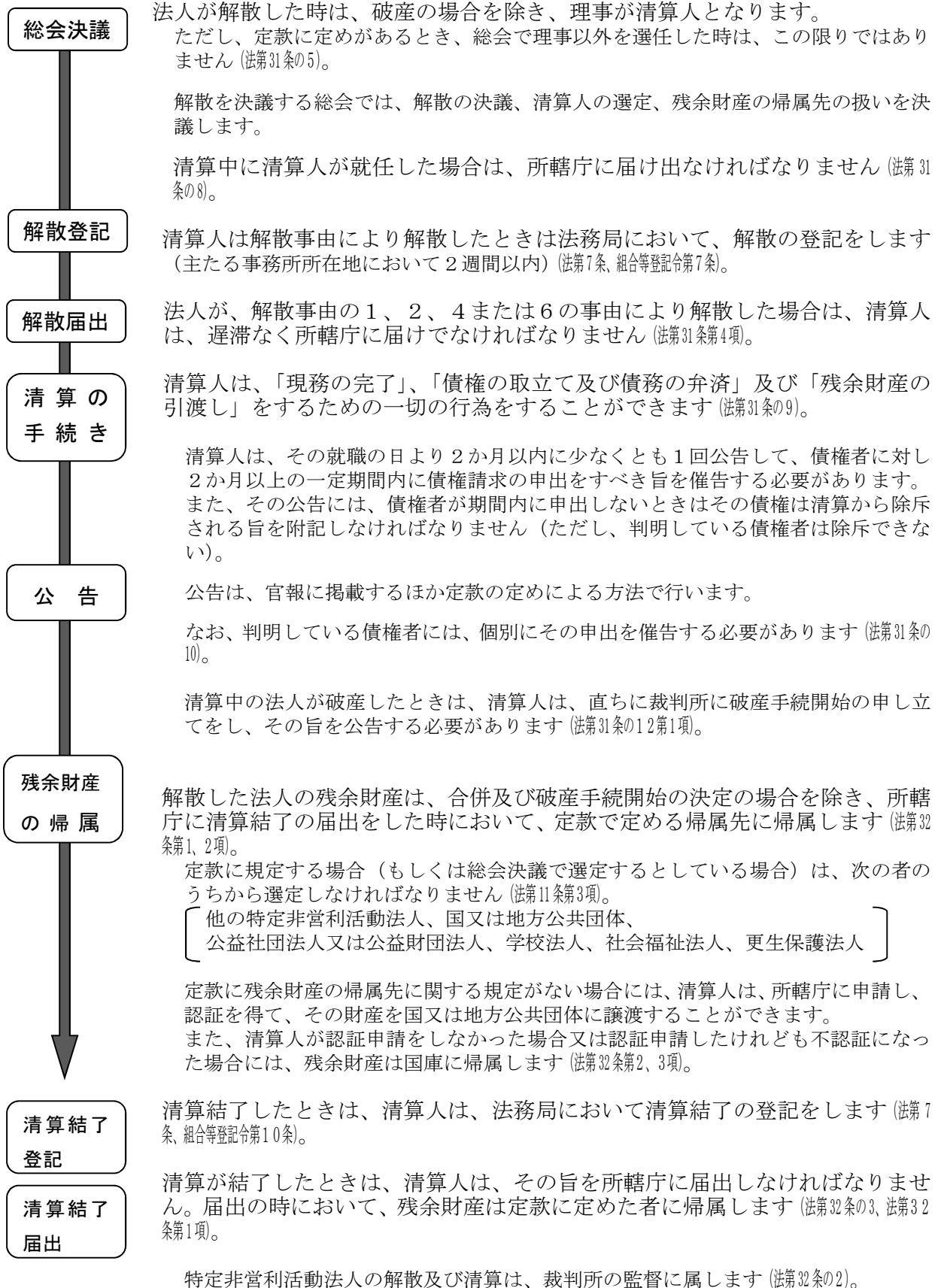
解散した場合、清算が終了した場合には、所轄庁に届出なければなりません（法第31条第4項、第32条の3）。

	解散の事由 (法第31条第1項)	要件等	解散時期
1	社員総会の決議	法人の社員総会において、社員総数の4分の3以上（定款に別に定めがあるときはその定めによる）の承諾をもって解散の決議をし、解散することができます。（法第31条の2）	総会で議決したとき
2	定款で定めた解散事由の発生	法の規定以外に、解散の事由を定款に定めている場合、その事由が発生したときに解散します。	事由発生するとき
3	目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能	法人が目的とする特定非営利活動に係る事業を達成することができないことについて、所轄庁の認定がなければ解散することはできません。（法第31条第2項）	所轄庁が認定したとき
4	社員の欠亡	社員が全くなくなった場合に、解散します。	要件に該当したとき
5	合併	合併の認証をうけて、相手方法人に吸収合併となるとき、合併により新設法人になるときに解散します。（P93）	
6	破産手続き開始の決定	法人が債務を完済することができなくなったときは、裁判所は、理事又は債権者の申立てにより若しくは職権により破産手続きの開始の決定をすることになります。	
7	設立の認証の取消し	改善命令に違反し、他の方法によっては監督の目的を達成できないときなどは、所轄庁は認証を取り消すことがあります。（P102）	

手続きの流れ



(1) 手続きの流れ



(2) 手続きに必要な書類

(様式・記載例は、様式-5 及び以下参照ページをご確認ください)

① 解散及び清算人就任の登記 (法務局に提出)

	書類の名称	部数	参照
1	登記申請書	1	詳細は、法務局にお問合せください。
2	解散の事由の発生を証する書面 (総会議事録等)	1	
3	清算人就任に関する書類 (定款、議事録など)	1	

注) このほかに、清算人についての印鑑届書の提出が必要です。

② 解散届 (新潟市に提出)

	書類の名称	部数	参照
1	解散届出書 (別記様式第10号)	1	様式-67
2	解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書	1	法務局発行のもの

③ 事業の成功の不能による解散についての認定申請 (認定を受ける場合に新潟市に提出)

	書類の名称	部数	参照
1	解散認定申請書 (別記様式第9号)	1	様式-65
2	目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能を証する書面 (任意様式)	1	—

④ 清算人就任届 (清算中に清算人が就任したときの新潟市に提出)

	書類の名称	部数	参照
1	清算人就任届出書 (別記様式第11号)	1	様式-69
2	当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書	1	法務局発行のもの

⑤ 財産譲渡承認申請 (定款に残余財産の帰属先に関する規定がない場合、新潟市に提出)

	書類の名称	部数	参照
1	残余財産譲渡承認申請書 (別記様式第12号)	1	様式-71

⑥ 清算終了登記 (法務局に提出)

	書類の名称	部数	参照
1	登記申請書	1	詳細は、法務局にお問合せください。
2	清算事務報告書	1	

⑦ 清算終了届 (新潟市に提出)

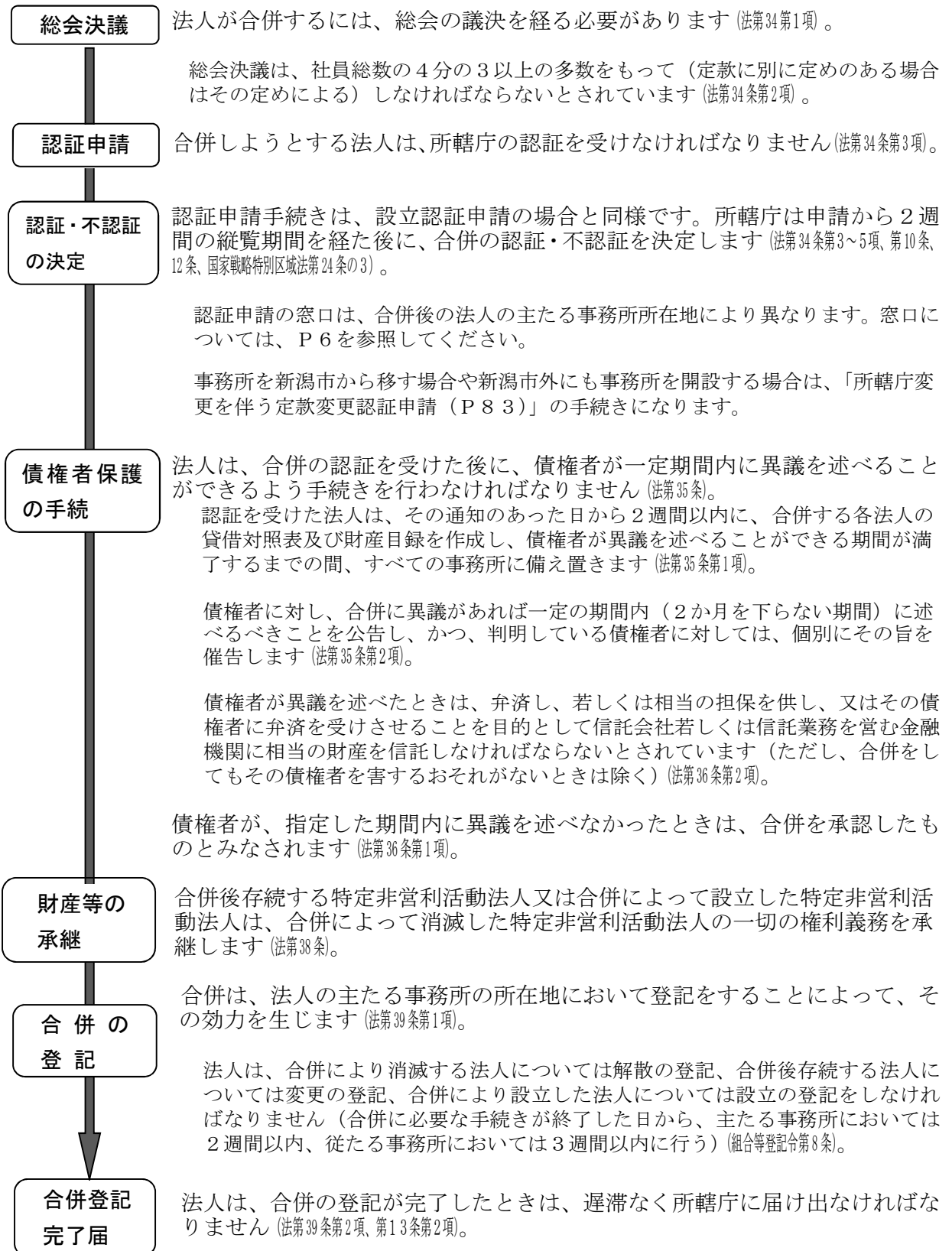
	書類の名称	部数	参照
1	清算終了届出書 (別記様式第13号)	1	様式-73
2	当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書	1	法務局発行のもの

注) 法人の解散により、市役所市民税課や県地域振興局県税部などの税金関係、社会保険関係、実施事業を所管する機関などへの届出等が必要と思われるので、各関係機関に確認ください。

2 合併

法人は、所轄庁の認証を受けて、他の特定非営利活動法人と合併することができます（法第33、34条）。

(1) 手続きの流れ



(2) 手続きに必要な書類

(様式・記載例は、様式-5 及び以下参照ページをご確認ください)

① 合併認証申請書 (新潟市に提出)

	書類の名称	部数	参照
1	合併認証申請書 (別記様式第14号)	1	様式-75
2	定款	1	様式-83
3	役員名簿 (役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載したもの)	1	様式-9
4	役員の就任承諾及び誓約書の写し	各1	様式-11
5	住民票 (申請前6か月以内のもの) ※本人から、住民基本台帳ネットワークでの確認の申し出がある場合、添付不要。	各1	官公署発行のもの
6	社員のうち10人以上の者の氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 及び住所又は居所を記載した書面	1	様式-13
7	確認書	1	様式-15
8	合併趣旨書	1	様式-17
9	合併の議決をした社員総会の議事録の写し	1	様式-19
10	合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	1	様式-21
11	合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	1	様式-25

② 申請書類の補正 (新潟市が申請書を受理した日より1週間以内であれば補正が可能)

	書類の名称	部数	参照
1	補正書	1	様式-31
2	補正後の書類	1	—

③ 合併の登記 (法務局に提出)

	書類の名称	部数	参照
1	登記申請書	1	詳細は、法務局にお問合せください。
2	定款	1	
3	所轄庁の合併認証通知書	1	
4	代表権を有する者の資格を有する書 (議事録の写し、役員就任承諾書)	1	
5	合併により消滅する法人の登記事項証明書 (当該登記所の管轄内に主たる事務所があるものは除く)	1	
6	債権者に対する異議の申し出に関する公告及び催告並びに異議を申し出た債権者への弁済等の手続を経たことを証する書面	1	

注) 上記のほか新設合併の場合、法人の印鑑登録のため、印鑑届出書、法人印、代表者の印鑑証明書が必要です。

④ 合併登記完了届（新潟市に提出）

	書類の名称	部数	参照先
1	合併登記完了届出書（別記様式第15号）	1	様式-79
2	当該登記をしたことを証する登記事項証明書	1	法務局発行のもの
3	法第35条1項の財産目録	1	

注) 法人の合併により、上記以外にも市役所市民税課や県地域振興局県税部、税務署などの税金関係、社会保障関係、実施事業を所管する機関など、活動状況に応じ届出等が必要と思われるので、各関係機関にご確認ください。

1 監督

所轄庁は、法人から毎年提出される事業報告書等の書類により、法人の状況を把握するほか、法に基づいて、報告及び検査、改善命令及び設立認証の取消を行うことがあります。

(1) 報告及び検査(法第41条第1項)

所轄庁は、法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、その法人に対して、その業務若しくは財産の状況に関して報告を求め、又は、その法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査することがあります。

(2) 改善命令(法第42条)

所轄庁は、法人が、次の場合に該当すると認めるときは、その法人に対して、期限を決めて改善のために必要な措置をとるように命令することがあります。

①次に掲げる法人の要件を欠くに至った場合

- ア 営利を目的としない団体であること(法第2条第2項第1号)
- イ 社員の資格の得喪に関して不当な条件をつけないこと(法第2条第2項第1号イ)
- ウ 役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下であること(法第2条第2項第1号ロ)
- エ 宗教活動を主目的としないこと(法第2条第2項第2号イ)
- オ 政治活動を主目的としないこと(法第2条第2項第2号ロ)
- カ 特定の公職の候補者、公職者、政党の推薦、支持、反対を目的としないこと(法第2条第2項第2号ハ)
- キ 暴力団又は暴力団やその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと(法第12条第1項第3号)
- ク 10人以上の社員を有するものであること(法第12条第1項第4号)

②法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反する場合

③運営が著しく適正を欠く場合

(3) 設立認証の取消し(法第43条第1項、同条第2項)

所轄庁は、次の場合には、法人の設立の認証を取り消すことがあります。認証の取り消しを行おうとする場合には、聴聞の手続をとることとされています。

- ①改善命令に違反し、他の方法では監督の目的が達成できない場合
- ②法第29条で毎年1回提出するように定められた事業報告書等の提出を3年以上行わなかった場合
- ③法人が法令に違反した場合で、改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達する事ができない場合

2 罰 則

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）は、次の違反行為に対して、罰則規定を設けています。

（1）50万円以下の罰金に処せられる場合（法第78条、第79条）

- ① 正当な理由がないのに所轄庁による改善命令に違反してその命令に係る措置を採らなかった者（法第42条違反）
- ② 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、上記①の違反行為をしたときは、その行為者及びその法人等（法第42条違反）

（2）20万円以下の過料に処せられる場合（法第80条）

次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人

- ① 組合等登記令に違反して、登記することを怠ったとき（法第7条第1項違反）
- ② 法人設立時（合併時を含む。）に財産目録を作成せず、備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法第14条違反）
- ③ 役員の変更等及び定款変更の認証を要しない定款の変更をした場合で、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法第23条第1項又は第25条第6項違反）
- ④ 法第28条第1項の規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法第28条第1項、第2項違反）
- ⑤ 事業報告書等、定款の変更に係る登記事項証明書の届出の提出を怠ったとき（法第25条第7項、第29条第1項違反）
- ⑥ 法人がその債務を完済することができなくなったにもかかわらず、理事が直ちに裁判所に破産手続開始の申立てをしなかったとき（法第31条の3第2項）
- ⑦ 清算中に法人の財産が、その債務の完済に不足することが明らかになったにもかかわらず、清算人が直ちに裁判所に破産手続開始の申立てをしなかったとき（法第31条の12第1項違反）
- ⑧ 清算人は、債権者に対し、2か月以内の定めた期間内に請求すべき旨、その就職の日より2か月以内に少なくとも1回公告しなければならないのに、公告せず、又は不正の公告をしたとき（法第31条の10第1項違反）
- ⑨ 清算人は、裁判所に破産手続開始の申立てをしたことを公告しなければならないのに、公告をせず、又は不正の公告をしたとき（法第31条の12第1項違反）
- ⑩ 合併の認証があったとき、通知のあった日から2週間以内に作成し、事務所に備え置かなければならない財産目録、及び貸借対照表を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法第35条第1項違反）
- ⑪ 合併の認証があったとき、通知のあった日から2週間以内に債権者に対し、合併に異議があれば2か月以内の定めた期間内に述べることを公告せず、あるいは、判明している債権者に対して、各別にこれを催告しなかったとき（法第35条第2項違反）
- ⑫ 合併について債権者が異議を述べた場合に、法人が弁済をせず、若しくは相当の担保を供せず、財産を信託しなかったとき（法第36条第2項違反）
- ⑬ 法第41条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（法第41条第1項違反）

（3）10万円以下の過料に処せられる場合（法第81条）

その名称中に「特定非営利活動法人」又は、これに紛らわしい文字を用いた特定非営利活動法人以外の者

	ページ番号
特定非営利活動促進法	関係法令-1
特定非営利活動促進法施行令	関係法令-34
特定非営利活動促進法施行規則	関係法令-41
組合等登記令	関係法令-51
国家戦略特別区域法（削除）	関係法令-57
新潟市特定非営利活動促進法施行条例	関係法令-58
新潟市特定非営利活動促進法施行細則	関係法令-63
新潟市特定非営利活動促進法の施行に係る情報通信技術の利用等に関する要綱	関係法令-68

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であつて公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もつて公益の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。

以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

3 この法律において「認定特定非営利活動法人」とは、第四十四条第一項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

4 この法律において「特例認定特定非営利活動法人」とは、第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

第二章 特定非営利活動法人

第一節 通則

（原則）

第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

（名称の使用制限）

第四条 特定非営利活動法人以外の者は、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

（その他の事業）

第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。この場合において、利益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

（住所）

第六条 特定非営利活動法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（登記）

第七条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条の規定は、特定非営利活動法人について準用する。

（所轄庁）

第九条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）とする。

第二節 設立

（設立の認証）

第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

- 一 定款
 - 二 役員に係る次に掲げる書類
 - イ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。）
 - ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
 - ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの
 - 三 社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
 - 四 第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面
 - 五 設立趣旨書
 - 六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
 - 七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
 - 八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。）
- 2 所轄庁は、前項の認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項をインターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により公表するとともに同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類（（同項第二号イに掲げる書類については、これに記載された事項中、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの。第二号において「特定添付書類」という。）を、申請書を受理した日から二週間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。
- 一 申請のあった年月日
 - 二 特定添付書類に記載された事項
- 3 前項の規定による公表は、第十二条第一項の規定による認証又は不認証の決定がされるまでの間、行うものとする。
- 4 第一項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り、これを補正することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受理した日から一週間を経過したときは、この限りでない。

（定款）

第十一条 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- 四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- 五 社員の資格の得喪に関する事項
- 六 役員に関する事項
- 七 会議に関する事項

- 八 資産に関する事項
- 九 会計に関する事項
- 十 事業年度
- 十一 その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- 十二 解散に関する事項
- 十三 定款の変更に関する事項
- 十四 公告の方法

- 2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。
- 3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。
 - 一 国又は地方公共団体
 - 二 公益社団法人又は公益財団法人
 - 三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人
 - 四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人
 - 五 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人

（認証の基準等）

- 第十二条** 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。
- 一 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。
 - 二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。
 - 三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。）
 - ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
 - 四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。
- 2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月（都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間）以内に行わなければならない。
- 3 所轄庁は、第一項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

（意見聴取等）

- 第十二条の二** 第四十三条の二及び第四十三条の三の規定は、第十条第一項の認証の申請があった場合について準用する。

（成立の時期等）

第十三条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

（財産目録の作成及び備置き）

第十四条 特定非営利活動法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその事務所に備え置かなければならない。

第三節 管理

（通常社員総会）

第十四条の二 理事は、少なくとも毎年一回、通常社員総会を開かなければならない。

（臨時社員総会）

第十四条の三 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

2 総社員の五分之一以上から社員総会の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時社員総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分之一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

（社員総会の招集）

第十四条の四 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

（社員総会の権限）

第十四条の五 特定非営利活動法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によって行う。

（社員総会の決議事項）

第十四条の六 社員総会においては、第十四条の四の規定によりあらかじめ通知をした事項についてののみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（社員の表決権）

第十四条の七 各社員の表決権は、平等とする。

- 2 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。
- 3 社員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。第二十八条の二第一項第三号において同じ。）により表決をすることができる。
- 4 前三項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

（表決権のない場合）

第十四条の八 特定非営利活動法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。

（社員総会の決議の省略）

第十四条の九 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

- 2 前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終結したものとみなす。

（役員の数）

第十五条 特定非営利活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

（理事の代表権）

第十六条 理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

（業務の執行）

第十七条 特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

（理事の代理行為の委任）

第十七条の二 理事は、定款又は社員総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

（仮理事）

第十七条の三 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

ならない。

（利益相反行為）

第十七条の四 特定非営利活動法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

（監事の職務）

第十八条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。
- 三 前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。
- 五 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（監事の兼職禁止）

第十九条 監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならない。

（役員の欠格事由）

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ・特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・刑法第204条〔傷害〕、第206条〔現場助勢〕、第208条〔暴行〕、第208条の2〔凶器準備集合及び結集〕、第222条〔脅迫〕、第247条〔背任〕の罪を犯した場合
 - ・暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- 四 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者
- 五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

（役員親族等の排除）

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることにはならない。

（役員欠員補充）

第二十二条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（役員変更等の届出）

第二十三条 特定非営利活動法人は、その役員の名又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なく、変更後の役員名簿を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 特定非営利活動法人は、役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）において前項の届出をするときは、当該役員に係る第十条第一項第二号ロ及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。

（役員任期）

第二十四条 役員任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、定款で役員を社員総会で選任することとしている特定非営利活動法人にあっては、定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長することができる。

（定款変更）

第二十五条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 定款の変更（第十一条第一項第一号から第三号まで、第四号（所轄庁の変更を伴うものに限る。）、第五号、第六号（役員定数に係るものを除く。）、第七号、第十一号、第十二号（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。）は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第十一条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。

- 5 第十条第二項から第四項まで及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。
- 6 特定非営利活動法人は、定款の変更（第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。）をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。
- 7 特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書在所轄庁に提出しなければならない。

第二十六条 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条第四項の申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するものとする。

- 2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八条第一項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録）を申請書に添付しなければならない。
- 3 第一項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

（会計の原則）

第二十七条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

- 一 削除
- 二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- 三 計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第一項において同じ。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- 四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（事業報告書等の備置き等及び閲覧）

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう）並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（以下「事業報告書等」という。）を作成し、これらを、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

- 2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿

及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。）を、その事務所に備え置かなければならない。

- 3 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。
 - 一 事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第三十条及び第四十五条第一項第五号イにおいて同じ。）
 - 二 役員名簿
 - 三 定款等

（貸借対照表の公告）

第二十八条の二 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。

- 一 官報に掲載する方法
 - 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
 - 三 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。以下この条において同じ。）
 - 四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する貸借対照表の公告の方法として同項第一号又は第二号に掲げる方法を定款で定める特定非営利活動法人は、当該貸借対照表の要旨を公告することで足りる。
 - 3 特定非営利活動法人が第一項第三号に掲げる方法を同項に規定する貸借対照表の公告の方法とする旨を定款で定める場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。
 - 4 特定非営利活動法人が第一項の規定により電子公告による公告をする場合には、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して当該公告をしなければならない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、同項の規定により電子公告による公告をしなければならない期間（第二号において「公告期間」という。）中公告の中断（不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれないこととなったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼさない。
 - 一 公告の中断が生ずることにつき特定非営利活動法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は特定非営利活動法人に正当な事由があること。

- 二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。
- 三 特定非営利活動法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと。

（事業報告書等の提出）

第二十九条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

（事業報告書等の公開）

第三十条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去五年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これらの書類（事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）を閲覧させ、又は謄写させなければならない。

第四節 解散及び合併

（解散事由）

第三十一条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 社員総会の決議
 - 二 定款で定めた解散事由の発生
 - 三 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - 四 社員の欠亡
 - 五 合併
 - 六 破産手続開始の決定
 - 七 第四十三条の規定による設立の認証の取消し
- 2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。
- 3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。
- 4 清算人は、第一項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

（解散の決議）

第三十一条の二 特定非営利活動法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（特定非営利活動法人についての破産手続の開始）

第三十一条の三 特定非営利活動法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

（清算中の特定非営利活動法人の能力）

第三十一条の四 解散した特定非営利活動法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

（清算人）

第三十一条の五 特定非営利活動法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

（裁判所による清算人の選任）

第三十一条の六 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第三十一条の七 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の届出）

第三十一条の八 清算中に就任した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

（清算人の職務及び権限）

第三十一条の九 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）

第三十一条の十 清算人は、特定非営利活動法人が第三十一条第一項各号に掲げる事由によって解散した後、遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。

3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第三十一条の十一 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、特定非営利活動法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始）

第三十一条の十二 清算中に特定非営利活動法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

- 2 清算人は、清算中の特定非営利活動法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
- 3 前項に規定する場合において、清算中の特定非営利活動法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
- 4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

（残余財産の帰属）

第三十二条 解散した特定非営利活動法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算終了の届出の時ににおいて、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

- 2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。
- 3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

（裁判所による監督）

第三十二条の二 特定非営利活動法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- 2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。
- 3 特定非営利活動法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。
- 4 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べるることができる。

（清算終了の届出）

第三十二条の三 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

（解散及び清算の監督等に関する事件の管轄）

第三十二条の四 特定非営利活動法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（不服申立ての制限）

第三十二条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第三十二条の六 裁判所は、第三十一条の六の規定により清算人を選任した場合には、特定非営利活動法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

第三十二条の七 削除

（検査役の選任）

第三十二条の八 裁判所は、特定非営利活動法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

- 2 第三十二条の五及び第三十二条の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「特定非営利活動法人及び検査役」と読み替えるものとする。

（合併）

第三十三条 特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

（合併手続）

第三十四条 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。
- 3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。
- 4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。
- 5 第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

第三十五条 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、貸借対照表及び財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

- 2 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

第三十六条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなす。

- 2 債権者が異議を述べたときは、特定非営利活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託

業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十七条 合併により特定非営利活動法人を設立する場合には、定款の作成その他特定非営利活動法人の設立に関する事務は、それぞれの特定非営利活動法人において選任した者が共同して行わなければならない。

（合併の効果）

第三十八条 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、合併によって消滅した特定非営利活動法人の一切の権利義務（当該特定非営利活動法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

（合併の時期等）

第三十九条 特定非営利活動法人の合併は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

2 第十三条第二項及び第十四条の規定は前項の登記をした場合について、第十三条第三項の規定は前項の登記をしない場合について、それぞれ準用する。

第四十条 削除

第五節 監督

（報告及び検査）

第四十一条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならな

い。

（改善命令）

第四十二条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

（設立の認証の取消し）

第四十三条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたつて第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によつてはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該特定非営利活動法人から請求があつたときは、公開により行うよう努めなければならない。

4 所轄庁は、前項の規定による請求があつた場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。

（意見聴取）

第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第五号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

（所轄庁への意見）

第四十三条の三 警視総監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足りる相当な理由又はその役員について第二十条第五号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べるることができる。

第三章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人

第一節 認定特定非営利活動法人

（認定）

第四十四条 特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出しなければならない。ただし、次条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、第一号に掲げる書類を添付することを要しない。

一 実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が一年を超える場合は、当該期間をその初日以後一年ごとに区分した期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）。以下同じ。）の寄附者名簿（各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。）

二 次条第一項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（前号に掲げる書類を除く。）及び第四十七条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類

三 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

3 前項第一号の「実績判定期間」とは、第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。

（認定の基準）

第四十五条 所轄庁は、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 実績判定期間（前条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における經常収入金額（（1）に掲げる金額をいう。）のうちに寄附金等収入金額（（2）に掲げる金額（内閣府令で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあっては、（2）及び（3）に掲げる金額の合計額）をいう。）の占める割合が政令で定める割合以上であること。

（1） 総収入金額から国等（国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この（1）において同じ。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（次項において「国の補助金等」という。）、臨時的な収入その他の内閣府令で定めるものの額を控除した金額

（2） 受け入れた寄附金の額の総額（第四号ニにおいて「受入寄附金総額」という。）から一者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金の額のうち内閣府令で定める金額を超える部分の金額をいう。）その他の内閣府令で定める寄附金の額の合計額

を控除した金額

(3) 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に次号に規定する内閣府令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち(2)に掲げる金額に達するまでの金額

- ロ 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者（当該事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）その他の内閣府令で定める事項が明らかな寄附金に限る。以下このロにおいて同じ。）の額の総額（当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が政令で定める額以上である場合の当該同一の者をいい、当該申請に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。以下同じ。）の数（当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を一人とみなした数）の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が政令で定める数以上であること。
- ハ 前条第二項の申請書を提出した日の前日において、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第四号（同法第一条第二項の規定により都について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金又は同法第三百十四条の七第一項第四号（同法第一条第二項の規定により特別区について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人としてこれらの寄附金を定める条例で定められているもの（その条例を制定した道府県（都を含む。）又は市町村（特別区を含む。）の区域内に事務所を有するものに限る。）であること。
- 二 実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合として内閣府令で定める割合が百分の五十未満であること。
- イ 会員又はこれに類するものとして内閣府令で定める者（当該申請に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で内閣府令で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他内閣府令で定めるものを除く。）
- ロ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者（前号ハに掲げる基準に適合する場合にあっては、(4)に掲げる者を除く。）である活動（会員等を対象とする活動で内閣府令で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）
- (1) 会員等
 - (2) 特定の団体の構成員
 - (3) 特定の職域に属する者
 - (4) 特定の地域として内閣府令で定める地域に居住し又は事務所その他これに準ずるものを有する者
- ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動
- ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動
- 三 その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

- イ 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ三分の一以下であること。
- (1) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と内閣府令で定める特殊の関係のある者
 - (2) 特定の法人（当該法人との間に発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の内閣府令で定める関係のある法人を含む。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者
- ロ 各社員の表決権が平等であること。
- ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は内閣府令で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。
- ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として内閣府令で定める経理が行われていないこと。
- 四 その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 次に掲げる活動を行っていないこと。
- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
 - (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。
- ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める割合が百分の八十以上であること。
- ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の百分の七十以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。
- 五 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、当該書類（イに掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）をその事務所において閲覧させること。
- イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等
- ロ 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類、及び同条第三項の書類
- 六 各事業年度において、事業報告書等を第二十九条の規定により所轄庁に提出していること。
- 七 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。
- 八 前条第二項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後

一年を超える期間が経過していること。

九 実績判定期間において、第三号、第四号イ及びロ並びに第五号から第七号までに掲げる基準（当該実績判定期間中に、前条第一項の認定又は第五十八条第一項の特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第五号ロに掲げる基準を除く。）に適合していること。

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合及び政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした場合における前項第一号イに規定する割合の計算については、政令で定める方法によることができる。

（合併特定非営利活動法人に関する適用）

第四十六条 前二条に定めるもののほか、第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における前二条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（欠格事由）

第四十七条 第四十五条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けることができない。

一 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 認定特定非営利活動法人が第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前一年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から五年を経過しないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 暴力団の構成員等

二 第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消され、又は第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消され、その取消の日から五年を経過しないもの

- 三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの
- 四 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの
- 五 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から三年を経過しないもの
- 六 次のいずれかに該当するもの
 - イ 暴力団
 - ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

（認定に関する意見聴取）

第四十八条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

- 一 前条第一号ニ及び第六号に規定する事由 警視總監又は道府県警察本部長
- 二 前条第四号及び第五号に規定する事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長（以下「国税庁長官等」という。）

（認定の通知等）

第四十九条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときはその旨を、同項の認定をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、当該申請をした特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

- 2 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該認定に係る認定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を公示しなければならない。
 - 一 名称
 - 二 代表者の氏名
 - 三 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
 - 四 当該認定の有効期間
 - 五 前各号に掲げるもののほか、都道府県又は指定都市の条例で定める事項
- 3 所轄庁は、特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第四十四条第一項の認定をしたときは、当該認定に係る認定特定非営利活動法人の名称その他の内閣府令で定める事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事（以下「所轄庁以外の関係知事」という。）に対し通知しなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものは、第一項の規定による認定の通知を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。
 - 一 直近の事業報告書等（合併後当該書類が作成されるまでの間は、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第五十二条第四項

- 及び第五項において同じ。)、役員名簿及び定款等
- 二 第四十四条第二項の規定により所轄庁に提出した同項各号に掲げる添付書類の写し
 - 三 認定に関する書類の写し

（名称等の使用制限）

- 第五十条** 認定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。
- 2 何人も、不正の目的をもって、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

（認定の有効期間及びその更新）

- 第五十一条** 第四十四条第一項の認定の有効期間（次項の有効期間の更新がされた場合にあつては、当該更新された有効期間。以下この条及び第五十七条第一項第一号において同じ。）は、当該認定の日（次項の有効期間の更新がされた場合にあつては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日。第五十四条第一項において同じ。）から起算して五年とする。
- 2 前項の有効期間の満了後引き続き認定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行うとする認定特定非営利活動法人は、その有効期間の更新を受けなければならない。
 - 3 前項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、第一項の有効期間の満了の日の六月前から三月前までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、所轄庁に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。
 - 4 前項の申請があつた場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。
 - 5 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項、第四十五条第一項（第三号ロ、第六号、第八号及び第九号に係る部分を除く。）及び第二項、第四十六条から第四十八条まで並びに第四十九条第一項、第二項及び第四項（第一号に係る部分を除く。）の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

（役員の変更等の届出、定款の変更の届出等及び事業報告書等の提出に係る特例並びにこれらの書類の閲覧）

- 第五十二条** 認定特定非営利活動法人についての第二十三条、第二十五条第六項及び第七項並びに第二十九条の規定の適用については、これらの規定中「所轄庁に」とあるのは、「所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあつては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事に）」とする。
- 2 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人は、第二十五条第三項の定款の変更の認証を受けたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。

- 3 第二十六条第一項の場合においては、認定特定非営利活動法人は、同条第二項に掲げる添付書類のほか、内閣府令で定めるところにより、寄附者名簿その他の内閣府令で定める書類を申請書に添付しなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。
- 5 認定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

（代表者の氏名の変更の届出等並びに事務所の新設及び廃止に関する通知等）

- 第五十三条** 認定特定非営利活動法人は、代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。
- 2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人について、第四十九条第二項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項に係る定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき若しくは同条第六項の届出を受けたとき、前項の届出を受けたとき又は第四十九条第二項第五号に掲げる事項に変更があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。
 - 3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置する旨又はその主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内の全ての事務所を廃止する旨の定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき又は同条第六項の届出を受けたときは、その旨を当該都道府県の知事に通知しなければならない。
 - 4 認定特定非営利活動法人は、その事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、第四十九条第四項各号に掲げる書類を、当該都道府県の知事に提出しなければならない。

（認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧）

- 第五十四条** 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けたときは、同条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、同条第一項の認定の日から起算して五年間、その事務所に備え置かななければならない。
- 2 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第一号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年間、第二号から第四号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かななければならない。
 - 一 前事業年度の寄附者名簿
 - 二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
 - 三 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類
 - 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

- 3 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

（役員報酬規程等の提出）

第五十五条 認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類（同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）を所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあつては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、前条第二項第二号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

- 2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前条第三項の書類を所轄庁に提出しなければならない。

（役員報酬規程等の公開）

第五十六条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人から提出を受けた第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは同条第三項の書類（過去五年間に提出を受けたものに限る。）について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

（認定の失効）

第五十七条 認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第四十四条第一項の認定は、その効力を失う。

- 一 第四十四条第一項の認定の有効期間が経過したとき（第五十一条第四項に規定する場合にあつては、更新拒否処分がされたとき）。
 - 二 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあつては、その合併の不認定処分がされたとき）。
 - 三 認定特定非営利活動法人が解散したとき。
- 2 所轄庁は、前項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。
 - 3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第一項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、その

旨を所轄庁以外の関係知事に対し通知しなければならない。

第二節 特例認定特定非営利活動法人

（特例認定）

第五十八条 特定非営利活動法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の特例認定を受けることができる。

- 2 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項の規定は、前項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人について準用する。この場合において、同条第三項中「五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあつては、二年）」とあるのは、「二年」と読み替えるものとする。

（特例認定の基準）

第五十九条 所轄庁は、前条第一項の特例認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の特例認定をするものとする。

- 一 第四十五条第一項第二号から第九号までに掲げる基準に適合すること。
- 二 前条第二項において準用する第四十四条第二項の申請書を提出した日の前日において、その設立の日（当該特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人である場合にあつては当該特定非営利活動法人又はその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日、当該特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人である場合にあつてはその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日）から五年を経過しない特定非営利活動法人であること。
- 三 第四十四条第一項の認定又は前条第一項の特例認定を受けたことがないこと。

（特例認定の有効期間）

第六十条 第五十八条第一項の特例認定の有効期間は、当該特例認定の日から起算して三年とする。

（特例認定の失効）

第六十一条 特例認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第五十八条第一項の特例認定は、その効力を失う。

- 一 第五十八条第一項の特例認定の有効期間が経過したとき。
- 二 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項又は第二項の認定を経ずその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあつては、その合併の不認定処分がされたとき。）。
- 三 特例認定特定非営利活動法人が解散したとき。
- 四 特例認定特定非営利活動法人が第四十四条第一項の認定を受けたとき。

（認定特定非営利活動法人に関する規定の準用）

第六十二条 第四十六条から第五十条まで、第五十二条から第五十六条まで並びに第五十七条第二項及び第三項の規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第五十四条第一項中「五年間」とあるのは「三年間」と、同条第二項中「五年間」とあるのは「三年間」と、「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」とあるのは「翌々事業年度」と、同条第三項中「五年が経過した日を含む事業年度の末日」とあるのは「第六十条の有効期間の満了の日」と、第五十六条中「五年間」とあるのは「三年間」と読み替えるものとする。

第三節 認定特定非営利活動法人等の合併

第六十三条 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

- 2 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人であるものを除く。）と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。
- 3 第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は前項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、第三十四条第三項の認証の申請に併せて、所轄庁に第一項の認定又は前項の認定の申請をしなければならない。
- 4 前項の申請があった場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その処分がされるまでの間は、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継しているものとみなす。
- 5 第四十四条第二項及び第三項、第四十五条、第四十七条から第四十九条まで並びに第五十四条第一項の規定は第一項の認定について、第五十八条第二項において準用する第四十四条第二項及び第三項、第五十九条並びに前条において準用する第四十七条から第四十九条まで及び第五十四条第一項の規定は第二項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四節 認定特定非営利活動法人等の監督

（報告及び検査）

- 第六十四条** 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該認定特定非営利活動法人等の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第五項において「認定特定非営利活動法人等の役員等」という。）に提示させなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が第一項又は第二項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。
- 5 前項の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとする。
- 6 第三項又は前項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査をする職員が、当該検査により第三項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第一項又は第二項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第三項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。
- 7 第四十一条第三項及び第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査について準用する。

（勧告、命令等）

- 第六十五条** 所轄庁は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号（同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。
- 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号（第一号にあっては、第四十五条第一項第三号に係る部分を除く。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

- 3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による勧告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容を公表しなければならない。
- 4 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた認定特定非営利活動法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。
- 5 第一項及び第二項の規定による勧告並びに前項の規定による命令は、書面により行うよう努めなければならない。
- 6 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第四項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。
- 7 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項若しくは第二項の規定による勧告又は第四項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。
 - 一 第四十七条第一号ニ又は第六号に規定する事由 警視總監又は道府県警察本部長
 - 二 第四十七条第四号又は第五号に規定する事由 国税庁長官等

（その他の事業の停止）

- 第六十六条** 所轄庁は、その他の事業を行う認定特定非営利活動法人につき、第五条第一項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。
- 2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

（認定又は特例認定の取消し）

- 第六十七条** 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消さなければならない。
- 一 第四十七条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するとき。
 - 二 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定を受けたとき。
 - 三 正当な理由がなく、第六十五条第四項又は前条第一項の規定による命令に従わないとき。
 - 四 認定特定非営利活動法人から第四十四条第一項の認定の取消しの申請があったとき。
- 2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消すことができる。
 - 一 第四十五条第一項第三号、第四号イ若しくはロ又は第七号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
 - 二 第二十九条、第五十二条第四項又は第五十四条第四項の規定を遵守していないとき。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。
 - 3 前二項の規定は、第五十八条第一項の特例認定について準用する。この場合において、第一項第二号中「、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定」と

あるのは、「又は第六十三条第二項の認定」と読み替えるものとする。

- 4 第四十三条第三項及び第四項、第四十九条第一項から第三項まで並びに第六十五条第七項の規定は、第一項又は第二項の規定による認定の取消し（第六十九条において「認定の取消し」という。）及び前項において準用する第一項又は第二項の規定による特例認定の取消し（同条において「特例認定の取消し」という。）について準用する。

（所轄庁への意見等）

第六十八条 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が第六十五条第四項の規定による命令に従わなかった場合その他の場合であつて、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

- 2 次の各号に掲げる者は、認定特定非営利活動法人等についてそれぞれ当該各号に定める事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認める場合には、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

- 一 警視總監又は道府県警察本部長 第四十七条第一号ニ又は第六号に該当する事由
- 二 国税庁長官等 第四十七条第四号又は第五号に該当する事由

- 3 所轄庁は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して特に必要があると認めるときは、所轄庁以外の関係知事に対し、当該所轄庁以外の関係知事が採るべき措置について、必要な要請をすることができる。

（所轄庁への指示）

第六十九条 内閣総理大臣は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して地域間の均衡を図るため特に必要があると認めるときは、所轄庁に対し、第六十五条第一項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令、第六十六条第一項の規定による命令又は認定の取消し若しくは特例認定の取消しその他の措置を採るべきことを指示することができる。

第四章 税法上の特例

第七十条 特定非営利活動法人は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（特定非営利活動法人を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人及び）」と、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十八条の六の規定を適用する場合には同条中「みなされているもの」とあるのは「みなされているもの（特定非営利活動促進

法第二条第二項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。）とする。

- 2 特定非営利活動法人は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。
- 3 特定非営利活動法人は、地価税法（平成三年法律第六十九号）その他地価税に関する法令の規定（同法第三十三条の規定を除く。）の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第七号に規定する人格のない社団等とみなす。

第七十一条 個人又は法人が、認定特定非営利活動法人等に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。

第五章 雑則

（情報の提供等）

第七十二条 内閣総理大臣及び所轄庁は、特定非営利活動法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定特定非営利活動法人等その他の特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 所轄庁及び特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関する情報を前項の規定により内閣総理大臣が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるものとする。

（協力依頼）

第七十三条 所轄庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）

第七十四条 第十条第一項（第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出及び第十条第二項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第十二条第三項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十三条第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出、第二十五条第四項の規定による提出、同条第六項の規定による届出及び同条第七項の規定による提出、第二十九条の規定による提出、第三十条の規定による閲覧、第三十一条第三項の規定による提出、第三十四条第四項の規定による提出、第四十三条第四項（第六十七

条第四項において準用する場合を含む。）の規定による交付、第四十四条第二項（第五十一条第五項、第五十八条第二項（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第四十九条第一項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）、第六十三条第五項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十二条第二項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十三条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十五条第一項及び第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出並びに第五十六条（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定を適用する場合においては、同法第六条第一項及び第四項から第六項まで、第七条第一項、第四項及び第五項、第八条第一項並びに第九条第一項及び第三項中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とする。

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）

第七十五条 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き、同条第二項の規定による備置き並びに同条第三項の規定による閲覧、第三十五条第一項の規定による作成及び備置き、第四十五条第一項第五号（第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十二条第四項及び第五項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による備置き、第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き並びに第五十四条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第九条の規定は、適用しない。

（実施規定）

第七十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な細則は、内閣府令又は都道府県若しくは指定都市の条例で定める。

第六章 罰則

第七十七条 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新、第五十八条第一項の特例認定又は第六十三条第一項若しくは第二項の認定を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 正当な理由がないのに、第四十二条の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 二 第五十条第一項の規定に違反して、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 三 第五十条第二項の規定に違反して、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 四 第六十二条において準用する第五十条第一項の規定に違反して、特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 五 第六十二条において準用する第五十条第二項の規定に違反して、他の特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 六 正当な理由がないのに、第六十五条第四項の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 七 正当な理由がないのに、第六十六条第一項の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者

第七十九条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第七条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。
- 二 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 三 第二十三条第一項若しくは第二十五条第六項（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第五十三条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第二十八条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 五 第二十五条第七項若しくは第二十九条（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四

- 十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十二条第二項、第五十三条第四項若しくは第五十五条第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
- 六 第三十一条の三第二項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。
- 七 第二十八条の二第一項、第三十一条の十第一項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。
- 八 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 九 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。
- 十 第四十一条第一項又は第六十四条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八十一条 第四条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

別表 （第二条関係）

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

特定非営利活動促進法施行令

内閣は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第七条第一項、第四十五条第一項第一号イ及びロ並びに第二項（同法第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条（同法第五十一条第五項及び第六十二条において準用する場合を含む。）並びに第六十三条第五項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（認定の基準となる寄附金等収入金額の割合）

第一条 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第四十五条第一項第一号イに規定する政令で定める割合は、五分の一とする。

（判定基準寄附者の要件等）

第二条 法第四十五条第一項第一号ロに規定する政令で定める額は、三千円とする。ただし、当該事業年度における当該同一の者からの休眠預金等交付金関係助成金（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第十九条第二項第三号イに規定する民間公益活動を行う団体若しくは同号ロに規定する資金分配団体からの助成金（同法第八条に規定する休眠預金等交付金に係る資金をその原資に含むものに限る。）又は同法第二十一条第一項に規定する指定活用団体からの助成金（同法第八条に規定する休眠預金等交付金に係る資金を原資とするものに限る。）をいう。）の額がある場合は、三千円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を加算した金額とする。

2 法第四十五条第一項第一号ロに規定する政令で定める数は、百とする。

（小規模な特定非営利活動法人）

第三条 法第四十五条第二項に規定する政令で定める小規模な特定非営利活動法人（第五条第二項及び第三項において「小規模法人」という。）は、実績判定期間（法第四十四条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における総収入金額に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が八百万円未満で、かつ、当該実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が三千円以上である寄附者（当該申請に係る特定非営利活動法人の役員又は社員である者を除く。）の数が五十人以上である特定非営利活動法人とする。

（実績判定期間の月数の計算方法）

第四条 法第四十五条第一項第一号ロ及び前条の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（国の補助金等がある場合における寄附金等収入金額の割合の計算方法等）

第五条 法第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等（法第四十五条第一項第一号イ（1）に規定する国の補助金等をいう。以下この条において同じ。）がある場合における同号イに規定する割合の計算については、当該

国の補助金等の金額のうち同号イ（２）に掲げる金額に達するまでの金額は、同号イに規定する寄附金等収入金額に含めることができる。この場合において、当該国の補助金等の金額は、同号イに規定する経常収入金額に含めるものとする。

- 2 小規模法人が法第四十四条第一項の認定を受けようとする場合における法第四十五条第一項第一号に掲げる基準については、同号イの規定にかかわらず、実績判定期間における第一号に掲げる金額のうち第二号に掲げる金額（内閣府令で定める要件を満たす小規模法人にあつては、同号及び第三号に掲げる金額の合計額）の占める割合が五分の一以上であることとすることができる。
 - 一 総収入金額から国の補助金等、臨時的な収入その他の内閣府令で定めるものの額を控除した金額
 - 二 法第四十五条第一項第一号イ（２）に規定する受入寄附金総額から同号イ（２）に規定する一者当たり基準限度超過額その他の内閣府令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額
 - 三 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に法第四十五条第一項第二号に規定する内閣府令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち前号に掲げる金額に達するまでの金額
- 3 前項の規定の適用を受けようとする小規模法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合における同項に規定する割合の計算については、当該国の補助金等の金額のうち同項第二号に掲げる金額に達するまでの金額は、同号に掲げる金額に含めることができる。この場合において、当該国の補助金等の金額は、同項第一号に掲げる金額に含めるものとする。

（合併特定非営利活動法人に関する法第四十四条及び第四十五条の規定の適用）

第六条 法第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人で同条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における同条及び法第四十五条の規定の適用については、法第四十四条第三項中「の末日」とあるのは「の末日（当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあつては、その合併の日の前日。以下この項において同じ。）」と、「各事業年度」とあるのは「当該特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度」と、法第四十五条第一項第八号中「その設立の日」とあるのは「当該申請に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日」とする。

- 2 前項に規定する場合において、当該特定非営利活動法人の合併前の期間につき法第四十五条第一項第一号、第二号、第四号ハ及びニ並びに第九号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。
 - 一 法第四十五条第一項第一号、第二号並びに第四号ハ及びニに掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。
 - 二 法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分を除く。）に掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。
 - 三 法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分に限る。）に掲げる基準 当該特

定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人（いずれも実績判定期間中に法第四十四条第一項の認定又は法第五十八条第一項の特例認定を受けていた期間が含まれるものに限る。）のそれぞれについて判定すること。

- 3 前二項の規定は、法第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における同条及び法第四十五条の規定の適用について準用する。この場合において、第一項中「当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあつては、その合併」とあるのは「前項の申請書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、その設立」と、同項中「当該特定非営利活動法人又は合併」及び「当該申請に係る特定非営利活動法人又は合併」とあり、並びに前項各号中「当該特定非営利活動法人及び合併」とあるのは「合併」と、同項中「合併前」とあるのは「設立前」と、それぞれ読み替えるものとする。

（認定の有効期間の更新に関する認定特定非営利活動法人の認定に係る規定の準用）

第七条 第一条の規定は法第五十一条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号イに規定する政令で定める割合について、第二条の規定は法第五十一条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号ロに規定する政令で定める額及び数について、第三条の規定は法第五十一条第五項において準用する法第四十五条第二項に規定する政令で定める小規模な特定非営利活動法人について、第四条の規定は法第五十一条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号ロ及びこの条において準用する第三条の月数の計算方法について、第五条の規定は法第五十一条第五項において準用する法第四十五条第二項に規定する政令で定める方法について、前条（第二項第二号及び第三号に係る部分を除く。）の規定は法第五十一条第五項において準用する法第四十六条に規定する政令で定める事項について、それぞれ準用する。この場合において、前条第一項中「と、法第四十五条第一項第八号中「その設立の日」とあるのは「当該申請に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日」とする」とあるのは「とする」と、同条第二項中「法第四十五条第一項第一号、第二号、第四号ハ及びニ並びに第九号」とあるのは「法第五十一条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号、第二号並びに第四号ハ及びニ」と、同条第三項中「前項の」とあるのは「第五十一条第五項において準用する前項の」と、それぞれ読み替えるものとする。

（特例認定特定非営利活動法人に関する法第五十八条及び第五十九条の規定の適用）

第八条 法第五十八条第一項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人で同条第二項において準用する法第四十四条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における法第五十八条の規定の適用については、同条第二項中「五年」とあるのは「以前五年」と、「二年」とあるのは「二年）内に終了した」と、「二年」とあるのは「（当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあつては、その合併の日の前日。以下この項において同じ。）以前二年内に終了した当該特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の」とする。

- 2 前項に規定する場合において、法第五十九条第一号の規定による当該特定非営利活動法人の合併前の期間につき法第四十五条第一項第二号、第四号ハ及びニ並びに第九号（同項第五号ロに係る部分を除く。）に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。
- 一 法第四十五条第一項第二号並びに第四号ハ及びニに掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。
 - 二 法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分を除く。）に掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。
- 3 第一項に規定する場合において、法第五十九条第一号の規定により法第四十五条第一項第八号に掲げる基準に適合するか否かを判定する場合においては、同号中「その設立の日」とあるのは、「当該申請に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日」と読み替えるものとする。
- 4 前三項の規定は、法第五十八条第一項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第二項において準用する法第四十四条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における法第五十八条及び第五十九条の規定の適用について準用する。この場合において、第一項中「当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあつては、その合併」とあるのは「第五十八条第二項において準用する前項の申請書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、その設立」と、同項中「当該特定非営利活動法人又は合併」とあり、第二項各号中「当該特定非営利活動法人及び合併」とあり、及び前項中「当該申請に係る特定非営利活動法人又は合併」とあるのは「合併」と、第二項中「合併前」とあるのは「設立前」と、それぞれ読み替えるものとする。

（認定特定非営利活動法人等の合併についての認定に関する技術的読替え等）

第九条 法第六十三条第五項の規定により法第四十四条第二項及び第三項、第四十五条並びに第四十九条の規定を準用する場合には、法第四十四条第二項ただし書中「次条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人が次条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する」と、同条第三項中「第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあつては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。）の各事業年度のうち」と、「五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあつては、二年）」とあるのは「二年」と、「各事業年度」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度」と、法第四十五条第一項中「前条第一項の認定の申請をした」とあるのは「第六十三条第一項の認定の申請に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した」と、同項第一号ロ及び第二号イ中「当該申請に係る」とあるのは「合併後

存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した」と、同項第八号中「前条第二項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日」と、「その設立」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）であって認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人でないものの設立」と、同条第二項中「前条第一項の認定の申請をした」とあるのは「第六十三条第一項の認定の申請に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する」と、「政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした」とあるのは「同項の認定の申請に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が政令で定める小規模な特定非営利活動法人となる」と、法第四十九条第二項及び第三項中「当該認定に係る認定特定非営利活動法人」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人」と、それぞれ読み替えるものとする。

- 2 法第六十三条第五項の規定により法第五十八条第二項において準用する法第四十四条第三項、法第五十九条及び法第六十二条において準用する法第四十九条の規定を準用する場合には、法第五十八条第二項において準用する法第四十四条第三項中「第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。）の各事業年度のうち」と、「各事業年度」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度」と、法第五十九条中「前条第一項の特例認定の申請をした」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した」と、同条第二号中「その設立の日（当該特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人である場合にあっては当該特定非営利活動法人又はその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日、当該特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人である場合にあってはその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日）」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）であって特例認定特定非営利活動法人でないものが、その設立の日」と、同条第三号中「第四十四条第一項」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）であって特例認定特定非営利活動法人でないものが、第四十四条第一項」と、法第六十二条において準用する法第四十九条第二項及び第三項中「当該認定に係る認定特定非営利活動法人」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 3 法第六十三条第五項の規定により法第四十四条第三項の規定を準用する場合において、

合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。）の実績判定期間につき法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号、第二号、第四号ハ及びニ並びに第九号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号、第二号並びに第四号ハ及びニに掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。
 - 二 法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分を除く。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。
 - 三 法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分に限る。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（いずれも実績判定期間中に法第四十四条第一項の認定又は法第五十八条第一項の特例認定を受けていた期間が含まれるものに限る。）のそれぞれについて判定すること。
- 4 法第六十三条第五項において準用する法第五十九条第一号の規定により法第四十五条第一項第二号及び第八号に掲げる基準に適合するか否かを判定する場合においては、同項第二号イ中「当該申請に係る」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した」と、同項第八号中「前条第二項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日」と、「その設立」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）であって特例認定特定非営利活動法人でないものの設立」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 5 法第六十三条第五項の規定により法第五十八条第二項において準用する法第四十四条第三項の規定を準用する場合において、法第六十三条第五項において準用する法第五十九条第一号の規定による合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。）の実績判定期間につき法第四十五条第一項第二号、第四号ハ及びニ並びに第九号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。
- 一 法第四十五条第一項第二号並びに第四号ハ及びニに掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。
 - 二 法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分を除く。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。

- 三 法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分に限る。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（いずれも特例認定特定非営利活動法人であるものに限る。）のそれぞれについて判定すること。
- 6 第一条の規定は法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号イに規定する政令で定める割合について、第二条の規定は法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号ロに規定する政令で定める額及び数について、第三条の規定は法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第二項に規定する政令で定める小規模な特定非営利活動法人について、第四条の規定は法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号ロ及びこの項において準用する第三条の月数の計算方法について、第五条の規定は法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第二項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。この場合において、第五条第一項中「法第四十四条第一項の認定を受けようとする」とあるのは「法第六十三条第一項の認定の申請に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する」と、同条第二項中「小規模法人が法第四十四条第一項の認定を受けようとする」とあるのは「法第六十三条第一項の認定の申請に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が小規模法人となる」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則

[略]

特定非営利活動促進法施行規則（平成二十三年内閣府令第五十五号）

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）及び特定非営利活動促進法施行令（平成二十三年政令第三百十九号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定非営利活動促進法施行規則を次のように定める。

目次

- 第一章 特定非営利活動法人（第一条—第三条の二）
- 第二章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人
 - 第一節 認定特定非営利活動法人（第四条—第三十二条）
 - 第二節 特例認定特定非営利活動法人（第三十三条・第三十四条）
 - 第三節 認定特定非営利活動法人等の合併（第三十五条）
- 附則

第一章 特定非営利活動法人

（公表の方法）

第一条 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第十条第二項の内閣府令で定める方法は、インターネットの利用とする。ただし、インターネットの利用に代えて、公報に掲載する方法により公表することができる。

（電磁的方法）

第一条の二 法第十四条の七第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（電磁的記録）

第二条 法第十四条の九第一項に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（役員欠格事由のうち内閣府令で定めるもの）

第二条の二 法第二十条第六号に規定する内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により役員職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（所轄庁の変更に伴う事務の引継ぎ）

第三条 法第二十六条第三項の規定による事務の引継ぎは、所轄庁の変更に伴う定款の変更の認証を受けた特定非営利活動法人に係る法の規定に基づく事務について行うものとする。

2 都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）の長は、所轄庁の変更に伴う定款の変更を認証したときは、遅滞なく、変更前の所轄庁に当該定款の変更を認証したことを通知するものとする。ただし、変更前の所轄庁が法第五十三条第三項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の都道府県知事であるときは、この限りでない。

（貸借対照表の公告）

第三条の二 法第二十八条の二第一項第三号に規定する措置であって内閣府令で定めるものは、第一条の二第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とする。

2 法第二十八条の二第一項第四号に規定する措置として内閣府令で定める方法は、当該特定非営利活動法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

3 前項の方法による公告は、当該公告の開始後一年を経過する日までの間、継続してしなければならない。

第二章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人

第一節 認定特定非営利活動法人

（寄附金等収入金額に会費の一部を加えることができる特定非営利活動法人の要件）

第四条 法第四十五条第一項第一号イに規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。
- 二 社員（役員並びに役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに役員と特殊の関係（第十六条に規定する関係をいう。第八条及び第三十二条第一項第四号において同じ。）のある者を除く。）の数が二十人以上であること。

（総収入金額から控除されるもの）

第五条 法第四十五条第一項第一号イ（1）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 国の補助金等（法第四十五条第一項第一号イ（1）に規定する国の補助金等をいう。）
- 二 委託の対価としての収入で国等（法第四十五条第一項第一号イ（1）に規定する国等をいう。）から支払われるもの

- 三 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- 四 資産の売却による収入で臨時的なもの
- 五 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部若しくは一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額（法第四十五条第一項第一号イ（2）に規定する一者当たり基準限度超過額をいう。第七条第一号において同じ。）に相当する部分
- 六 実績判定期間（法第四十四条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が千円に満たないもの
- 七 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金以外の寄附金
- 八 休眠預金等交付金関係助成金（特定非営利活動促進法施行令（第二十五条において「令」という。）第二条第一項ただし書に規定する休眠預金等交付金関係助成金をいう。第六条及び第七条第四号において同じ。）

（同一の者からの寄附金の額のうち一者当たり基準限度となる金額）

第六条 法第四十五条第一項第一号イ（2）に規定する内閣府令で定める金額は、同号イ（2）に規定する受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の百分の十（寄附者が法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第七十七条各号に掲げる法人又は認定特定非営利活動法人である場合にあっては、受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の百分の五十）に相当する金額とする。

（受入寄附金総額から控除される寄附金の額）

- 第七条** 法第四十五条第一項第一号イ（2）に規定する内閣府令で定める寄附金の額は、次に掲げる金額とする。
- 一 受け入れた寄附金の額のうち一者当たり基準限度超過額
 - 二 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が千円に満たない場合の当該合計額
 - 三 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金以外の寄附金の額
 - 四 休眠預金等交付金関係助成金の額の総額

（役員が寄附者である場合の金額の算出方法の特例）

第八条 法第四十五条第一項第一号イ（1）及び（2）に掲げる金額を算出する場合において、役員が寄附者であって、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は当該役員と同一の者とみなす。

（判定基準寄附者について明らかにすべき事項）

第九条 法第四十五条第一項第一号ロに規定する内閣府令で定める事項は、寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所とする。

（事業活動のうちその対象が会員等である活動等の占める割合）

第十条 法第四十五条第一項第二号に規定する内閣府令で定める割合は、実績判定期間において、当該申請に係る特定非営利活動法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうち同号イ、ロ、ハ又はニに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合とする。

（会員に類するもの）

第十一条 法第四十五条第一項第二号イに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該申請に係る特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等（法第四十五条第一項第二号イに規定する資産の譲渡等をいう。以下同じ。）を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該申請に係る特定非営利活動法人の帳簿又は書類その他に氏名（法人にあっては、その名称）が記載された者であつて、当該申請に係る特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者
- 二 当該申請に係る特定非営利活動法人の役員

（特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者）

第十二条 法第四十五条第一項第二号イに規定する当該申請に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で内閣府令で定めるものは、当該申請に係る特定非営利活動法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であつて、当該資産の譲渡等以外の当該申請に係る特定非営利活動法人の活動に関係しない者とする。

（その対象が会員等である資産の譲渡等から除かれる活動）

第十三条 法第四十五条第一項第二号イに規定する内閣府令で定める活動は、次に掲げるものとする。

- 一 当該申請に係る特定非営利活動法人が行う資産の譲渡等で、その対価として当該資産の譲渡等に係る通常の対価の額のおおむね百分の十程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他当該資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実費に相当する額（次号において「付随費用の実費相当額」という。）以下のものを会員等（法第四十五条第一項第二号イに規定する会員等をいう。以下同じ。）から得て行うもの
- 二 当該申請に係る特定非営利活動法人が行う役務の提供で、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四条第一項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第九条第一項に規定する地域別最低賃金の額を会員等が当該申請に係る特定非営利活動法人に支払う当該役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下

のものをその対価として会員等から得て行うもの

- 三 法別表第十九号に掲げる活動又は同表第二十号の規定により同表第十九号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県若しくは指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする特定非営利活動法人が行うその会員等の活動（公益社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限る。）に対する助成

（その便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動から除かれる活動）

第十四条 法第四十五条第一項第二号ロに規定する内閣府令で定める活動は、前条第三号に掲げる活動とする。

（特定の地域）

第十五条 法第四十五条第一項第二号ロ（４）に規定する内閣府令で定める地域は、一の市町村（特別区を含むものとし、指定都市にあっては、区又は総合区）の区域の一部で地縁に基づく地域とする。

（特殊の関係）

第十六条 法第四十五条第一項第三号イ（１）に規定する内閣府令で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。

- 一 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- 二 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- 三 前二号に掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

（特定の法人との関係）

第十七条 法第四十五条第一項第三号イ（２）に規定する内閣府令で定める関係は、一の者（法人に限る。）が法人の発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。以下この条において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における当該一の者と当該法人との間の関係（以下この条において「直接支配関係」という。）とする。この場合において、当該一の者及びこれとの間に直接支配関係がある一若しくは二以上の法人又は当該一の者との間に直接支配関係がある一若しくは二以上の法人が他の法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を保有するときは、当該一の者は当該他の法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなす。

（役員又は使用人である者との特殊の関係）

第十八条 法第四十五条第一項第三号イ（２）に規定する内閣府令で定める特殊の関係は、第十六条第二号中「役員」とあるのを「役員又は使用人である者」と読み替えた場合における同条各号に掲げる関係とする。

（特定の者の数の役員の総数のうちに占める割合の基準の適合に関する判定）

第十九条 法第四十五条第一項第三号イに掲げる基準に適合するか否かの判定に当たっては、当該特定非営利活動法人の責めに帰することのできない事由により当該基準に適合しないこととなった場合において、その後遅滞なく当該基準に適合していると認められるときは、当該基準に継続して適合しているものとみなす。

（取引の記録並びに帳簿及び書類の保存）

第二十条 法第四十五条第一項第三号ハの規定による取引の記録並びに帳簿及び書類の保存は、法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第五十三条から第五十九条までの規定に準じて行うものとする。

（不適正な経理）

第二十一条 法第四十五条第一項第三号ニに規定する内閣府令で定める経理は、当該特定非営利活動法人の経理でその支出した金銭の費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理とする。

（役員、社員、職員若しくは寄附者等との特殊の関係）

第二十二条 法第四十五条第一項第四号ロに規定する内閣府令で定める特殊の関係は、第十六条第二号中「役員」とあるのを「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」と読み替えた場合における同条各号に掲げる関係とする。

（特定の者と特別の関係がないものとされる基準）

第二十三条 法第四十五条第一項第四号ロに規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- 一 当該役員の職務の内容、当該特定非営利活動法人の職員に対する給与の支給の状況、当該特定非営利活動法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員等（役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と前条に規定する特殊の関係のある者をいう。以下この項並びに第三十二条第一項第三号ロ及び第五号において同じ。）に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。
- 二 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時ににおける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該特定非営利活動法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。
- 三 役員等に対し役員を選任その他当該特定非営利活動法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。
- 四 営利を目的とした事業を行う者、法第四十五条第一項第四号イ（１）、（２）若しくは（３）に掲げる活動を行う者又は同号イ（３）に規定する特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと。

（特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合に準ずる割合）

第二十四条 法第四十五条第一項第四号ハに規定する内閣府令で定める割合は、実績判定期間において、当該申請に係る特定非営利活動法人の行った事業活動に係る従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうちに特定非営利活動が占める割合を算定する方法により算定した割合とする。

（小規模法人に関する特例）

第二十五条 令第五条第二項に規定する内閣府令で定める要件は、第四条各号に掲げるものとする。

2 令第五条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第五条第一号から第五号まで及び第八号に掲げるものとする。

3 令第五条第二項第二号に規定する内閣府令で定める寄附金の額は、第七条第一号及び第四号に掲げる金額とする。

（認定に関する意見聴取）

第二十六条 所轄庁が、法第四十七条第四号に掲げる事由の有無について、法第四十八条第二号に定める者の意見を聴くときは、当該申請に係る特定非営利活動法人から提出された滞納処分に係る国税又は地方税の納税証明書を示して行うものとする。

（所轄庁以外の関係知事に対する認定の通知等）

第二十七条 法第四十九条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、当該認定に係る特定非営利活動法人の次に掲げる事項とする。

一 名称

二 代表者の氏名

三 主たる事務所及び法第四十九条第三項の通知を受ける所轄庁以外の関係知事（同項に規定する所轄庁以外の関係知事をいう。以下同じ。）の管轄する区域内に所在するその他の事務所の所在場所及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。）その他の連絡先

四 当該認定の有効期間

2 法第四十九条第四項の規定による同項各号に掲げる書類の提出は、様式第一号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。

（認定の有効期間の更新の届出）

第二十八条 法第五十一条第五項において準用する法第四十九条第四項（第一号に係る部分を除く。）の規定による同項第二号及び第三号に掲げる書類の提出は、様式第二号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。

（認定の有効期間の更新に関する認定特定非営利活動法人の認定に係る規定の準用）

第二十九条 第四条から第二十六条までの規定は、法第五十一条第二項の有効期間の更新について準用する。

（所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証の申請の添付書類）

第三十条 法第五十二条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類

とする。

- 一 法第四十四条第二項の規定により所轄庁に提出した同項第一号に規定する寄附者名簿その他の同項各号に掲げる添付書類の写し
- 二 認定に関する書類の写し
- 三 法第五十五条第一項の規定により所轄庁に提出した直近の法第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類の写し
- 四 法第五十五条第二項の規定により所轄庁に提出した直近の法第五十四条第三項の書類の写し

（定款の変更の通知等）

- 第三十一条** 所轄庁は、法第五十三条第三項の通知をしようとするときは、当該認定特定非営利活動法人の第二十七条第一項各号に掲げる事項について通知するものとする。
- 2 法第五十三条第四項の規定による法第四十九条第四項各号に掲げる書類の提出は、様式第三号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。

（認定特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類）

- 第三十二条** 法第五十四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
 - 二 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
 - 三 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引
 - ロ 役員等との取引
 - 四 寄附者（当該認定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
 - 五 役員等に対する報酬又は給与の状況
 - イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。）
 - ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
 - 六 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
 - 七 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
- 2 法第五十四条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、法第四十五条第一項第三号（ロに係る部分を除く。）、第四号イ及びロ、第五号並びに第七号に掲げる基準に適合している旨並びに法第四十七条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類とする。

第二節 特例認定特定非営利活動法人

（所轄庁以外の関係知事への書類の提出）

第三十三条 法第六十二条において準用する法第四十九条第四項の規定による同項各号に掲げる書類の提出は、様式第四号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。

- 2 法第六十二条において準用する法第五十三条第四項の規定による法第四十九条第四項各号に掲げる書類の提出は、様式第五号により作成した提出書を法第六十二条において準用する法第五十三条第四項の都道府県知事に提出してするものとする。

（特例認定特定非営利活動法人に関する認定特定非営利活動法人に係る規定の準用）

第三十四条 第二十六条の規定は所轄庁が法第六十二条において準用する法第四十七条第四号に掲げる事由の有無につき法第六十二条において準用する法第四十八条第二号に定める者の意見を聴くときについて、第二十七条の規定は法第六十二条において準用する法第四十九条第三項に規定する内閣府令で定める事項について、第三十条の規定は法第六十二条において準用する法第五十二条第三項に規定する内閣府令で定める書類について、第三十一条第一項の規定は所轄庁が法第六十二条において準用する法第五十三条第三項の通知をしようとするときについて、第三十二条の規定は法第六十二条において準用する法第五十四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項について、それぞれ準用する。

第三節 認定特定非営利活動法人等の合併

（合併の認定の通知等）

第三十五条 法第六十三条第一項の認定又は同条第二項の認定の申請を受けた所轄庁は、直ちに、合併によって消滅する各特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県の知事又は指定都市の長にその旨を通知するものとする。

- 2 前項の規定により通知をした所轄庁は、同項の通知に係る申請に対する処分をしたときは、直ちに、その旨を同項の通知を受けた都道府県の知事又は指定都市の長に通知するものとする。
- 3 法第六十三条第五項において準用する法第四十九条第四項の規定による同項各号に掲げる書類の提出は、様式第六号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。
- 4 法第六十三条第五項において準用する法第六十二条において準用する法第四十九条第四項の規定による同項各号に掲げる書類の提出は、様式第七号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。
- 5 第四条から第二十七条までの規定は、法第六十三条第一項の認定及び同条第二項の認定について準用する。この場合において、第十条、第十一条各号、第十二条、第十三条第一号及び第二号、第二十四条並びに第二十六条中「当該申請に係る」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立した」と、同条中「滞納処分」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）の滞納処分」と読み替えるものとする。

附 則

[略]

様式第 1 号（第 27 条第 2 項關係）

[略]

様式第 2 号（第 28 条關係）

[略]

様式第 3 号（第 31 条第 2 項關係）

[略]

様式第 4 号（第 33 条第 1 項關係）

[略]

様式第 5 号（第 33 条第 2 項關係）

[略]

様式第 6 号（第 35 条第 3 項關係）

[略]

様式第 7 号（第 35 条第 4 項關係）

[略]

組合等登記令（昭和三十九年三月二十三日政令第二十九号）（抄）

最終改正：令和四年九月一日政令第二百四十九号

（適用範囲）

第一条 別表の名称の欄に掲げる法人（以下「組合等」という。）の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。

（設立の登記）

第二条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内にならなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 目的及び業務
- 二 名称
- 三 事務所の所在場所
- 四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- 六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

（変更の登記）

第三条 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内にすれば足りる。

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第四条 組合等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

（職務執行停止の仮処分等の登記）

第五条 組合等を代表する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

（代理人の登記）

第六条 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する参事その他の代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その

主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人を置いた事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。

3 前二項の規定により登記した事項に変更が生じ、又はこれらの項の代理人の代理権が消滅したときは、二週間以内に、その登記をしなければならない。

（解散の登記）

第七条 組合等が解散したときは、合併、破産手続開始の決定及び第八条第二項に規定する承継があつたことによる解散の場合を除き、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

（継続の登記）

第七条の二 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により継続することができるものが、継続したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、継続の登記をしなければならない。

（合併等の登記）

第八条 組合等が合併をするときは、合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する組合等については解散の登記をし、合併後存続する組合等については変更の登記をし、合併により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

2 前項の規定は、組合等が承継（組合等を会員とする他の組合等（以下この項において「連合会」という。）において、会員が一人になつた連合会の会員たる組合等が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により当該連合会の権利義務を承継することをいう。第十四条第二項において同じ。）をする場合について準用する。

（分割の登記）

第八条の二 組合等が分割をするときは、分割の認可その他分割に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、分割をする組合等及び当該組合等がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該組合等から承継する他の組合等（第二十一条の二において「吸収分割承継組合等」という。）については変更の登記をし、分割により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

（移行等の登記）

第九条 組合等が種類を異にする組合等となるときは、定款又は寄附行為の変更の認可その他必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新たに登記すべきこととなつた事項を登記し、登記を要しないこととなつた事項の登記を抹消しなければならない。

（清算終了の登記）

第十条 組合等の清算が終了したときは、清算終了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

第十一条から第十三条まで 削除〔令和四年七月政令二四九号〕

（登記の嘱託）

第十四条 次に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

- 一 組合等の設立の無効の訴え
 - 二 組合等の出資一口の金額の減少の無効の訴え
 - 三 組合等の創立総会、総会、総代会、会員総会、議員総会又は常議員会の決議した事項についての登記があつた場合におけるこれらの決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え
- 2 組合等の合併（承継を含む。以下この項及び第二十条において同じ。）の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、各組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、合併後存続する組合等については変更の登記を嘱託し、合併により消滅する組合等については回復の登記を嘱託し、合併により設立する組合等については解散の登記を嘱託しなければならない。
- 3 官庁が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により組合等に対し事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を公告した場合において、当該組合等が当該届出をしないことにより当該法律の規定により解散したものとみなされたときは、当該官庁は、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所に解散の登記を嘱託しなければならない。
- 4 官庁は、組合等を代表する者の解任又は組合等の解散を命ずる処分をしたときは、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

（登記簿）

第十五条 登記所に、組合等登記簿を備える。

（設立の登記の申請）

第十六条 設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によつてする。

- 2 設立の登記の申請書には、定款又は寄附行為及び組合等を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。
- 3 第二条第二項第六号に掲げる事項を登記すべき組合等の設立の登記の申請書には、その事項を証する書面を添付しなければならない。

（変更の登記の申請）

第十七条 第二条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、その事項の変更を証する書面を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

- 2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要する旨の規定があるものの出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）によつてすることができる旨の規定があるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

（代理人の登記の申請）

- 第十八条** 第六条第一項の登記の申請書には、代理人の選任を証する書面を添付しなければならない。
- 2 第六条第二項の登記の申請書には、代理人の選任及び代理権の範囲を証する書面を添付しなければならない。
 - 3 第六条第三項の登記の申請書には、登記事項の変更又は代理権の消滅を証する書面を添付しなければならない。ただし、代理人の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

（解散の登記の申請）

- 第十九条** 第七条の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

（継続の登記の申請）

- 第十九条の二** 継続の登記の申請書には、組合等が継続したことを証する書面を添付しなければならない。

（合併による変更の登記の申請）

- 第二十条** 合併による変更の登記の申請書には、合併により消滅する組合等（当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。
- 2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要するものの合併による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者

があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

（合併による設立の登記の申請）

第二十一条 合併による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項並びに前条に規定する書面を添付しなければならない。

（分割による変更の登記の申請）

第二十一条の二 吸収分割承継組合等がする吸収分割による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- 一 分割をする組合等（当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書
- 二 債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

（分割による設立の登記の申請）

第二十一条の三 分割による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項に規定する書面並びに前条各号に掲げる書面を添付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により分割をする場合には、前条第二号の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同号の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

（移行等の登記の申請）

第二十二条 第九条の登記の申請書には、同条に規定する手続がされたことを証する書面を添付しなければならない。

（清算終了の登記の申請）

第二十三条 清算終了の登記の申請書には、清算が終了したことを証する書面を添付しなければならない。

（登記の期間の計算）

第二十四条 登記すべき事項であつて官庁の認可を要するものについては、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。

（商業登記法の準用）

第二十五条 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第十九条の三まで、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第百三十二条から第百三十七条まで及び第百三十九条から第百四十八条までの規定は組合等の登記について、同法第七十九条、第八十二条及び第八十三条の規定は組合等の登記（第二十八条第六項の登記を除く。）について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「訴え又は官庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は官庁」と、同法第七十九条中「吸収合併による」とあるのは「吸収合併若しくは組合等登記令第八条第二項に規定する承継（以下「承継」という。）による」と、「合併を」とあるのは「合併又は承継を」と、「吸収合併により」とあるのは「吸収合併若しくは承継により」と、同法第八十二条第一項中「合併による」とあるのは「合併又は承継による」と、「吸収合併後」とあるのは「吸収合併若しくは承継後」と、同法第八十三条第二項中「吸収合併に」とあるのは「吸収合併若しくは承継に」と読み替えるものとする。

（特則）

第二十六条 （略）

別表（第一条、第二条、第六条、第七条の二、第八条、第十四条、第十七条、第二十条、第二十一条の三関係）

名称	根拠法	登記事項
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資産の総額

【参考】 商業登記法（組合等登記令第二十五条関係）（抄）

第十九条 官庁の許可を要する事項の登記を申請するには、申請書に官庁の許可書又はその認証がある謄本を添附しなければならない。

※平成28年のNPO法改正を受けて、登記事項から資産の総額に関する規定が削除されています。

※特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和2年12月2日成立、令和2年12月9日公布）にて削除（附則第5条）

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）（抄）

（特定非営利活動促進法の特例）

第二十四条の三 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、特定非営利活動法人設立促進事業（国家戦略特別区域において、特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による縦覧に供する期間を短縮することにより、同法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人の設立を促進する事業をいう。別表の十二の三の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合における同法第十条第二項及び第三項（これらの規定を同法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第十条第二項中「公告し、又はインターネットの利用により公表する」とあるのは「インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により公表する」と、「書類」とあるのは「書類（第二号において「特定添付書類」という。）」と、「一月間」とあるのは「二週間」と、同項第二号中「特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的」とあるのは「特定添付書類に記載された事項」と、同条第三項ただし書中「二週間」とあるのは「一週間」とする。

新潟市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年新潟市条例第3号）

改正

平成24年7月2日条例第52号
平成27年10月1日条例第51号
平成28年12月22日条例第69号
令和3年3月26日条例第4号
令和5年7月5日条例第27号

（趣旨）

第1条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（設立の認証申請等）

第2条 法第10条第1項の認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- （1） 設立しようとする特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- （2） 設立しようとする特定非営利活動法人の定款に記載された目的

2 法第10条第1項第2号ハに規定する条例で定める各役員の住所又は居所を証する書面は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 当該役員が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し
- （2） 当該役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書

3 前項第2号の文書が日本語以外の言語で作成されている場合は、翻訳者を明らかにした当該文書の訳文を添付しなければならない。

4 第2項各号に掲げる書面は、第1項の規定による申請の日前6月以内に作成されたものでなければならない。

5 第2項第1号の規定にかかわらず、市長が住民基本台帳法第30条の10第1項又は第30条の12第1項の規定により地方公共団体情報システム機構から当該役員に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることについて当該役員の申出がある場合は、第1項の申請書には、第2項第1号に掲げる書面の添付を要しない。

6 法第10条第2項の規定による公衆の縦覧に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第3条 削除

（申請書及び添付書類の補正）

第4条 法第10条第4項に規定する条例で定める軽微な不備は、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものであり、かつ、内容の同一性に影響を与えない範囲のものとする。

2 法第 10 条第 4 項の規定による補正を行う場合は、規則で定めるところにより、補正の内容及び理由を記載した補正書に、補正後の申請書又は書類を添付して市長に提出しなければならない。

（社員総会の決議が省略された場合における議事録の記載事項）

第 5 条 法第 14 条の 9 第 1 項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合は、当該社員総会の議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 当該決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 当該決議があったものとみなされた日
- (4) 当該議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（役員の変更等の届出）

第 6 条 法第 23 条第 1 項の規定による届出は、規則で定めるところにより、変更後の役員名簿を添付した届出書により行わなければならない。

2 法第 23 条第 2 項の規定による提出を行う場合における第 2 条第 2 項から第 5 項までの規定の適用については、同条第 4 項中「第 1 項の規定による申請」とあるのは「法第 23 条第 1 項の規定による届出」と、同条第 5 項中「第 1 項の申請書」とあるのは「第 6 条第 1 項の届出書」とする。

（定款の変更の認証申請）

第 7 条 法第 25 条第 3 項の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、定款の変更の内容及び理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

（定款の変更の届出）

第 8 条 法第 25 条第 6 項の規定による届出は、規則で定めるところにより、定款の変更の内容及び理由を記載した届出書により行わなければならない。

（事業報告書等の提出）

第 9 条 法第 29 条の規定による提出は、毎事業年度初めの 3 月以内に、規則で定めるところにより、事業報告書等を添付した提出書により行わなければならない。

（事業報告書等の閲覧及び謄写）

第 10 条 法第 30 条の規定による閲覧及び謄写に関し必要な事項は、次項及び第 3 項に定めるものを除き、市長が別に定める。

2 前項の謄写を請求する者は、その請求の際に、当該謄写に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の費用の額は、新潟市情報公開条例（昭和 61 年新潟市条例第 43 号）第 11 条に規定する行政文書の写しの交付に要する費用の例による。

（合併の認証申請における第2条の規定についての必要な読替え）

第11条 法第34条第5項の規定により法第10条の規定を準用する場合における第2条の規定についての必要な読替えは、同条第1項中「法第10条第1項」とあるのは「法第34条第3項」と、同項第1号及び第2号中「設立しようとする特定非営利活動法人」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人」とする。

（認定の申請）

第12条 法第44条第1項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 当該特定非営利活動法人の設立の年月日
- (3) 当該特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（役員報酬規程等の提出）

第13条 法第55条第1項の規定による提出は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、提出書を添付して行わなければならない。

2 法第55条第2項の規定による提出は、事後遅滞なく、規則で定めるところにより、提出書を添付して行わなければならない。

（事業報告書等の閲覧及び謄写に関する規定の準用）

第14条 第10条の規定は、法第56条（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧及び謄写について準用する。

（特例認定の申請における第12条の規定についての必要な読替え）

第15条 法第58条第2項の規定により法第44条第2項（第1号に係る部分を除く。）及び第3項の規定を準用する場合における第12条の規定についての必要な読替えは、同条中「法第44条第1項」とあるのは「法第58条第1項」とする。

（認定特定非営利活動法人に関する規定の準用）

第16条 第13条第1項の規定は法第62条において準用する法第55条第1項の規定による提出について、第13条第2項の規定は法第62条において準用する法第55条第2項の規定による提出について、それぞれ準用する。

（合併の認定申請）

第17条 法第63条第1項又は第2項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び現に行っている事業の概要
- (2) 合併によって消滅する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在

地及び現に行っている事業の概要

（情報通信の技術を利用する方法による手続）

第 18 条 法第 74 条に規定する手続について情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）の規定を適用する場合に関し必要な事項は、規則で定める。

（電磁的記録による保存）

第 19 条 法第 75 条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号。以下「電子文書法」という。）第 3 条第 1 項に規定する条例で定める保存は、法第 14 条（法第 39 条第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第 28 条第 1 項及び第 2 項、法第 35 条第 1 項、法第 54 条第 1 項（法第 62 条（法第 63 条第 5 項において準用する場合を含む。）及び法第 63 条第 5 項において準用する場合を含む。）並びに法第 54 条第 2 項及び第 3 項（これらの規定を法第 62 条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による備置きとする。

2 特定非営利活動法人が電子文書法第 3 条第 1 項の規定により前項の備置きに代えて電磁的記録の保存を行おうとする場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

（1）作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

（2）書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

3 特定非営利活動法人が前項の規定により電磁的記録の保存を行おうとする場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができなければならない。

（電磁的記録による作成）

第 20 条 法第 75 条の規定により読み替えて適用する電子文書法第 4 条第 1 項に規定する条例で定める作成は、法第 14 条、法第 28 条第 1 項、法第 35 条第 1 項並びに法第 54 条第 2 項及び第 3 項の規定による作成とする。

2 特定非営利活動法人が電子文書法第 4 条第 1 項の規定により前項の作成に代えて電磁的記録の作成を行おうとする場合は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により行わなければならない。

（電磁的記録による縦覧等）

第 21 条 法第 75 条の規定により読み替えて適用する電子文書法第 5 条第 1 項に規定する条例で定める縦覧等は、法第 28 条第 3 項、法第 45 条第 1 項第 5 号（法第 51 条第 5 項及び法第 63 条第 5 項において準用する場合を含む。）並びに法第 52 条第 4 項及び法第 54 条第 4 項（これ

らの規定を法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧とする。

- 2 特定非営利活動法人が電子文書法第 5 条第 1 項の規定により前項の閲覧に代えて電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行おうとする場合は、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

（委任）

- 第 22 条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 52 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成 27 年条例第 51 号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 25 年法律第 28 号）の施行の日（平成 27 年 10 月 5 日）から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 22 日条例第 69 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 70 号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に特定非営利活動促進法の一部を改正する法律による改正前の特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号。以下「旧法」という。）第 44 条第 1 項の認定又は旧法第 58 条第 1 項の仮認定を受けている特定非営利活動法人によるこの条例の施行の日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る改正前の第 13 条第 2 項（改正前の第 16 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月 26 日条例第 4 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（令和 5 年 7 月 5 日条例第 27 号）

この条例は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定は、公布の日から施行する。

新潟市特定非営利活動促進法施行細則（平成24年新潟市規則第24号）

改正

平成25年3月25日規則第50号

平成29年3月22日規則第24号

令和3年3月31日規則第26号

令和3年6月4日規則第40号

令和5年8月31日規則第38号

（趣旨）

第1条 この規則は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）及び新潟市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年新潟市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（設立の認証申請）

第2条 条例第2条第1項の規定による申請は、別記様式第1号による申請書により行わなければならない。

第3条 削除

（申請書及び添付書類の補正）

第4条 条例第4条第2項の補正書は、別記様式第2号による補正書とする。

（設立登記の完了の届出）

第5条 法第13条第2項の規定による届出は、別記様式第3号による届出書により行わなければならない。

（役員の変更等の届出）

第6条 条例第6条第1項の届出書は、別記様式第4号による届出書とする。

（定款の変更の認証申請）

第7条 条例第7条の規定による申請は、別記様式第5号による申請書により行わなければならない。

（定款の変更の届出）

第8条 条例第8条の規定による届出は、別記様式第6号による届出書により行わなければならない。

（定款の変更登記の完了に係る登記事項証明書の提出）

第9条 法第25条第7項の規定による提出は、登記事項証明書を添付した別記様式第7号による提出書により行わなければならない。

（事業報告書等の提出）

第 1 0 条 条例第 9 条の規定による提出は、別記様式第 8 号による提出書により行わなければならない。

第 1 1 条 削除**（事業の成功の不能による解散の認定申請）**

第 1 2 条 法第 3 1 条第 2 項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、別記様式第 9 号による申請書に同条第 3 項の書面を添えて市長に提出しなければならない。

（解散等の届出）

第 1 3 条 法第 3 1 条第 4 項の規定による届出は、別記様式第 1 0 号による届出書に解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて行わなければならない。

2 法第 3 1 条の 8 の規定による届出は、別記様式第 1 1 号による届出書に当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて行わなければならない。

（残余財産の譲渡の認証申請）

第 1 4 条 法第 3 2 条第 2 項の認証を受けようとする清算人は、別記様式第 1 2 号による申請書を市長に提出しなければならない。

（清算終了の届出）

第 1 5 条 法第 3 2 条の 3 の規定による届出は、別記様式第 1 3 号による届出書に清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて行わなければならない。

（合併の認証申請）

第 1 6 条 条例第 1 1 条の規定による読替え後の条例第 2 条第 1 項の規定による申請は、別記様式第 1 4 号による申請書により行わなければならない。

（合併登記の完了の届出）

第 1 7 条 法第 3 9 条第 2 項において準用する法第 1 3 条第 2 項の規定による届出は、別記様式第 1 5 号による届出書により行わなければならない。

（身分証明書）

第 1 8 条 法第 4 1 条第 3 項（法第 6 4 条第 7 項において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、別記様式第 1 6 号による身分証明書とする。

（認定の申請）

第 1 9 条 条例第 1 2 条の規定による申請は、別記様式第 1 7 号による申請書により行わなければならない。

（認定の有効期間の更新申請）

第20条 法第51条第3項の規定による申請は、別記様式第18号による申請書により行わなければならない。

（認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出）

第21条 法第53条第1項の規定による届出は、別記様式第19号による届出書により行わなければならない。

（役員報酬規程等の提出）

第22条 条例第13条第1項の規定による提出は、別記様式第20号による提出書を添付して行わなければならない。

2 条例第13条第2項の規定による提出は、別記様式第21号による提出書を添付して行わなければならない。

（特例認定の申請）

第23条 条例第15条の規定による読替え後の条例第12条の規定による申請は、別記様式第22号による申請書により行わなければならない。

（認定特定非営利活動法人に関する規定の準用）

第24条 第21条の規定は、法第62条において準用する法第53条第1項の規定による届出について準用する。

（合併の認定申請）

第25条 条例第17条の申請書は、別記様式第23号による申請書とする。

（条例第18条に規定する規則で定める必要な事項）

第26条 条例第18条に規定する規則で定める必要な事項は、次項から第5項までに規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下この条において「情報通信技術活用法」という。）第6条第1項の条例で定める電子情報処理組織は、市長の使用に係る電子計算機と申請等（情報通信技術活用法第3条第8号に規定する申請等をいう。以下この条において同じ。）をする者の使用に係る電子計算機であって当該市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(2) 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第6条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって条例で定めるものは、情報通信技術活用法第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者（以下この条において「電子申請等を行う者」という。）を特定するための識別符号及び暗証符号の入力とする。

- (3) 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第6条第6項に規定する条例で定める場合は、申請等に係る書面等（情報通信技術活用法第3条第5号に規定する書面等をいう。以下この条において同じ。）のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長が認める場合をいう。
- 2 電子申請等を行う者は、市長が定めるところにより、市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。
- 3 この規則の規定により所定の様式により行うとされている申請等について前項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等は、所定の様式により行われたものとみなす。
- 4 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長が認める場合において、当該原本の提出は、電子情報処理組織を使用して申請等を行った日から市長の定める期間内にしなければならない。
- 5 市長は、法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第8条第1項の規定により、電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等（情報通信技術活用法第3条第10号に規定する縦覧等をいう。）を行うときは、市長が別に定める方法により行うものとする。

（委任）

- 第27条** この規則に定めるもののほか、法、条例及びこの規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（新潟市新潟県特定非営利活動促進法施行条例施行細則の廃止）

- 2 新潟市新潟県特定非営利活動促進法施行条例施行細則（平成19年新潟市規則第5号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月22日規則第24号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）による改正前の特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「旧法」という。）第44条第1項の認定又は旧法第58条第1項の仮認定を受けている特定非営利活動法人によるこの規則の施行の日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る新潟市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（平成28年新潟市条例第69号）に

よる改正前の新潟市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年新潟市条例第3号）第13条第2項の規定による提出における改正前の第22条第3項及び第4項並びに別記様式第22号の規定の適用については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第1号から別記様式第15号まで及び別記様式第17号から別記様式第21号までの規定、別記様式第23号並びに別記様式第24号による用紙については、当分の間これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年3月31日規則第26号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年6月4日規則第40号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年6月9日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別記様式第20号の規定は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和2年法律第72号）附則第3条に規定する認定特定非営利活動法人等（以下この項において「認定特定非営利活動法人等」という。）がこの規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、認定特定非営利活動法人等が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

附 則（令和5年8月31日規則第38号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第2号及び別記様式第8号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

新潟市特定非営利活動促進法の施行に係る情報通信技術の利用等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市特定非営利活動促進法施行条例(平成24年新潟市条例第3号。以下「条例」という。)及び新潟市特定非営利活動促進法施行細則(平成24年新潟市規則第24号。以下「規則」という。)において情報通信技術を利用する方法等により行う手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公衆の縦覧)

第2条 条例第2条第6項の公衆の縦覧は、規則第26条第5項の規定により内閣府が指定する電子情報処理組織(以下「NPO法人ポータルサイト」という。)を利用する方法により行うものとする。ただし、NPO法人ポータルサイト利用開始前(令和5年8月31日以前のものに限る。)の手続等に係る書類については、市民生活部市民協働課で行う。

(事業報告書等の公開)

第3条 条例第10条第1項の閲覧及び謄写は、規則第26条第5項の規定により、NPO法人ポータルサイトを利用する方法により行うものとする。ただし、NPO法人ポータルサイト利用開始前(令和5年8月31日以前のものに限る。)の手続等に係る書類については、総務部総務課市政情報室で行う。

(市長の定める期間)

第4条 規則第26条第4項に定める期間は、2週間以内とする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

設 立

① 設立認証申請（新潟市に提出）

	書類の名称	参照	部数	チェック
1	設立認証申請書（別記様式第1号）	様式-7	1	
2	定款	様式-83	1	
3	役員名簿（氏名・住所又は居所並びに報酬の有無を記載したもの）	様式-9	1	
4	役員の就任承諾及び誓約書の写し	様式-11	各1	
5	住民票（申請前6か月以内のもの）※本人から、住民基本台帳ネットワークでの確認の申し出がある場合、添付不要。	—	各1	
6	社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）及び住所又は居所を記載した書面	様式-13	1	
7	確認書（法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面）	様式-15	1	
8	設立趣旨書	様式-17	1	
9	設立についての意思の決定を証する議事録の写し	様式-19	1	
10	設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	様式-21	1	
11	設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書※活動予算書の作成は、主な勘定科目例（様式-108～）、計算書類等の作成に当たっての留意事項（様式-99～）を参考にしてください。	様式-25	1	

② 申請書類の補正（新潟市が申請書を受理した日より1週間以内であれば補正が可能）

	書類の名称	参照	部数	チェック
1	補正書	様式-29	1	
2	補正後の書類	—	1	

③ 設立の登記（法務局に提出 ※詳細は、新潟地方法務局に確認ください）

	書類の名称	参照	部数	チェック
1	登記申請書	—	1	
2	定款	—	1	
3	法人の設立認証通知書（原本とともに写しを持参し、法務局で「原本還付」の手続きをします）	—	1	
4	代表権を有する者の資格を有する書面（設立当初の役員名を記載した定款と役員就任承諾書）	—	1	
5	資産総額を証する書面（設立当初の財産目録）	—	1	

④ 登記完了届（新潟市に提出）

	書類の名称	参照	部数	チェック
1	設立登記完了届出書（別記様式第3号）	様式-31	1	
2	登記事項証明書	—	1	
3	設立当初の財産目録	様式-33	1	

事業報告

(新潟市に提出)

	書類の名称	参照⑤	部数	チェック
1	事業報告書等提出書（別記様式第8号）	様式-35	1	
2	前事業年度の事業報告書	様式-37	1	
3	前事業年度の活動計算書	様式-39	1	
4	前事業年度の貸借対照表	様式-43	1	
5	前事業年度の財産目録	様式-47	1	
6	前事業年度の年間役員名簿（前事業年度に役員であった者全員の氏名・住所・報酬の有無を記載したもの。※年度途中で就任・退任した者なども漏れなく記載する。）	様式-49	1	
7	前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿※活動計算書、貸借対照表、財産目録の作成は、計算書類の注記（様式-45・46）、主な勘定科目例（様式-108～）、計算書類等の作成に当たっての留意事項（様式-99～）を参考にしてください。	様式-51	1	

役員変更

① 役員変更（新潟市に提出）

	書類の名称	参照⑤	部数	チェック
1	役員の変更等届出書（別記様式第4号）	様式-53	1	
2	変更後の役員名簿	様式-9	1	
3	役員の就任及び誓約書の写し	様式-11	各1	
4	住民票（申請前6か月以内のもの）※本人から、住民基本台帳ネットワークでの確認の申し出がある場合、添付不要。	—	各1	

注)「就任及び誓約書の写し」と「住民票」は、役員が新たに就任した時（役職変更した場合も含む）に添付してください。

② 役員変更の登記（法務局に提出 ※詳細は、新潟地方法務局に確認ください）

	書類の名称	参照⑤	部数	チェック
1	登記申請書	—	1	
2	変更を証する書面（総会議事録等、定款、就任承諾書、辞任届など変更内容により必要な書類）	—	1	

定 款 変 更 (認 証)

① 定款変更認証申請（新潟市に提出）

	書類の名称	参照 ^①	部数	チェック
1	定款変更認証申請書（別記様式第5号）	様式-57	1	
2	定款	様式-83	1	
3	定款変更を総会で議決したことを証する議事録の写し	様式-61	1	
※活動の種類及び事業内容を変更する場合は、下記の書類を添付します。				
4	定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書	様式-21	1	
5	定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書	様式-25	1	

② 申請書類の補正（新潟市が申請書を受理した日より1週間以内であれば補正が可能）

	書類の名称	参照 ^①	部数	チェック
1	補正書	様式-29	1	
2	補正後の書類	—	1	

③ 定款変更登記（法務局に提出 ※詳細は、新潟地方法務局に確認ください）

	書類の名称	参照 ^①	部数	チェック
1	登記申請書	—	1	
2	定款	—	1	
3	定款変更認証通知書	—	1	
4	総会等議事録	—	1	

④ 定款変更の登記完了提出書（新潟市に提出）

※定款変更に係る登記をした場合にのみ提出が必要です。

	書類の名称	参照 ^①	部数	チェック
1	定款の変更の登記完了提出書（別記様式第7号）	様式-63	1	
2	登記事項証明書及	—	1	

注）法人の名称変更など、変更の内容により、市役所市民税課や県地域振興局県税部などの税金関係、社会保険関係、実施事業を所管する機関などへの届出等が必要と思われるので、各関係機関に確認ください。

定 款 変 更 (届 出)

① 定款変更届（新潟市に提出）

	書類の名称	参照号	部数	チェック
1	定款変更届（別記様式第6号）	様式-59	1	
2	定款	様式-83	1	
3	定款変更を総会で議決したことを証する議事録の写し	様式-61	1	

② 変更登記（法務局に提出 ※詳細は、新潟地方法務局に確認ください）

	書類の名称	参照号	部数	チェック
1	登記申請書	—	1	
2	変更を証する書面（総会議事録等、変更後の定款）	—	1	

③ 定款変更の登記完了提出書（新潟市に提出）

※定款変更に係る登記をした場合にのみ提出が必要です。

	書類の名称	参照号	部数	チェック
1	定款の変更の登記完了提出書（別記様式第7号）	様式-63	1	
2	登記事項証明書	—	1	

注）法人の名称変更など、変更の内容により、市役所市民税課や県地域振興局県税部などの税金関係、社会保険関係、実施事業を所管する機関などへの届出等が必要と思われるので、各関係機関に確認ください。

特別代理人の選任

（新潟市に提出）

	書類の名称	参照号	部数	チェック
1	特別代理人選任申請書	様式-79	1	
2	総会議事録	様式-81	1	
3	特別代理人就任承認及び誓約書	様式-11	1	

解 散

① 解散及び清算人就任の登記（法務局に提出） ※詳細は、新潟地方法務局に確認ください

	書類の名称	参照⑤	部数	チェック
1	登記申請書	—	1	
2	解散の事由の発生を証する書面（総会の議事録等）	—	1	
3	清算人就任に関する書類（定款、議事録等）	—	1	

注) このほかに、清算人についての印鑑届出書の提出が必要です。

② 解散届（新潟市に提出）

	書類の名称	参照⑤	部数	チェック
1	解散届出書（別記様式第10号）	様式-67	1	
2	解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書	—	1	

③ 事業の成功の不能による解散についての認定申請（認定を受ける場合に新潟市に提出）

	書類の名称	参照⑤	部数	チェック
1	解散認定申請書（別記様式第9号）	様式-65	1	
2	目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能を証する書面（任意様式）	—	1	

④ 清算人就任届（清算中に清算人が新たに就任した時に新潟市に提出）

	書類の名称	参照⑤	部数	チェック
1	清算人就任届出書（別記様式第11号）	様式-69	1	
2	当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書	—	1	

⑤ 財産譲渡承認申請（定款に残余財産の帰属先に関する規定がない場合、新潟市に提出）

	書類の名称	参照⑤	部数	チェック
1	残余財産譲渡承認申請書（別記様式第12号）	様式-71	1	

⑥ 清算終了登記（法務局に提出 ※詳細は、新潟地方法務局に確認ください）

	書類の名称	参照⑤	部数	チェック
1	登記申請書	—	1	
2	清算事務報告書	—	1	

⑦ 清算終了届（新潟市に提出）

	書類の名称	参照⑤	部数	チェック
1	清算終了届出書（別記様式第13号）	様式-73	1	
2	当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書	—	1	

注) 法人の解散により、市役所市民税課や県地域振興局県税部などの税金関係、社会保険関係、実施事業を所管する機関などへの届出等が必要と思われるので、各関係機関に確認ください。

合 併

① 合併認証申請（新潟市に提出）

	書類の名称	参照	部数	チェック
1	合併認証申請書（別記様式第14号）	様式-75	1	
2	定款	様式-83	1	
3	合併の議決をした総会の議事録の写し	様式-19	1	
4	役員名簿	様式-9	1	
5	役員の就任承諾及び誓約書の写し	様式-11	1	
6	住民票（申請前6か月以内のもの）※本人から、住民基本台帳ネットワークでの確認の申し出がある場合、添付不要。	—	各1	
7	社員のうち10人以上の者の氏名	様式-13	1	
8	確認書	様式-15	1	
9	合併趣旨書	様式-17	1	
10	合併の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書	様式-21	1	
11	合併の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書※活動予算書の作成は、主な勘定科目例（様式-108～）、計算書類等の作成に当たっての留意事項（様式-99～）を参考にしてください。	様式-25	1	

② 申請書類の補正（新潟市が申請書を受受理した日より1週間以内であれば補正が可能）

	書類の名称	参照	部数	チェック
1	補正書	様式-31	1	
2	補正後の書類	—	1	

③ 合併の登記（法務局に提出 ※詳細は、新潟地方法務局に確認ください）

	書類の名称	参照	部数	チェック
1	登記申請書	—	1	
2	定款	—	1	
3	合併認証通知書	—	1	
4	代表権を有する者の資格を有する書面	—	1	
5	合併により消滅する法人の登記事項証明書	—	1	
6	債権者に対する異議の申し出に関する公告及び催告の手続きを経たことを証する書面	—	1	

注) 上記のほか新設合併の場合、法人の印鑑登録のため、印鑑届出書、法人印、代表者の印鑑証明書が必要です。

④ 合併の登記完了届（新潟市に提出）

	書類の名称	参照	部数	チェック
1	合併登記完了届（別記様式第15号）	様式-79	1	
2	登記事項証明書	—	1	
3	設立当初の財産目録		1	

注) 法人の合併により、市役所市民税課や県地域振興局県税部などの税金関係、社会保険関係、実施事業を所管する機関などへの届出等が必要と思われるので、各関係機関に確認ください。

別記様式第1号（第2条関係）

設立認証申請書

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住所又は居所
氏名
電話番号

下記のとおり特定非営利活動法人の設立の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 定款に記載された目的

【記載例】

別記様式第1号（第2条関係）

所轄庁で記入。空欄で提出。

設立認証申請書

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住所又は居所
氏名
電話番号

下記のとおり特定非営利活動法人の設立の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

定款の記載と完全に一致。

1 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇〇〇

名称の登記には、日本文字、ローマ字、アラビア数字の他、符号として、アンパサンド「&」、アポストロフィー「'」、コンマ「,」、ハイフン「-」、ピリオド「.」及び中点「・」を用いることができる。
なお、括弧（ ）やカギ括弧「」等は用いることができません。

2 代表者の氏名 〇〇 〇〇

理事（理事長）の氏名を記載。

3 主たる事務所の所在地 新潟市〇〇区〇〇△丁目△△番△△号

町名及び番地まで記載（省略しない）。

4 定款に記載された目的

この法人は.....ことを目的とする。

定款の記載と完全に一致。

(法第 10 条第 1 項第 2 号イ関係)

役員名簿

特定非営利活動法人

役職名	フリガナ 氏名	住所又は居所	報酬の有無

設立時・役員変更
 ※注意※ 事業報告書に添付の役員名簿とは様式が違います。

【記載例】

(法第10条第1項第2号イ関係)

役員名簿

理事の職名を定めている場合は、それぞれの理事について職名を記載。

特定非営利活動法人〇〇〇〇

役職名	フリガナ 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	〇〇〇〇	・・・・・・・・	無
副理事長	□□□□	・・・・・・・・	無
理事	△△△△	・・・・・・・・	有
	⋮	⋮	⋮
監事	▽▽▽▽	・・・・・・・・	無
	⋮	⋮	⋮

(備考)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、住民票等によって証された氏名、住所又は居所を記載。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

(法第 10 条第 1 項第 2 号ロ関係)

年 月 日

特定非営利活動法人

御中

就任承諾及び誓約書

住所又は居所

氏名

私は、特定非営利活動法人 〇〇〇〇 の理事／監事に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第 20 条各号に該当しないこと及び同法第 21 条の規定に違反しないことを誓約します。

特定非営利活動促進法第 20 条の要件

次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・ 刑法第 204 条 [傷害]、第 206 条 [現場助勢]、第 208 条 [暴行]、第 208 条の 2 [凶器準備集合及び結集]、第 222 条 [脅迫]、第 247 条 [背任] の罪を犯した場合
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- 四 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者
- 五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

特定非営利活動促進法第 21 条の要件

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

設立時：役員ごとに写しを提出。

役員変更：「新任」（役職変更した場合も含む）の場合、写しを提出。

【記載例】

（法第10条第1項第2号口関係）

特定非営利活動法人〇〇〇〇 御中

日付は原則として設立
総会の開催日。

〇〇年〇〇月〇〇日

就任承諾及び誓約書

住民票等に記載された
住所又は居所を正確に
記載。

監事の場合は
監事と記載。

住所又は居所

氏名 〇〇 〇〇

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇の理事に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

特定非営利活動促進法第10条第1項第2号ハに規定する各役員の住所又は居所を証する書面については、住民基本台帳ネットワークの本人確認情報の利用に同意するため、添付いたしません。

氏名 〇〇 〇〇
(生年月日 年 月 日生)

特定非営利活動促進法第20条の要件

次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から二年を経過しない者
- 三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日から二年を経過しない者
 - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
 - ・ 刑法第204条 [傷害]、第206条 [現場助勢]、器準備集合及び結集]、第222条 [脅迫]、第223条 [暴力行為等処罰]に関する法律の罪を犯した場合
- 四 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）たる日から五年を経過しない者
- 五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

【各役員の住所又は居所を証する書面】
・住民基本台帳ネットワークに接続している市町村に住民登録する方で、同ネットワークでの本人確認に同意する場合は、住所又は居所を証する書面（住民票等）の添付は不要。（この場合でも、本書及び役員名簿等には当該役員の氏名・住所等を正確に記載する必要があります。）

特定非営利活動促進法第21条の要件

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

【例①：役員総数5人以下の場合】
配偶者若しくは三親等以内の親族は、含まれることになってはならない。

【例②：役員総数6人以上の場合】
配偶者若しくは三親等以内の親族は、それぞれの役員について1人まで含まれてよい。

(法第 10 条第 1 項第 3 号関係)

社員のうち 10 人以上の者の名簿

特定非営利活動法人

氏 名	住 所 又 は 居 所

【記載例】

(法第10条第1項第3号関係)

社員のうち10人以上の者の名簿

社員とは、社団の構成員の意味であり、総会で議決権を持つ者（正会員）のこと。

特定非営利活動法人〇〇〇〇

氏 名	住 所 又 は 居 所
〇〇 〇〇	〇〇市〇〇区〇〇町1丁目2番地3
〇〇 〇〇	〇〇郡〇〇町〇〇〇3丁目4番5号
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

※法人の成立時に社員（総会の議決権を持つ者、正会員など）になる者の氏名、住所を記載。少なくとも10人分の記載が必要。

※法人が会員である場合は、「氏名」欄には「その名称及び代表者の氏名」を、「住所」の欄には「法人の所在地」を記載。

(法第 10 条第 1 項第 4 号関係)

確 認 書

特定非営利活動法人 _____ は、特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項第 2 号及び同法第 1 2 条第 1 項第 3 号に該当することを、 _____ 年 _____ 月 _____ 日に開催された設立総会において確認しました。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

特定非営利活動法人
設立代表者 住所又は居所

氏名

特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項第 2 号の要件

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと
- ハ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと

特定非営利活動促進法第 1 2 条第 1 項第 3 号の要件

- 暴力団でないこと
- 暴力団の統制下にある団体でないこと
- 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）の統制下にある団体でないこと
- 暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある団体でないこと

【記載例】

(法第10条第1項第4号関係)

確 認 書

特定非営利活動法人〇〇〇〇は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを、〇〇年〇〇月〇〇日に開催された設立総会において確認しました。

設立総会の開催日を記載。

〇〇年〇〇月〇〇日

特定非営利活動法人〇〇〇〇

設立代表者 住所又は居所

氏名 〇〇〇〇

特定非営利活動促進法第2条第2項第2号の要件

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと
- ハ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと

特定非営利活動促進法第12条第1項第3号の要件

- 暴力団でないこと
- 暴力団の統制下にある団体でないこと
- 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）の統制下にある団体でないこと
- 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと

(法第 10 条第 1 項第 5 号関係)

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

2 申請に至るまでの経過

年 月 日

特定非営利活動法人
設立代表者

氏名

【記載例】

(法第10条第1項第5号関係)

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

法人を設立する趣旨を説明する書類で、ここに記載された内容が、定款の目的や事業内容に反映されていることとなります。

様式の規定はありません。ここに示した項目も参考に示したものです。特定非営利活動を行い、不特定多数の者の利益に寄与するため法人を設立することについて、わかりやすく記載します。

たとえば、

- ・定款に定めた目的、事業についての社会的な背景や問題点
- ・定款で行うとしている特定非営利活動事業の内容、必要性
- ・任意団体や他の法人格ではなく、特定非営利活動法人を設立する理由などについて説明し、法人設立の趣旨を記載します。

2 申請に至るまでの経過

・法人設立を発起し（活動実績がある場合にはその内容）、申請に至る経緯などを記載。

○年○月○日	任意団体△△△△設立
○年○月○日	○○サービスを始める
○○年○月○○日	法人化に向けた話し合いの開催
○○年○○月○○日	設立総会の開催

○○年○○月○○日

設立総会の開催日を記載。

特定非営利活動法人○○○○

設立代表者

氏名 ○○ ○○

特定非営利活動法人〇〇〇〇設立総会議事録

- 1 開催の日時
- 2 開催の場所
- 3 出席者数
- 4 審議事項
- 5 議事の経過の概要及び議決の結果

以上、この議事録が正確であることを証します。

年 月 日

議 長

議事録署名人

同

【記載例】

特定非営利活動法人〇〇〇〇設立総会議事録

- 1 開催の日時
〇〇年〇〇月〇〇日 〇時から〇時まで
- 2 開催の場所
新潟県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇会館
- 3 出席者数
〇〇人
- 4 審議事項
 - (1) 議長の選任の件
 - (2) 設立趣旨に関する件
 - (3) 定款に関する件
 - (4) 役員及び報酬に関する件
 - (5) 入会金及び会費に関する件
 - (6) 設立当初の資産に関する件
 - (7) 設立初年度、翌年度の事業計画及び活動予算に関する件
 - (8) 確認書の内容についての確認の件
 - (9) 事務所の所在地に関する件
 - (10) 設立認証申請に関する件

(参考)
法人設立後の総会議事録などでは、出席者数(書面表決者、表決委任者数)と併せ、社員総数を記載し、会議が成立していることを明らかにしておく。

総会で設立の意思の決定がなされていることを証明するもの。審議事項は参考例です。

※ 定款の事務所所在地を市町村名までの記載にした場合は、事務所住所(町名、番地まで)の決定についても議事録でわかるようにしてください。

- 5 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (1) 第1号議案 議長選任の件
〇〇〇より、〇〇〇〇氏を議長に指名し、異議なく選任された。
 - (2) 第2号議案 設立趣旨に関する件
議長より第2号議案について設立趣旨書案を説明し、この趣旨で特定非営利活動法人〇〇〇〇を設立したい旨を諮ったところ、原案どおり満場一致で(〇人中〇人賛成)承認された。
 - (3)
 - (8) 第8号議案 確認書の内容についての確認の件
設立する法人は特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することについて、出席者全員で確認した。
 - (9) 事務所の所在地に関する件
設立する法人の事務所は新潟市〇〇区〇〇町〇番地〇号に置く旨を諮ったところ、満場一致で承認された。
 - (10) 設立認証申請に関する件
議長より、新潟市へ法人設立の認証申請を行うにあたり、設立代表者を〇〇〇〇氏とすること及び申請手続きにあたり申請書類の軽微な修正については設立代表者に一任することについて諮ったところ、満場一致で承認された。
 - 6 議事録署名人の選任に関する事項
議長より、本日の議事の経過を議事録にまとめるにあたり、議事録署名人2名を選任したい旨諮った結果、〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏の2名が異議なく選任された。
- 以上、この議事録が正確であることを証します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

議長 (署名)
議事録署名人 (署名)
同 (署名)

(法第10条第1項第7号関係「設立当初の事業年度の事業計画書」)

設立当初の事業年度の事業計画書
法人成立の日から 年 月 日まで

特定非営利活動法人

1 事業実施の方針

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者 の範囲及び 予 定 人 数	支 出 見込み額

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	支 出 見込み額

【記載例】

(法第10条第1項第7号関係「設立当初の事業年度の事業計画書」)

設立当初の事業年度の事業計画書
法人成立の日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇

1 事業実施の方針

○事業を実施するうえで、目的、設立趣旨等に照らし、当該年度はどのような方針で行うのか記載します。

2 事業の実施に関する事項

定款に規定した
事業名を記載。

(1) 特定非営利活動に係る事業

(単位：千円)

事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支 出 見込み額
①環境美化を 目的として清 掃を行う事業	・地域の通学路や駅周 辺の清掃を行う。	年2回(5 月と10月 に行う)	地域の通 学路や駅 周辺	10人	地域の参加 希望者(不 特定多数)	83
②自然環境の 保護に関する 講演会を開催 する事業	・大学、行政、他の特定 非営利活動法人に所属 し、自然環境の保護に 関する研究や実務に携 わる方々を招き、講演 会を開催する。	本事業年 度は実施 予定なし			実施予定がない 場合もその旨を 記載。	

(2) その他の事業

その他の事業を行う場合のみ記載。

事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の予定人数	支出見込み額
定款で特定非営利活動事業とは別に「その他の事業」を規定している場合のみ記載。 当該年度に実施の予定がない場合は、「実施予定なし」と記載。					

事業計画書について様式の定めはありません。法人の活動が、不特定多数の者の利益の増進に寄与する活動を主とするものであることを示す内容として、記載例では例示しています。

- ※設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別業として作成します。
- ※「2 事業の実施に関する事項」は、「(1) 特定非営利活動に係る事業」と「(2) その他の事業」について区分を明らかにして記載します。

(法第10条第1項第7号関係「翌事業年度の事業計画書」)

翌事業年度の事業計画書

年 月 日から 年 月 日まで

特定非営利活動法人

1 事業実施の方針

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者 の範囲及び 予 定 人 数	支 出 見込み額

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	支 出 見込み額

【記載例】

(法第10条第1項第7号関係「翌事業年度の事業計画書」)

翌事業年度の事業計画書

〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇

1 事業実施の方針

〇事業を実施するうえで、目的、設立趣旨等に照らし、当該年度はどのような方針で行うのか記載します。

2 事業の実施に関する事項

定款に規定した
事業名を記載。

(1) 特定非営利活動に係る事業

(単位：円)

事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支 出 見込み額
①環境美化を 目的として清 掃を行う事業	・地域の通学路や駅 周辺の清掃を行う。	年2回(5 月と10月 に行う。)	地域の通 学路や駅 周辺	20人	地域の参加 希望者(不特 定多数)	100,000
②自然環境の 保護に関する 講演会を開催 する事業	・大学、行政、他の特 定非営利活動法人に 所属し、自然環境の保 護に関する研究や実 務に携わる方々を招 き、講演会を開催す る。	年1回(1 月に開催 する)	〇〇市文 化会館	8人	自然環境の 保護に関心 がある市民 (50人)	300,300

(2) その他の事業

その他の事業を行う場合のみ記載。

事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の予定人数	支出見込み額
定款で特定非営利活動事業とは別に「その他の事業」を規定している場合のみ記載。 当該年度に実施の予定がない場合は、「実施予定なし」と記載。					

事業計画書について様式の定めはありません。法人の活動が、不特定多数の者の利益の増進に寄与する活動を主とするものであることを示す内容として、記載例では例示しています。

※設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成します。

※「2 事業の実施に関する事項」は、「(1) 特定非営利活動に係る事業」と「(2) その他の事業」について区分を明らかにして記載します。

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から××年×月×日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇

（単位：円）

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
4. 事業収益			
〇〇事業収益			
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
.....			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
.....			
その他経費計			
事業費計			
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
.....			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
.....			
その他経費計			
管理費計			
経常費用計			
当期正味財産増減額			
設立時正味財産額			
次期繰越正味財産額			

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

【記載例】

法第10条第1項第8号「設立当初の事業年度の活動予算書」

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から××年×月×日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

定款附則の「設立当初の事業年度」と一致。

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	50,000	
賛助会員受取会費	50,000	100,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	0	0
3 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
4 事業収益		
〇〇事業収益	0	0
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		100,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	80,000	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
.....		
人件費計	80,000	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	3,000	
減価償却費	0	
支払利息	0	
.....		
その他経費計	3,000	
事業費計		83,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
.....		
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	5,000	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
.....		
その他経費計	5,000	
管理費計		5,000
経常費用計		88,000
当期正味財産増減額		12,000
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		12,000

「事業費」と「管理費」について

1. それぞれ「人件費」と「その他経費」に分ける。

2. 支出の形態別（旅費交通費、通信運搬費など）に内訳を記載する。

※事業費を事業の種類別に表示したり、事業部門別、管理部門別に損益を表示する場合にはP121の記載例の3及びガイドラインの記載例2の注記の2を参照。

次期事業年度活動予算書の「前期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認。

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

定款に「その他の事業」を規定していて、実施しない年度については、このように記載。実施する場合は、様式-42を参照。

〇〇年度 活動予算書
 ××年×月×日から××年×月×日まで
 特定非営利活動法人〇〇〇〇
 （単位：円）

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
4. 事業収益			
〇〇事業収益			
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
.....			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
.....			
その他経費計			
事業費計			
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
.....			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
.....			
その他経費計			
管理費計			
経常費用計			
当期正味財産増減額			
設立時正味財産額			
次期繰越正味財産額			

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

【記載例】

法第10条第1項第8号「翌事業年度の活動予算書」

〇〇年度 活動予算書
 ××年×月×日から××年×月×日まで
 特定非営利活動法人〇〇〇〇
 (単位：円)

次期事業年度の自
 至年月日を記載。

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	50,000		
賛助会員受取会費	100,000	150,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	200,000	200,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
〇〇事業収益	100,000	100,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	5,000	5,000	
経常収益計			455,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	305,000		
法定福利費	50,300		
退職給付費用	0		
福利厚生費	25,000		
.....			
人件費計	380,300		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	20,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
.....			
その他経費計	20,000		
事業費計		400,300	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	10,000		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
.....			
その他経費計	10,000		
管理費計		10,000	
経常費用計			410,300
当期正味財産増減額			44,700
前期繰越正味財産額			12,000
次期繰越正味財産額			56,700

「事業費」と「管理費」について

- それぞれ「人件費」と「その他経費」に分ける。
- 支出の形態別（旅費交通費、通信運搬費など）に内訳を記載する。

※事業費を事業の種類別に表示したり、事業部門別、管理部門別に損益を表示する場合にはP121の記載例の3及びガイドラインの記載例2の注記の2を参照。

当初年度活動予算書（前事業年度活動計算書）の「次期繰越正味財産額」を転記。

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

定款に「その他の事業」を規定していて、実施しない年度については、このように記載。

補正書

年 月 日

（宛先）新潟市長

申出者 （申請者の住所若しくは居所又は
特定非営利活動法人の名称）
法人の名称
申請者名又は代表者名
電話番号

年 月 日に申請した下記の書類について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第4項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり補正を申し出ます。

記

- 1 補正する書類の種類
- 2 補正の内容

変更後	変更前

- 3 補正の理由

補正することができる期間は、新潟市が申請書を受理した日から1週間以内。

【記載例】

(別記様式第2号第4条関係)

補正書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申出者 申請者の住所若しくは居所又は
特定非営利活動法人の所在地
法人の名称
申請者名又は代表者名
電話番号

年 月 日に申請した下記の書類について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第4項(同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、下記のとおり補正を申し出ます。

記

1 補正する書類の種類

設立認証申請書に添付した定款

2 補正の内容

変更後	変更前
第〇条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の <u>追加又は更正</u> をすることができる。	第〇条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の <u>対か又は厚生</u> をすることができる。

補正する箇所を変更前と変更後で下線をひいて明示。
なお、補正できるのは「客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものであり、かつ、内容の同一性に影響を与えない範囲のもの」に限られます。

3 補正の理由

書類作成時の文字変換誤りのため。

添付書類 補正後の書類

別記様式第3号（第5条関係）

設立登記完了届出書

年 月 日

（宛先）新潟市長

所 在 地
届出者 名 称
代表者の氏名
電 話 番 号

設立の登記をしたので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により
関係書類を添えて届け出ます。

【記載例】

(別記様式第3号第5条関係)

提出日を記載。

設立登記完了届出書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

届出者 所在地
法人の名称
代表者の氏名
電話番号

設立の登記をしたので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 当該登記をしたことを証する登記事項証明書(1部)
- 2 財産目録(1部)

〇〇年度 財産目録
××年×月×日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手元現金			
××銀行普通預金			
未収金			
××事業未収金			
.....			
流動資産合計			
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品			
パソコン1台			
応接セット			
.....			
歴史的資料			
.....			
有形固定資産計			
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア			
財務ソフト			
.....			
無形固定資産計			
(3) 投資その他の資産			
敷金			
〇〇特定資産			
××銀行定期預金			
.....			
投資その他の資産計			
固定資産合計			
資産合計			
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
事務用品購入代			
.....			
預り金			
源泉所得税預り金			
.....			
.....			
流動負債合計			
2. 固定負債			
長期借入金			
××銀行借入金			
.....			
.....			
固定負債合計			
負債合計			
正味財産			

【記載例】

法第28条第1項「前事業年度の財産目録」

〇〇年度 財産目録
××年×月×日現在

登記事項証明書に記載してある法人設立の年月日を記載。

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
手元現金	0	
××銀行普通預金	0	
未収金		
××事業未収金	0	
.....		
流動資産合計		0
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
什器備品		
パソコン1台	100,000	
応接セット	0	
.....		
歴史的資料	評価せず	
.....		
有形固定資産計	100,000	
(2) 無形固定資産		
ソフトウェア		
財務ソフト	0	
.....		
無形固定資産計	0	
(3) 投資その他の資産		
敷金	0	
〇〇特定資産	0	
××銀行定期預金	0	
.....		
投資その他の資産計	0	
固定資産合計		100,000
資産合計		100,000
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金		
事務用品購入代	0	
.....		
預り金		
源泉所得税預り金	0	
.....		
.....		
流動負債合計		0
2. 固定負債		
長期借入金	0	
××銀行借入金	0	
.....	0	
.....		
固定負債合計		0
負債合計		0
正味財産		100,000

口座番号の記載は不要。

金銭評価ができない資産については「評価せず」として記載できる。

正味財産＝資産合計－負債合計

※設立当初に保有している財産を記載します。
保有財産がない場合は、0円で財産目録を作成します。

別記様式第8号（第10条関係）

事業報告書等提出書

年 月 日

（宛先）新潟市長

提出者 所在地
法人の名称
代表者の氏名
電話番号

前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の事業報告書等について、
下記のとおり特定非営利活動促進法第29条の規定により提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の活動計算書
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の財産目録
- 5 前事業年度の年間役員名簿（前事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載したもの）
- 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

【記載例】

別記様式第8号（第10条関係）

事業報告書等提出書

提出日を記載。

年 月 日

（宛先）新潟市長

提出者 所在地
法人の名称
代表者の氏名
電話番号

設立初年度のみ成立の日を記載。

前事業年度（〇〇年 〇〇月 〇〇日から 〇〇年 〇〇月 〇〇日まで）の事業報告書等について、下記のとおり特定非営利活動促進法第29条の規定により提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の活動計算書
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の財産目録
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

年度事業報告書

特定非営利活動法人

1 事業の成果

2 事業実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額 (単位:千円)

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者数	事業費の金額 (単位:千円)

【記載例】

〇〇年度の事業報告書

特定非営利活動法人〇〇〇〇

1 事業実施の成果

〇事業の実施状況や成果を記載します。

実施した事業は、もれなく記載する。

活動計算書で事業費を事業別に区分している場合に記載する。区分していない場合は、任意の記載事項。

2 事業の実施に関する事項

定款に規定した事業名を記載。

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額 (単位：千円)
①環境美化を目的として清掃を行う事業	・地域の通学路や駅周辺の清掃を行った。	年2回(5月と10月)	地域の通学路や駅周辺	10人	地域の参加希望者(不特定多数)	83
②自然環境の保護に関する講演会を開催する事業	・本事業年度は実施していない。					

実施していない場合もその旨を記載。

記載する場合には、活動計算書の「事業費合計額」と全体の予算額を一致させる。

(2) その他の事業

定款で「その他の事業」を規定している場合のみ記載。

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者数	事業費の金額 (単位：千円)
定款で特定非営利活動事業とは別に「その他の事業」を規定している場合のみ記載。当該年度に実施がない場合は、「実施なし」と記載。					

事業報告書について様式の定めはありません。法人の活動実績について、定款に即し、不特定多数の者の利益の増進に寄与する活動を主としている旨が判断できる内容として、記載例では例示しています。各法人において、課題への取組み姿勢や事業実績を十分反映した報告書を作成してください。

〇〇年度 活動計算書

××年×月×日から××年×月×日まで
 特定非営利活動法人〇〇〇〇
 (単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費		
賛助会員受取会費		
.....		0
2. 受取寄附金		
受取寄附金		
施設等受入評価益		
.....		0
3. 受取助成金等		
受取民間助成金		
.....		0
4. 事業収益		
〇〇事業収益		
5. その他収益		
受取利息		
雑収益		
.....		0
経常収益計		0
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
.....		
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費		
旅費交通費		
施設等評価費用		
支払利息		
.....		
その他経費計	0	
事業費計		0
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
.....		
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費		
旅費交通費		
減価償却費		
支払利息		
.....		
その他経費計	0	
管理費計		0
経常費用計		0
当期経常増減額		0
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		
.....		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		
.....		0
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		
法人税、住民税及び事業税		
当期正味財産増減額		0
前期繰越正味財産額		
次期繰越正味財産額		0

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れた場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。表示例は以下のとおり。

(一般正味財産増減の部)	
I 経常収益	
1. 受取寄附金	
受取寄附金振替額	×××
.....	
II 経常費用	
2. 事業費	
援助用消耗品費	×××
.....	
(指定正味財産増減の部)	
受取寄附金	〇〇〇
.....	
一般正味財産への振替額	△×××

使途等の制約が解除されたことによる指定正味財産から一般正味財産への振替額。

「受取寄附金振替額」と同額をマイナス計上。

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

【記載例】

法第28条第1項「前事業年度の計算書類（活動計算書）」

〇〇年度 活動計算書
 ××年×月×日から××年×月×日まで
 特定非営利活動法人〇〇〇〇
 (単位：円)

当該事業年度の自至年月日を記載。

会費の性格に応じて分けて記載。受取会費は確実に入金されることが明らかな場合を除き、実際に入金したときに計上。
 ※「実務担当者のためのガイドライン」（平成23年11月20日 NPO法人会計基準協議会。以下「ガイドライン」という）Q&A12-1～12-3参照。

施設等評価費用も併せて計上（計上は法人の任意）。

経常費用は、「事業費」と「管理費」に分ける。

※事業費と管理費の意味については、I2(2)及びガイドラインQ&A14-1、事業費と管理費の按分の方法については、I2(2)及びガイドラインQ&A14-2を参照。

「事業費」と「管理費」について
 1. それぞれ「人件費」と「その他経費」に分ける。
 2. 支出の形態別（旅費交通費、通信運搬費など）に内訳を記載する。

※事業費を事業の種類別に表示したり、事業部門別、管理部門別に損益を表示する場合には様式-45の記載例の3及びガイドラインの記載例2の注記の2を参照。

施設等受入評価益も併せて計上（計上は法人の任意）。

設立後、初めての事業報告書では「設立時正味財産額」と記載。前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認。

貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致することを確認。

現預金以外に資産・負債がない場合には、当期の現預金の増減額を表す。

前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認。

貸借対照表の「正味財産の部」の合計額と一致することを確認。

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	50,000	
賛助会員受取会費	80,000	130,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	50,000	
施設等受入評価益		50,000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
4. 事業収益		
〇〇事業収益	50,000	50,000
5. その他収益		
受取利息	15	
雑収益	0	
経常収益計		230,015 A
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	80,000	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	80,000	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	3,000	
施設等評価費用	0	
支払利息		
その他経費計	3,000	
事業費計		83,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
減価償却費	5,000	
支払利息	0	
その他経費計	5,000	
管理費計		5,000
経常費用計		88,000 B
当期経常増減額		142,015 C (= A - B)
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		
経常外収益計		
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		
経常外費用計		
税引前当期正味財産増減額		142,015
法人税、住民税及び事業税		0
当期正味財産増減額		142,015
前期繰越正味財産額		0
次期繰越正味財産額		142,015

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

「定款にその他の事業」を規定していて、実施しなかった年度については、このように記載。実施した場合は、様式-41・42を参照。

〇〇年度 活動計算書
 ××年×月×日から××年×月×日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇
 (単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費 正会員受取会費			
2. 受取寄附金 受取寄附金 施設等受人評価益			
3. 受取助成金等 受取民間助成金			
4. 事業収益 〇〇事業収益 △△事業収益			
5. その他収益 受取利息 雑収益			
経常収益計			
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費 人件費計			
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 施設等評価費用 減価償却費 支払利息 その他経費計			
事業費計			
2. 管理費			
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費 人件費計			
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 減価償却費 支払利息 その他経費計			
管理費計			
経常費用計			
当期経常増減額			
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
経理区分振替額			
当期正味財産増減額			
前期繰越正味財産額			
次期繰越正味財産額			

【記載例】
 法第28条第1項「前事業年度の計算書類（定款にその他の事業が掲げられている場合の活動計算書）」

〇〇年度 活動計算書
 ××年×月×日から××年×月×日まで
 特定非営利活動法人〇〇〇〇
 (単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費 正会員受取会費	××× ×××		××× ×××
2 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益	××× ××× ×××		××× ××× ×××
3 受取助成金等 受取民間助成金	××× ×××		××× ×××
4 事業収益 〇〇事業収益 △△事業収益	××× ×××	×××	××× ×××
5 その他収益 受取利息 雑収益	××× ××× ×××		××× ××× ×××
経常収益計	×××	×××	×××
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費	××× ××× ××× ××× ×××	××× ××× ×××	××× ××× ××× ××× ×××
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 施設等評価費用 減価償却費 支払利息	××× ××× ××× ××× ×××	××× ×××	××× ××× ××× ××× ×××
その他経費計	×××	×××	×××
事業費計	×××	×××	×××
2 管理費			
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費	××× ××× ××× ××× ××× ×××		××× ××× ××× ××× ××× ×××
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 減価償却費 支払利息	××× ××× ××× ×××		××× ××× ××× ×××
その他経費計	×××		×××
管理費計	×××		×××
経常費用計	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	×××		×××
経常外収益計	×××		×××
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	×××		×××
経常外費用計	×××		×××
経理区分振替額	×××	△×××	×××
当期正味財産増減額	×××	×××	×××
前期繰越正味財産額			×××
次期繰越正味財産額			×××

貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致することを確認する。

前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する。

貸借対照表を別業表示しないこととする場合には、正味財産額の内訳は表示されない。

〇〇年度 貸借対照表

××年×月×日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
未収金		
.....		
流動資産合計		
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
車両運搬具		
什器備品		
.....		
有形固定資産計		
固定資産合計		
資産合計		
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金		
前受民間助成金		
.....		
流動負債合計		
2. 固定負債		
長期借入金		
退職給付引当金		
.....		
固定負債合計		
負債合計		
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産		
当期正味財産増減額		
正味財産合計		
負債及び正味財産合計		

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「III 正味財産の部」を「指定正味財産」と「一般正味財産」に区分して表示することが望ましい。表示例は以下のとおり。

I 資産の部	
1 流動資産	
.....	
II 負債の部	
.....	
III 正味財産の部	
1 指定正味財産	
指定正味財産合計	×××
2 一般正味財産	
一般正味財産合計	〇〇〇

用途等が制約された寄附金等の残高を記載。

【記載例】
法第28条第1項「前事業年度の計算書類（貸借対照表）」

〇〇年度 貸借対照表
××年×月×日現在

← 当該事業年度の末日を記載。

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	97,015	
未収金	0	
.....		
流動資産合計		97,015
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
車両運搬具	95,000	
什器備品		
.....		
有形固定資産計	95,000	
固定資産合計		95,000
資産合計		192,015 A
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金	0	
前受民間助成金	0	
.....		
流動負債合計		0
2. 固定負債		
長期借入金	50,000	
退職給付引当金	0	
.....		
固定負債合計		50,000
負債合計		50,000 B
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産		0
当期正味財産増減額		142,015
正味財産合計		142,015 ● C (= A - B)
負債及び正味財産合計		192,015 B + C = A

「負債及び正味財産合計」と金額が一致することを確認。

前事業年度貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致することを確認。

活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認。

「資産合計」と金額が一致することを確認。

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「III 正味財産の部」を「指定正味財産」と「一般正味財産」に区分して表示することが望ましい。表示例は以下のとおり。

I 資産の部	
1 流動資産	
.....	
II 負債の部	
.....	
III 正味財産の部	
1 指定正味財産	
指定正味財産合計	×××
2 一般正味財産	
一般正味財産合計	〇〇〇

← 用途等が制約された寄附金等の残高を記載。

計算書類の注記 → 該当する項目のみ記載。

以下に示すものは、想定される注記を例示したものです。該当事項がない場合は記載不要です。
 なお、認定NPO法人においては、様式-105・106のⅡ3（1）の事項について、詳細に記載されることが望まれます。

1 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(2) 固定資産の減価償却の方法

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当期末に発生していると認められる金額を計上しています。なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算しています。

・〇〇引当金

(4) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上しています。

また計上額の算定方法は「4. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。

(5) ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供は、「5. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

「重要な会計方針」の一番最初に、この計算書類をどの会計基準に基づいて作成したか記載。

消費税を購入価格や販売価格に含めて記帳する方法である「税込方式」と、消費税を支払ったり受け取ったりする都度、区分して経理する方法である「税抜方式」のどちらによっているかを記載。

2 会計方針の変更

3 事業別損益の状況

事業費のみの内訳を表示することも可能。事業を区分していない法人については記載不要。

(単位：円)

科目	A事業費	B事業費	C事業費	D事業費	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益							
1. 受取会費						×××	×××
2. 受取寄附金	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
3. 受取助成金等	×××	×××	×××	×××	×××		×××
4. 事業収益	×××	×××	×××	×××	×××		×××
5. その他収益						×××	×××
経常収益計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
II 経常費用							
(1) 人件費							
給料手当	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
臨時雇賃金	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
人件費計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
(2) その他経費							
業務委託費	×××	×××	×××	×××	×××		×××
旅費交通費	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
その他経費計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
経常費用計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

4 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳

(単位：円)

内容	金額	算定方法
〇〇体育館の無償利用	×××	〇〇体育館使用料金表によっています。

合理的な算定方法を記載（活動計算書に計上する場合は客観的な算定方法）。

5 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳

(単位：円)

内容	金額	算定方法
〇〇事業相談員 ■名×■日間	×××	単価は××地区の最低賃金によって算定しています。

合理的な算定方法を記載（活動計算書に計上する場合は客観的な算定方法）。

6 使途等が制約された寄附金等の内訳

使途等が制約された寄附金等の内訳（正味財産の増減及び残高の状況）は以下の通りです。
当法人の正味財産は×××円ですが、そのうち×××円は、下記のように使途が特定されています。
したがって使途が制約されていない正味財産は×××円です。

（単位：円）

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
〇〇地震被災者 援助事業	×××	×××	×××	×××	翌期に使用予定の支援用資金
△△財団助成 ××事業	×××	×××	×××	×××	助成金の総額は××円です。活動計算書に計上した額××円との差額××円は前受助成金として貸借対照表に負債計上しています。
合計	×××	×××	×××	×××	

対象事業及び実施期間が定められ、未使用額の返還義務が規定されている助成金・補助金を前受経理した場合、「当期増加額」には、活動計算書に計上した金額を記載する。助成金・補助金の総額は「備考」欄に記載。

7 固定資産の増減内訳

（単位：円）

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
什器備品	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
無形固定資産						
.....	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
投資その他資産						
.....	×××	×××	×××	×××		×××
合計					△×××	×××

8 借入金の増減内訳

（単位：円）

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
長期借入金	×××	×××	×××	×××
役員借入金	×××	×××	×××	×××
合計	×××	×××	×××	×××

9 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

（単位：円）

科目	計算書類に計上された金額	内役員及び近親者との取引
(活動計算書)		
受取寄附金	×××	×××
委託料	×××	×××
活動計算書計	×××	×××
(貸借対照表)		
未払金	×××	×××
役員借入金	×××	×××
貸借対照表計	×××	×××

10 その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

・ 現物寄附の評価方法 ← 重要性が高いと判断される場合に記載。
現物寄附を受けた固定資産の評価方法は、固定資産税評価額によっています。

・ 事業費と管理費の按分方法 ← 重要性が高いと判断される場合に記載。
各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当及び旅費交通費については従事割合に基づき按分しています。

・ 重要な後発事象 ← 貸借対照表日後に発生した事象で、次年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼすもの（例：自然災害等による重大な損害の発生、重要な係争事件の発生又は解決、主要な取引先の倒産等）について記載。
令和××年×月×日、〇〇事業所が火災により焼失したことによる損害額は××円、保険の契約金額は××円です。

・ その他の事業に係る資産の状況 ← その他の事業に固有の資産で重要なもの及び特定非営利活動に係る事業・その他の事業に共通で使用している重要な資産の残高状況について記載。
その他の事業に係る資産の残高は、土地・建物が××円、棚卸資産が××円です。
特定非営利活動に係る事業・その他の事業に共通で使用している重要な資産は土地・建物が××円です。

様式（法第28条第1項「前事業年度の財産目録」）

〇〇年度 財産目録
××年×月×日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
手元現金		
××銀行普通預金		
未収金		
××事業未収金		
.....		
流動資産合計		
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
什器備品		
パソコン1台		
応接セット		
.....		
歴史的資料		
.....		
有形固定資産計		
固定資産合計		
資産合計		
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金		
預り金		
源泉所得税預り金		
.....		
流動負債合計		
2. 固定負債		
長期借入金		
××銀行借入金		
退職給付金		
.....		
固定負債合計		
負債合計		
正味財産		

※基本的に貸借対照表上の金額と同じ金額を記載する。
財産目録は、貸借対照表の内容を詳細に示したものの。

【記載例】
法第28条第1項「前事業年度の財産目録」

〇〇年度 財産目録
××年×月×日現在 ←
特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

当該事業年度の末日を記載。

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
手元現金	7,000	
××銀行普通預金 ←	90,015	
未収金		
××事業未収金	0	
.....		
流動資産合計	97,015	
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
什器備品		
パソコン1台	95,000	
応接セット		
.....		
歴史的資料	評価せず ←	
.....		
有形固定資産計	95,000	
固定資産合計		192,015
資産合計		192,015
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金	50,000	
預り金		
源泉所得税預り金	0	
.....		
流動負債合計		50,000
2. 固定負債		
長期借入金		
××銀行借入金	0	
退職給付金	0	
.....		
固定負債合計		0
負債合計		50,000
正味財産		142,015 ●

口座番号の記載は不要。

金銭評価ができない資産については「評価せず」として記載できる。

以下の数字と一致するか確認。

- ・活動計算書「次期繰越正味財産額」
- ・貸借対照表「正味財産合計」

※基本的に貸借対照表上の金額と同じ金額を記載する。
財産目録は、貸借対照表の内容を詳細に示したもの。

前事業年度の年間役員名簿

年 月 日から 年 月 日まで

特定非営利活動法人

役 名	氏 名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた 期 間
			年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
			年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
			年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
			年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
			年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
			年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
			年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
			年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
			年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
			年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日

※注意※

設立時や役員変更の際に添付の役員名簿とは様式が違います。

【記載例】

前事業年度の年間役員名簿

〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

設立初年度にかかる報告の場合は、法人設立の日から当該年度末日までを記載。

特定非営利活動法人〇〇〇〇

役名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	〇〇 〇〇	〇〇市〇〇区〇〇1丁目2番地3	〇年〇月〇日 ～ 〇年〇月〇日	〇年〇月〇日 ～ 〇年〇月〇日
副理事長	〇〇 〇〇	〇〇市〇〇〇町4丁目5番地6	〇年〇月〇日 ～ 〇年〇月〇日	無
理事	〇〇	<p>「就任期間」は当該年度の期間内で役員として就任していた期間。当該年度内に役員であった者を全員記載。</p> <p>年度内で辞任、就任などの異動があった方も漏れなく記載。</p>	××年4月1日 ～ ××年5月31日	無
理事	〇〇		××年6月1日 ～ △△年3月31日	無
理事	...		〇年〇月〇日 ～ 〇年〇月〇日	無
理事		〇年〇月〇日 ～ 〇年〇月〇日	無
監事			
監事			

当該年度内に報酬を受けた役員について、報酬を受けた期間を記載。

あくまで役員としての報酬なので、役員である者が事務局などの職員として従事している場合には、あくまでその労働の対価として支払われる賃金等は含まれません。また、交通費などの実費弁償も報酬に該当しません。

報酬を受けていない役員については、ない旨を記載。
役員総数のうち、役員報酬を受けることのできる者は3分の1以下とされています。
(法第2条第2項第1号ロ)

前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿

年 月 日現在

特定非営利活動法人

氏 名	住 所 又 は 居 所

【記載例】 前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿

前事業年度の末日
を記載。

〇〇年〇〇月〇〇日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇

氏 名	住 所 又 は 居 所
〇〇 〇〇	〇〇市〇〇区〇〇1丁目2番地3
〇〇 〇〇	〇〇市〇〇〇町3丁目4番地5
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

※法人の社員（総会の議決権を持つ者、正会員など）の氏名、住所を記載。少なくとも10人分の記載が必要。

※法人が会員である場合は、「氏名」欄には「その名称及び代表者の氏名」を、「住所」の欄には「法人の所在地」を記載。

別記様式第4号（第6条関係）

役員の変更等届出書

年 月 日

（宛先）新潟市長

届出者 所在地
法人の名称
代表者の氏名
電話番号

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

変更年月日	変更事項	役名	フリガナ 氏名	住所又は居所

【記載例】

別記様式第4号（第6条関係）

提出日を記載。

役員の変更等届出書

年 月 日

（宛先）新潟市長

届出者 所在地
法人の名称
代表者の氏名
電話番号

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

変更年月日	変更事項	役名	フリガナ 氏名	住所又は居所
任期満了に伴い退任した場合				
〇〇年 3月31日	任期満了	理事	フクシマ カタロウ 福島 潟郎	新潟市北区〇〇・・・・・・・・
〇〇年 3月31日	任期満了	監事	ツウセン ジロウ 通船 次郎	新潟市東区〇〇・・・・・・・・
任期満了後に再任した場合				
〇〇年 4月1日	再任	理事	ユウヒ ウミ 夕日 海	新潟市中央区〇〇・・・・・・・・

新任の場合				
〇〇年 4月1日	新任	監事	アガ エミ 阿賀 江美	
任期満了後に役名を変更した場合				
〇〇年 3月31日	任期満了	理事	アキハ ハナ 秋葉 花	新潟市秋葉区〇〇・・・・
〇〇年 4月1日	新任	監事	アキハ ハナ 秋葉 花	新潟市秋葉区〇〇・・・・
大夙摩耶が任期途中で辞任し、佐潟砂男が補欠として選任された場合				
〇〇年 8月5日	辞任	理事	オオタコ マヤ 大夙 摩耶	新潟市南区〇〇・・・・
〇〇年 8月5日	新任 (補欠)	理事	サガタ スナオ 佐潟 砂男	新潟市西区〇〇・・・・
住所に変更があった場合				
〇〇年 7月1日	住所変更	監事	カクダ イズミ 角田 泉	新潟市西蒲区〇〇・・・・

変更事項が「新任」(役職変更した場合も含む)の場合、以下の書類を併せて提出。
 ①就任承諾及び誓約書の写し
 ②住民票
 (コピー(複製)は不可)

添付書類

- 1 変更後の役員名簿(1部)
- 2 役員が新たに就任した場合(役職変更した場合も含む)は、次の書類も添付してください。
 - (1) 役員の就任承諾及び誓約書の写し(1部)
 - (2) 住民票(1部)

別記様式第5号（第7条関係）

定款変更認証申請書

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 所在地
法人の名称
代表者の氏名
電話番号

下記のとおり定款の変更の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

変更後	変更前

2 変更の理由

【記載例】

別記様式第5号（第7条関係）

所轄庁で記入。空欄で提出。

定款変更認証申請書

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 所在地
法人の名称
代表者の氏名
電話番号

下記のとおり定款の変更の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

変更後	変更前
第〇条 ●●●●●●●●○○○○●●●● ●●●●●●●●●●●●。	第〇条 ●●●●●●●●△△△△●●●●●●●● ●●●●●●●●●●●●。

変更したい個所を変更前と変更後で下線をひいて明示。

2 変更の理由

変更する理由を記載。

添付書類

- 1 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の写し（1部）
- 2 変更後の定款（1部）
- 3 当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（1部）

※3については、NPO活動の種類の変更、事業の変更、その他の事業の変更がある場合に添付が必要。

別記様式第6号（第8条関係）

定款変更届出書

年 月 日

（宛先）新潟市長

所在地
届出者 名称
代表者の氏名
電話番号

下記のとおり定款の変更をしたので、特定非営利活動促進法第25条第6項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

1 変更の内容

変更後	変更前

2 変更の理由

3 変更の時期

【記載例】

別記様式第6号（第8条関係）

定款変更届出書

提出日を記載。

年 月 日

（宛先）新潟市長

届出者 所在地
法人の名称
代表者の氏名
電話番号

下記のとおり定款の変更をしたので、特定非営利活動促進法第25条第6項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

1 変更の内容

変更後	変更前
第〇条 ●●●●●●●●○○○○●●●● ●●●●●●●●●●●●●●。	第〇条 ●●●●●●●●△△△△●●●●●●●● ●●●●●●●●●●●●●●。

変更した個所を変更前と変更後で下線をひいて明示。

2 変更の理由

変更する理由を記載。

3 変更の時期

〇〇年〇〇月〇〇日から施行

施行日を記載。

添付書類

- (1) 社員総会の議事録の写し（1部）
- (2) 変更後の定款（1部）

特定非営利活動法人 ○○○○総会議事録

- 1 開催の日時

- 2 開催の場所

- 3 出席者数

- 4 審議事項

- 5 議事の経過の概要及び議決の結果

年 月 日

議 長
議事録署名人
同

別記様式第7号（第9条関係）

定款の変更の登記完了提出書

年 月 日

（宛先）新潟市長

所 在 地
届出者 名 称
代表者の氏名
電 話 番 号

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

【記載例】

別記様式第7号（第9条関係）

定款の変更の登記完了提出書

提出日を記載。

年 月 日

（宛先）新潟市長

提出者 所在地
法人の名称
代表者の氏名
電話番号

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項の規定により関係書類を添えて提出します。

添付書類 当該登記をしたことを証する登記事項証明書（1部）

別記様式第9号（第12条関係）

解散認定申請書

年 月 日

（宛先）新潟市長

所在地
申請者 名称
代表者の氏名
電話番号

下記のとおり目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能による解散の認定を受けたいので、特定非営利活動促進法第31条第3項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯

2 残余財産の処分方法

【記載例】

別記様式第9号（第12条関係）

提出日を記載。

解散認定申請書

年 月 日

（宛先）新潟市長

届出者 所在地
法人の名称
代表者の氏名
電話番号

下記のとおり目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能による解散の認定を受けたいので、特定非営利活動促進法第31条第3項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯

成功不能の理由と経緯を記載。

2 残余財産の処分方法

残余財産は、△△△△△△△△に譲渡する。

定款の定め、または総会で決議した帰属先を記載。
【法で規定された財産の帰属差異となる団体の種類】

- NPO 法人
- 国または地方公共団体
- 公益財団法人または公益社団法人
- 私立学校法第3条に規定する学校法人
- 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- 更生保護事業法第2条第6項に規定する更生保護法人

添付書類

目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能を証する書面（1部）

別記様式第10号（第13条関係）

解散届出書

年 月 日

（宛先）新潟市長

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

届出者 氏 名

電 話 番 号

下記のとおり特定非営利活動法人が解散したので、特定非営利活動促進法第31条第4項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

1 解散の理由

2 残余財産の処分方法

【記載例】

別記様式第10号（第13条関係）

提出日を記載。

解散届出書

年 月 日

（宛先）新潟市長

届出者 法人の名称

「清算人」からの届出となります。

清算人 住所又は居所
氏名
電話番号

下記のとおり特定非営利活動法人が解散したので、特定非営利活動促進法第31条第4項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

解散事由により理由を記載。

- ・ 総会決議
- ・ 定款に規定の解散事由
- ・ 社員の欠乏
- ・ 破産手続き開始の決定

1 解散の理由

.....の理由から、〇〇年〇〇月〇〇日の社員総会の決議により解散した。

2 残余財産の処分方法

残余財産は、△△△△△△△△に譲渡する。

定款の定め、または総会で決議した帰属先を記載。

【法で規定された財産の帰属差異となる団体の種類】

- ・ NPO 法人
- ・ 国または地方公共団体
- ・ 公益財団法人または公益社団法人
- ・ 私立学校法第3条に規定する学校法人
- ・ 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- ・ 更生保護事業法第2条第6項に規定する更生保護法人

添付書類

解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書（1部）

別記様式第11号（第13条関係）

清算人就任届出書

年 月 日

（宛先）新潟市長

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

届出者 氏 名

電 話 番 号

下記のとおり清算人に就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

1 清算人の氏名及び住所

2 清算人が就任した日

年 月 日

清算中に新たに清算人が就任したときに所轄庁へ提出します。

【記載例】

別記様式第11号（第13条関係）

清算人就職届出書

提出日を記載。

年 月 日

（宛先）新潟市長

届出者 法人の名称

「清算人」からの届出と
なります。

清算人 住所又は居所
氏名
電話番号

下記のとおり清算人に就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

1 清算人の氏名及び住所

2 清算人が就任した日

年 月 日

添付書類

当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書（1部）

別記様式第12号（第14条関係）

残余財産譲渡認証申請書

年 月 日

（宛先）新潟市長

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

届出者 氏 名

電 話 番 号

残余財産の譲渡の認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 譲渡すべき残余財産

2 残余財産の譲渡を受ける者

【記載例】

別記様式第12号（第14条関係）

残余財産譲渡認証申請書

提出日を記載。

年 月 日

（宛先）新潟市長

届出者 法人の名称

「清算人」からの届出と
なります。

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

残余財産の譲渡の認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 譲渡すべき残余財産

現金 ○○○○円

.....

.....

2 残余財産の譲渡を受ける者

国または地方公共団体の名前を記載。

別記様式第13号（第15条関係）

清算終了届出書

年 月 日

（宛先）新潟市長

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

届出者 氏 名

電 話 番 号

清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により関係書類を添えて届け出ます。

【記載例】

別記様式第13号（第15条関係）

清算終了届出書

提出日を記載。

年 月 日

（宛先）新潟市長

届出者 法人の名称

「清算人」からの届出と
なります。

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書（1部）

合併認証申請書

年 月 日

（宛先）新潟市長

合併しようとする特定非営利活動法人（甲）
の名称

代表者の氏名

電話番号

申請者

合併しようとする特定非営利活動法人（乙）
の名称

代表者の氏名

電話番号

下記のとおり合併の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 合併後存続する（合併によって設立する）特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 定款に記載された目的

【記載例】

別記様式第14号（第16条関係）

合併認証申請書

提出日を記載。

年 月 日

（宛先）新潟市長

届出者 合併しようとする法人の名称（甲）
代表者の氏名
電話番号

合併しようとする法人の名称（乙）
代表者の氏名
電話番号

下記のとおり合併の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 合併後存続する特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 □□□□□□□

2 代表者の氏名

〇〇 〇〇

3 主たる事務所の所在地

新潟市〇〇区〇丁目〇番〇号

町名及び地番まで記載。

4 定款に記載された目的

この法人は、.....を目的とする。

定款の記載と完全に一致。

別記様式第15号（第17条関係）

合併登記完了届出書

年 月 日

（宛先）新潟市長

所 在 地
届出者 名 称
代表者の氏名
電 話 番 号

合併の登記をしたので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

【記載例】

別記様式第15号（第17条関係）

合併登記完了届出書

提出日を記載。

年 月 日

（宛先）新潟市長

届出者 所在地

法人の名称

代表者の氏名

電話番号

合併の登記をしたので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 当該登記をしたことを証する登記事項証明書（1部）
- 2 財産目録（1部）

特別代理人選任申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

所在地
申請者 法人の名称
代表者の氏名
電話番号

下記のとおり本法人の特別代理人を選任したいので、特定非営利活動促進法第 17 条の 4 の規定に基づき申請します。

記

1 特別代理人候補者

住所
氏名
法人との関係
被代理理事との関係
特別代理人候補者に選出した理由

2 選任を必要とする理由

添付書類

- ① 特別代理人候補者を選出した社員総会の議事録の写し
- ② 特別代理人就任承諾及び誓約書の写し
- ③ 特別代理人候補者の住民票等の写し
- ④ 当該特別代理人選任に係る契約書案等

(注意事項) 特別代理人は、特定非営利活動促進法第 20 条各号に該当しないこと及び被代理理事の配偶者又は三親等以内の親族でないこと

【記載例】

特別代理人選任申請書

提出日を記載。

年 月 日

(宛先) 新潟市長

所在地
申請者 法人の名称
代表者の氏名
電話番号

下記のとおり本法人の特別代理人を選任したいので、特定非営利活動促進法第 17 条の 4 の規定に基づき申請します。

記

1 特別代理人候補者

住所 新潟市中央区・・・
氏名 ○○ ○○
法人との関係 副理事長
被代理理事との関係 親族・姻族関係にはない
特別代理人候補者に選出した理由 定款

2 選任を必要とする理由

理事長個人所有の建物を賃貸借契約するにあたり、法人の代表を理事長とすると、利益相反行為にあたるため

特定非営利活動法人 ○○○○総会議事録

- 1 開催の日時

- 2 開催の場所

- 3 出席者数

- 4 審議事項

- 5 議事の経過の概要及び議決の結果

年 月 日

議 長
議事録署名人
同

(備考) <-以下、申請の際は削除

- 1 用紙の大きさ 日本産業規格A列4番
- 2 3で、書面表決者がある場合は、その旨を明らかにして数を区分して記載してください。
- 3 議長及び議事録署名人の署名押印又は記名押印が必要です。
- 4 謄本を提出する場合は、事務所に備え置く原本をコピーし、提出してください。
- 5 原本を提出いただいても構いませんが、その場合、原本は返却されません。

【記載例】

特定非営利活動法人〇〇〇〇総会議事録

- 1 日 時 年 月 日 〇〇時～〇〇時
- 2 場 所 新潟県新潟市〇〇区△△町〇〇番地 〇〇会館内
- 3 正会員の現在数 人
- 4 出席者数 人（うち書面による出席者 人）
- 5 審議事項
 - (1) 議長及び議事録署名人の選任について
 - (2) 建物賃貸借契約について
 - (3) 特別代理人選任申請について
- 6 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (1) 議長及び議事録署名人の選任について
議長について、〇〇〇〇が選任された。議事録署名人について、〇△〇△と〇◇〇◇の2名が選任された。
 - (2) 建物賃貸借契約について
理事△△△△は発言し、本法人が新たに使用する事務所の土地建物は、理事長◎◎◎◎の個人所有であるため、理事長◎◎◎◎を貸主、本法人を借主とする賃貸借契約を締結したい旨を提案した。さらに、賃料の算定根拠等について説明を行った。
議長はこれを一同に諮ったところ、全会一致で承認した。（異議があった場合はその旨を記載すること。）
 - (3) 特別代理人選任申請について
理事△△△△は、前号議案の承認に伴い、貸主◎◎◎◎は本法人の理事長の地位にあり、この契約の締結は利益相反する事項であるから、この事項について◎◎◎◎は本法人の代表権を有しない、したがって特定非営利活動促進法第十七条の四の規定に基づき、特別代理人を選任する必要がある旨を述べた。
これを受け、慎重協議した結果、全会一致をもって次のとおり特別代理人候補者を選任した。
氏名
住所
議長は、この候補者をもって新潟市長に特別代理人選任の申請をすることを一同に諮ったところ、全会一致でこれを承認した。
なお、被選任者は、新潟市長の選任を条件に、その就任を承諾した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

年 月 日

議 長
議事録署名人
同

【記載例】

特定非営利活動法人 ○○○○ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ○○○○と
いう。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を新潟市○○○○丁目○○番○○号に置く。
2 この法人は、従たる事務所を新潟市○○○○丁目○○番○○号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、(①)に対して、(②)に関する事業
を行い、(③)に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲
げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) ○○○○
- (2) ○○○○

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次
の事業を行う。

補足説明

<第__条>と下線を付した条は、法
に定める必要的記載事項です。そ
れ以外の条文は、法人の任意によ
る記載事項です。

<第1条>…必要的記載事項(法11①二)

<第2条>…必要的記載事項(法11①四)
注：所在地の表示は、最小行政区画
(「新潟市」)までで構いません。
従たる事務所がない場合は、第2項
の記載は不要です。

<第3条>…必要的記載事項(法11①一)
注：特定非営利活動を行うことを主
たる目的とした法人であること等
を明らかにする必要があります。
例えば、①には、受益対象者の範
囲について②には、主要な事業、
③には、法人の事業活動が社会に
もたらす効果(どのような意味で
社会の利益につながるのか)や法
人としての最終目標を具体的かつ
明確に伝わるように記載します。

<第4条>…必要的記載事項(法11①三)
注：法別表に掲げる活動の種類の中
に、該当する活動の種類を記載し
ます。
法別表の表現のまま記載するのが
原則です。

<第5条>…必要的記載事項(法11①三及び十一)
注1：「その他の事業」を行わない場

- (1) 特定非営利活動に係る事業
○○○○
○○○○
- (2) その他の事業
○○○○

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の○種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

合は、(2)の記載は不要です。その場合「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う」と記載します。

注2：「その他の事業」とは、例えば特定非営利活動に係る事業の資金を得るために収益を目的に行う事業や会員相互の融和・親睦を図るための事業などが考えられます。

参考：第2項は、NPO法人は、特定非営利活動を主たる目的とするため、その他事業の事業規模が特定非営利活動事業を上回るような活動状況は趣旨に反するという、法第5条第1項の規定の引用です。

<第3章>…社員の資格の得喪に関する事項は必要的記載事項（法11①五）

参考：法2②ーイ

<第6条>

注1：ここでいう「社員」とは、団体の構成員のことで、総会議決権を有する者が該当する。

注2：賛助会員等、正会員以外の会員種別を定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して、第2号以降にその旨を記載する。ただし、正会員（社員）以外の会員種別を定款で定めるかどうかは、法人の任意的記載事項。

<第7条>

注1：第6条において、正会員以外の会員について定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して記載することもできます（以下、第11条まで同じ。）。正会員以外については任意的記載事項です。

注2：社員の資格取得に、不当な条件を付すことはできません。条件を

付す場合は、目的などに照らし、合理的かつ客観的なものでなければなりません。その場合、第1項を「正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。」として条件を規定し、第1項、第2項それぞれ、第3項、第4項と繰り下げてください。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

<第8条>

注：入会金又は会費の設定がない場合は、記載しなくても構いません。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

<第9条>

注：除名を資格喪失の条件とする場合は、除名(第11条)に関する規定が必要です。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して〇年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

<第10条>

注：退会が任意であることを明確にするために規定するものです。任意に退会できない場合などは法に抵触します。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

<第11条>

注：総会の議決以外に理事会の議決やその他の機関の議決でも構いません。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 ○人以上○人以内
- (2) 監事 ○人以上○人以内

2 理事のうち、1人を理事長、○人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務

<第4章>…役員に関する事項は必要的記載事項(法11①六)

<第13条>

注1：第1項…理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上としなければなりません(法15)。

注2：「理事」及び「監事」を明確に区分します。なお、役員の定数は「○○人以上○○人以下」というように上限と下限を設けることもできます。

注3：第2項…職名は、理事長、副理事長以外の名称を使用することもできます。

<第14条>

注1：第1項…総会以外で役員を選任することも可能です。

注2：第3項…法律上は、理事・監事が6人以上の場合に限り、配偶者もしくは3親等以内の親族を1人だけ役員に加えることができます(法21の引用)。

参考：第4項…法19の引用

<第15条>

注1：第1項…理事長のみが法人の代表権を有する場合に記載しません。理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、例えば「理事全員は、この法人を代表する。」「理事長及び常務理事は、この法人を代表する。」というように記載します。(法16)。

注2：第2項…理事長以外の理事が代表権を有しない場合には、第1項に加えてその旨を明記することが望ましいです。

又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

注3：第3項…副理事長が1人の場合は、「理事長があらかじめ指名した順序によって、」という記載を要しません。

参考：第5項…法18の引用

注4：監事は代表権を有しません。

<第16条>

注1：第1項…必要的記載事項(法24①(役員任期は2年以内において定款で定める期間とします。))

注2：第2項…法人運営の円滑化を図るため、第14条において役員を総会で選任する旨を明記している場合に限り、法24②の規定に基づき、任期延長規定を置くことができます。

注3：第4項…役員が存在しない期間が生じた場合、法人が損害を被るおそれもあることから、前任者は、辞任又は任期満了後においても応急的に業務執行義務を負うものとされています。しかし、新たな権限の行使まで認められるものではないから、至急後任者を選任する必要があります。なお、この規定を根拠に2年を超えて役員任期を延長することはできません。

<第17条>

参考：法第22条の引用

<第18条>

注：役員解任は総会の議決の他、理事会の議決やその他の機関の議決でも構いません。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営

<第19条>

参考：第1項…法2条②一口の規定によるものです。

注：あくまで役員としての報酬です。役員である者が事務局などの職員として従事している場合、その労働の対価として支払われる賃金等は含まれません。

注：第3項…総会以外に理事会等の機関の議決でも構いません。

<第20条>

法人の実情に応じて規定します。

<第5章>…会議に関する事項は必要的記載事項(法11①七)

<第21条>

参考：法14の2及び法14の3

<第23条>

注：法人の業務は、定款で理事会等に委任された事項以外はすべて総会の決議によって行うとされています(法14の5)。

なお、(1)定款の変更(法25)、(2)解散(法31の2)、(3)合併(法34)は、総会の権限とされ、理事会等に委任できません。

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年〇回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会は正会員が会場に参集するほか、IT・ネットワーク技術(Web会議)を活用し開催することができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、審議事項及び前項に規定する開催方法を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について

<第24条>

注1：第1項…少なくとも年1回以上通常総会を開催しなければなりません。(法14の2)

参考：第2項第1号…法14の3①

注2：第2項第2号…「社員総数の5分の1以上」は、定款をもってこれを増減することは可能です(法14の3②)

<第25条>

注：第4項…総会の招集は、定款で定められた方法により少なくとも総会の日から5日前までに通知しなければなりません。(法14の4)

<第27条>

注：定款変更の際の定足数は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の2分の1以上です(法25②)。

<第28条>

参考：第1項…法第14条の6の規定により、あらかじめ通知しない議決内容についても、定款に規定することで議決することができます。その場合、「ただし、議事が緊

提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、または、記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日

急を要し、かつ出席した正会員の〇分の〇以上（過半数以上）の同意があれば、その事項について議決を行うことができる」と記載します。

参考：第3項…電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法です。例えば、電子メールなどがこれに該当します（法規1の2）。

<第29条>

参考：第1項及び第2項…法14の7

参考：第4項…第14の8

<第30条>

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の○分の○以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から○日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会は会場に参集するほか、IT・ネットワーク技術（Web会議）を活用し開催することができる。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、審議事項及び前項に規定する開催方法を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

<第6章>…会議に関する事項は
必要的記載事項（法11①七）

<第32条>

注：総会の権能と矛盾が生じないよ
う整合性を確認します（第23条の
「総会の権能」を参照）。

<第36条>

参考：第2項…法人の業務は、定款に

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、または、記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生ずる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営

特別な定めがないときは、理事の過半数をもって決するとされています(法17)。

<第7章>…必要的記載事項(法11①八及び九)

<第39条>

<第40条>

利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の〇種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の〇種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

注：その他事業を行わない場合は、「この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする」と記載します（第43条会計の区分も同様）。

<第41条>

注：総会の議決以外に、理事会等の機関の議決でも構いません。

<第42条>

参考：「法第27条各号に掲げる原則」とは、正規の簿記の原則、真実性・明瞭性の原則及び継続性の原則をいいます。

<第43条>

注：その他事業を行わない場合は、「この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする」と記載します（第40条資産の区分も同様）。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり翌年〇月〇日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

<第48条>

参考：法第28条の規定によるものです。事業年度終了後3か月以内に決算書類等を作成し、全ての事業所に備え置き、社員等関係者の閲覧請求に応じるとともに、所轄庁へ提出しなければなりません。

<第49条>…必要的記載事項（法11⑩）

<第8章>…定款の変更と解散に関する事項は必要的記載事項（法11⑪十二及び十三）

<第51条>

参考：法25

注1：定款変更の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席した社員の4分の3以上の議決が必要となります。なお、「4分の3以上」については、定款で異なる割合を定めることができます。

注2：「法第25条第3項に規定する事項」とは、①目的、②名称、③特定非営利活動の種類、④特定非営利活動に係る事業、⑤所轄庁の変更を伴う事務所の所在地、⑥社員資格の得喪、⑦役員（役員定数に係るものを除く）、⑧会議（総会、理事会等）、⑨その他の事業、⑩残余財産の帰属先、⑪定款の変更に関

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取消し
- (7) ○○○○

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、○○○○に譲渡するものとする。

する事項です。

<第52条>

参考：第1項…法31①

第1号…法31①一

第2号…法31①三

第3号…法31①四

第4号…法31①五

第5号…法31①六

第6号…法31①七

第7号以下…法31①二（定款で定めた解散事由の発生）

注：第2項…解散の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の4分の3以上の承諾が必要となります（法31の2）。

参考：第3項…法31②

<第53条>

参考：法11③、法32

注1：法人が解散した後、債権者への債務を支払った以後にもなお残余財産がある場合には、その処分をする必要があります。

○○○○に記載する「残余財産の帰属すべき者」は、①他の特定非営利活動法人、②国又は地方公共団体、③公益財団法人又は公益社団法人、④学校法人、⑤社会福祉法人、⑥更生保護法人から選定されなければなりません（法11③）。

注2：帰属先を決められない場合、「この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定された特定非営利活動法人に譲渡するものとする。」などと規定しても構いません。帰属先を定めない場合、又は帰属先が明確

(合併)

第54条 この法人が、合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇〇に掲載して行う。

でない場合は、国又は地方公共団体に譲渡されるか国庫に帰属されることとなります(法32②③)。

<第54条>

注：合併は、必ず総会の議決を必要とします。

定款に特別の定めがない限り、合併の際には、社員総数の4分の3以上の議決が必要(法第34条)。

<第9章>… 必要的記載事項(法11①十四)

<第55条>

注1：公告とは、第三者の権利を保護するため、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について広く一般の人に知らせることです。法人の活動実態に依じて、官報、日刊新聞やインターネットホームページを選択して記載することが考えられます。

注2：法人は、前年度の貸借対照表の作成後遅滞なくこれを公告しなければなりません(波線部分)。貸借対照表の公告方法は以下の4つの方法から選んで定款で定める必要があります(法28の2)。

公告方法	【〇〇〇】の記載例
①官報	官報
②日刊新聞紙	〇〇県において発行する〇〇新聞
③電子公告	・この法人のホームページ
	・内閣府 NPO 法人ポータルサイト(法人入力情報欄)

④主たる事務所の公衆の見やすい場所	この法人の主たる事務所の掲示場（に掲示）
-------------------	----------------------

なお、③を選択する場合は、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合の公告方法として①か②のいずれかを定めることができます（法28の2③）。

注3：定款において、公告方法として官報掲載を定めない場合であっても、以下の①及び②の公告については、選択した公告方法に加え、官報に掲載して行う必要があります（下線部分）。

- ①解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告（法31の10④）
- ②清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告（法31の12④）

第10章 雑則

（細則）

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	〇〇	〇〇
副理事長	〇〇	〇〇
理事	〇〇	〇〇
同	〇〇	〇〇
監事	〇〇	〇〇
同	〇〇	〇〇
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から〇年〇月〇日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第

<附則>

注1：設立当初の記載内容は、成立後において変更しません。

注2：第2項…必要的記載事項（法11②）。役員名簿の記載内容と一致させます。

注3：第3項…設立当初の任期については、成立の日から2年を超えてはなりません。

役員を総会選任としている場合

4 4条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から〇年〇月〇日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 入会金 正会員 〇〇〇円
〇〇会員 〇〇〇円
- (2) 年会費 正会員 〇〇〇円
〇〇会員 〇〇〇円

は、総会の開催時期を考慮に入れ、役員任期の末日を事業年度の末日の2～3ヶ月後にずらしておくと、法人運営に支障をきたすおそれが少なくなると考えられます（第16条注2参照）。

注4：第6項…正会員以外の会員について定める場合は、会員の種別に応じて、それぞれ区分して記載します。

以降、定款変更があった場合の附則記載例（設立時は不要）

【例1 認証が必要な変更の場合】

附 則 （〇〇年〇〇月〇〇日）

1 この定款の変更は、所轄庁の認証の日 （_____年
_____月_____日） から施行する。

【例2 届出で足りる変更】

附 則 （〇〇年〇〇月〇〇日）

1 この定款の変更は、〇〇年〇〇月〇〇日 から施行する。

*例1・例2ともに附則のカッコ内（下線部分）は総会で変更を議決した日を記載します。

*例1の所轄の認証の日のカッコ内（波線部分）は空欄で提出します。認証の際に日付を入れて通知します。（波線部分は省略可）

*例2の点線部分は、総会の日付、または、変更後の定款を施行する（変更後の定款が有効となる）日を入れます。

計算書類等の作成に当たっての留意事項

I 計算書類等

1. 計算書類の体系等

(1) 計算書類の体系

改正法においては、活動計算書及び貸借対照表を計算書類とし、また財産目録はこれらを補完する書類としています。それぞれの位置付け・記載事項については以下のとおりです。

①活動計算書

事業年度におけるNPO法人の活動状況を表す計算書です。営利企業における損益計算書に相当するフローの計算書で、NPO法人の財務的生存力を把握しやすくするため、資金収支ベースの収支計算書から改めることとなったものです。受け取った会費や寄附金、事業の実施によって得た収益や、事業に要した費用、法人運営に要した費用等を記載します（様式-39～42 参照）。

②貸借対照表

事業年度末におけるNPO法人の全ての資産、負債及び正味財産の状態を示すもので、資金の調達方法（負債及び正味財産）及び保有方法（資産）から、NPO法人の財務状況を把握することができます。流動資産として現金預金、未収金、棚卸資産、前払金等を、固定資産として土地・建物、什器備品、長期貸付金等を、流動負債として短期借入金、未払金、前受金等を、固定負債として長期借入金、退職給付引当金等を記載します（様式-43・44 参照）。

③財産目録

計算書類を補完する書類として位置付けられるものです。科目等は貸借対照表とほぼ同じですが、その内容、数量等のより詳細な表示がされます。また、金銭評価ができない歴史的資料のような資産についても、金銭評価はないものの記載することは可能です（様式-47・48 参照）。

様式-39～48・108～110 は、現段階においてNPO法人の望ましい会計基準とみなされる「NPO法人会計基準」をベースとした計算書類等の標準的な科目例、様式例、記載例ですが、計算書類の作成に当たっては、これらに限定されるわけではなく、上記の位置付けに該当するものであれば足りる。例えば現金預金以外に資産や負債がないようなNPO法人においては、より簡易な記載で足りるなど、「NPO法人会計基準」に示されている他の様式・記載例等を参考にして作成することも可能です。

(2) 計算書類等の別葉表示

法第5条第2項において、「その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない」と区分経理について定めています。このため、従来、その他の事

業を実施しているNPO法人に対しては、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び収支予算書について、特定非営利活動に係る事業のものとは別に、各々その他の事業に係るものの作成が求められてきました。

しかし、法改正案の国会審議における貸借対照表の別葉表示の見直しに係る質疑等も踏まえながら、原則、全ての書類において別葉表示は求めないこととし、その他の事業に固有の資産（例：在庫品としての棚卸資産等、本来事業に繰り入れることが困難なもの）で重要なものがある場合には、その資産状況を注記として記載することとします。一方、按分を要する共通的なものについては基本的には記載を求めないものの、重要性が高いものについては注記することとします（様式-45・46参照）。

なお、活動計算書及び活動予算書については、別葉表示は求めませんが、一つの書類の中で別欄表示し（様式-41・42参照）、その他の事業を実施していない場合又は実施する予定がない場合については、脚注においてその旨を記載するか（様式-26・28・40参照）、あるいはその他の事業の欄全てに「ゼロ」を記載します。また、事業報告書においてもそのことを明らかにすることが望まれます。

2. 活動計算書

（1）収支計算書との違い

従来、フローの計算書として使用されてきた収支計算書は、NPO法人の会計方針で定められた資金の範囲に含まれる部分の動きを表すものです。これとは異なり、活動計算書はNPO法人の当期の正味財産の増減原因を示すフローの計算書で、法人の財務的生存力を把握する上で重要なものの一つであるといえます。当期の正味財産の動きを表す活動計算書においては、収支計算書における資金の範囲という概念は不要となり、ストックの計算書である貸借対照表との整合性を簡単に確認することができます。

また、固定資産の取得時において、収支計算書にはその購入時の支出額を計上しますが、活動計算書には支出額ではなく、取得した資産の減価償却費を計上する等の相違点も挙げられます。

（2）事業費・管理費の費目別内訳、按分方法

事業費は、NPO法人が目的とする事業を行うために直接要する人件費及びその他経費をいいます。管理費は、NPO法人の各種の事業を管理するための費用で、総会及び理事会の開催運営費、管理部門に係る役職員の人件費、管理部門に係る事務所の賃借料及び光熱費等のその他経費をいいます。

現在、事業費・管理費の費目別内訳を表示していないNPO法人が多数ですが、NPO法人間の比較可能性やNPO法人のマネジメント等の観点から、内訳の表示は必要であると考えられるため、事業費と管理費のそれぞれを人件費とその他経費に分類した上で、さらに形態別に分類して表示することとします。また、その費目については、様式-108～110の科目例を参考に、NPO法人の実態に合わせて必要な費目のみ表示します。なお、複数の事業を実施している法人において、法人の判断により、その事業ごとの費用又は損益の状況を表示する場合には、活動計算書ではなく注記において表示します（様式-45・46参照）。

また、事業費と管理費に共通する経費や複数の事業に共通する経費は、合理的に説明できる根拠に基づき按分される必要があり、恣意的な操作は排除されなければなり

ません。標準的な按分方法としては、以下のようなものが挙げられ、重要性が高いと認められるものについては、いずれの按分方法によっているかについて注記することが望まれます。

- ・ 従事割合（科目例：給与手当、旅費交通費等）
- ・ 使用割合（科目例：通信運搬費、消耗品費、水道光熱費、地代家賃等）
- ・ 建物面積比（科目例：水道光熱費、地代家賃、減価償却費、保険料等）
- ・ 職員数比（科目例：通信運搬費、消耗品費、水道光熱費、地代家賃等）

（3）ボランティアによる役務の提供等の取扱い

「NPO法人会計基準」では、ボランティアの受入れをした場合や無償又は著しく低い価格での施設の提供等の物的サービスを受けた場合において、従来どおり会計的に認識しない方法に加え、「合理的に算定できる場合」には注記でき、「客観的に把握できる場合」には注記に加えて活動計算書への計上も可能とされています（同基準25、26）。この点については、会計上認識可能である一方で、不明確な処理は避けられるべきであることなどの観点に鑑みて、計上する際には、収益と費用に両建てされているものが判別できるよう、それぞれ「ボランティア受入評価益」及び「ボランティア評価費用」として明示し、その金額換算の根拠についても注記の「内容」及び「算定方法」で明確にすることとします（様式-45・46参照）。無償又は著しく低い価格での施設の提供等の物的サービスを受け入れた場合にも同様の会計処理が認められます。金額換算の根拠の具体例については、以下のとおりです（公益認定制度における算入実例より）。

- ・ 法人所在地における厚生労働省が公表している最低賃金（時間給）を従事時間数で乗じた額
- ・ 専門職の技能等の提供によるボランティアに関して、その専門職の標準報酬額をベースに時間給を算定し、それに従事時間を乗じた額

3. 貸借対照表

（1）資産等の表示方法

現在、資産等の表示の状況はNPO法人ごとに様々であるところ、以下のとおり整理されることが望ましいと考えられます。

ア 固定資産と消耗品費の相違

固定資産とは、販売を目的としない資産で、かつ決算日後1年以内に現金化される予定のない長期にわたって保有する資産のことをいいます。実務上は、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第133条を参考とし、1年を超える期間において使用する10万円以上の資産を固定資産とみなすのが、一般的な目安となっています。ただし、この目安は、10万円未満のものについては費用処理（消耗品費として計上）ができるということであり、必ずしも固定資産として扱えないわけではなく、前述の要件に該当する資産については固定資産となり得る点に留意が必要です。

イ 減価償却の方法

減価償却とは、固定資産の価値は時間の経過や使用によって減少していくとい

う考えの下、貸借対照表に計上した固定資産の取得価額から、その使用期間（耐用年数）にわたって減額していく会計処理です。NPO法人がその活動に利用できる資産を明確に表示するという観点から、適切な処理が求められます。

この減価償却の方法には、主に「定率法」、「定額法」等があり、法人税法施行令第48条、同第48条の2及び同第133条を参考とし、適用方法を選択します。

ウ 現物寄附を受けた固定資産等の取得価額

「NPO法人会計基準」において、現物寄附を受けた固定資産等については、その取得時における公正な評価額を取得価額としています（同基準24）。公正な評価額としては、市場価格によるほか、専門家による鑑定評価額や、固定資産税評価額等を参考に合理的に見積もられた価額等が考えられます。

エ 特定資産

「NPO法人会計基準」において、特定の目的のための資産を有する場合には、特定資産として独立して表示することを求めており（同基準注解13）、①寄附者により用途等が制約されている資産、②NPO法人自ら特定資産と指定した資産が具体例として挙げられます（ガイドラインQ&A27-3）。

オ リース取引

リース取引については、事実上売買と同様の状態にあると認められる場合には、売買取引に準じて処理します。ただし、重要性が乏しい場合には、賃貸借取引に準じて処理することができるものとします。

カ 投資有価証券

長期に保有する有価証券のことです。投資有価証券を保有するNPO法人は極めて少数であるのが現状ですが、保有するNPO法人においては、他の会計基準を参照して独立して表示することが望まれます。

（2）チェックポイント

計算書類は、以下のように接続するものです。これらの点に注意して作成すべきことは、全てのNPO法人に共通して認識されなければなりません（詳細は様式・記載例参照）。

- ・「前期繰越正味財産」と前期末の「正味財産の部」の合計額が一致
- ・「正味財産の部」の合計額と活動計算書の末尾（「次期繰越正味財産額」）が一致
- ・「資産合計」と「負債及び正味財産合計」が一致

4. 計算書類の注記

（1）注記の記載

現在、計算書類に注記を付しているNPO法人は多くありませんが、注記は計算書類と一体であり重要なものであるため、以下の項目については、該当がある場合には確実に注記することが必要です（記載例については様式-45・46参照）。

① 重要な会計方針

適用した会計基準、資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却の方法、引当金の計上基準、施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理方法、ボランティアによる役務の提供を受けた場合の会計処理の取扱い等、計算書類の作成に関する重要な会計方針

- ② 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額
- ③ 特定非営利活動に係る事業とその他の事業を区分するほかに、更に詳細に事業費の内訳又は事業別損益の状況を記載する場合には、その内容
- ④ 施設の提供等の物的サービスを受けたことを計算書類に記載する場合には、受け入れたサービスの明細及び算定方法
- ⑤ ボランティアとして、活動に必要な役務の提供を受けたことを計算書類に記載する場合には、受け入れたボランティアの明細及び算定方法
- ⑥ 用途等が制約された寄附金等の内訳
- ⑦ 固定資産の増減内訳
- ⑧ 借入金が増減内訳
- ⑨ 役員及びその近親者との取引の内容
役員及びその近親者は、以下のいずれかに該当する者をいいます。
 - a. 役員及びその近親者（2親等内の親族）
 - b. 役員及びその近親者が支配している法人なお、役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払並びにこれらに準ずる取引の注記は法人の任意とします。
- ⑩ その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項
例えば、以下のような事項のうち重要性が高いと判断される事項が存在する場合には、当該事項を記載します。
 - ・ 現物寄附の評価方法
 - ・ 事業費と管理費の按分方法
 - ・ 貸借対照表日後に発生した事象で、次年度以降の財産又は損益に影響を及ぼすもの（後発事象）
 - ・ その他の事業に固有の資産を保有する場合はその資産の状況及び事業間で共通的な資産（後者については按分不要）

（２）注記の充実

注記における上記記載項目のうち、特に④～⑥及び⑨については、活動規模が大きいなどの社会的責任の大きい法人等においては特に留意した記載が求められます。記載の際の留意事項は以下のとおりです。

- ・ ④及び⑤については、計算書類等に記載する場合は、情報の利用者の便宜性に配慮し、当該金額の算定根拠が明らかになるように、詳細な記載をします（金額換算の具体例はI 2（3）参照）。
- ・ ⑥については、当期で収益として計上された用途等が制約された寄附金、補助金、助成金等が該当します。これらについては、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を明確に記載します。

- ・⑨については、その取引金額を確実に注記する必要があります。なお、取引の相手方との関係、取引内容、取引条件等についての記載は、法人の任意とします。

5. 財産目録

現在、「現金預金」としてその預金金融機関における口座番号、「電話加入権」としてその電話番号、「車両」としてそのナンバー、「借入金」等としてその取引の相手方の個人名等、個人情報に関わると思われる情報まで財産目録に記載しているNPO法人が少なからず存在します。

しかし、計算書類を補完する位置付けの書類とはいえ、法に基づいて外部公表される書類であるため、上記のような個人の特定につながる情報の記載までは必要としません。

また、前述のとおり、金銭評価ができない歴史的資料のような資産については、金額の代わりに「評価せず」として記載することができます（様式-48 参照）。

6. 活動予算書

NPO法人の計算書類である活動計算書の対の書類として位置付けられる活動予算書は、法人の設立申請時及び定款変更時に提出する必要があります。その表示方法や考え方については、対である活動計算書と基本的に同様とします（様式-25～28 参照）。

なお、予算上固定資産の取得や借入金の返済等の資金の増減を表現したい場合には、計算書類の注記における「固定資産の増減内訳」及び「借入金の増減内訳」の注記に準じて記載することが望まれます。

Ⅱ 留意すべき会計上の取扱い

1. 使途等が制約された寄附金等の取扱い

(1) 使途等が制約された寄附金の取扱い

寄附金については、受け取ったときに「受取寄附金」として収益計上します。このうち使途等が制約された寄附金については、原則、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を注記します（様式-39・43 参照）。

なお、使途等が制約された寄附金で重要性が高い場合には、一般正味財産と指定正味財産を区分して表示することが望ましいと考えられます。これは、当期に使途の制約が解除された収益とそうでない収益を分けて表示したほうが、当該法人の財務状況・活動状況をよりの確に把握することができるからであり、複数事業年度にまたがらないものや、重要性が高くないものまで区分表示を求める必要はないと考えられます。

また、「重要性」が高いと判断される寄附金には、例えば以下のようなものが考えられます。

- ・使途が震災復興に制約され、複数事業年度にまたがって使用することが予定されている寄附金
- ・奨学金給付事業のための資産として、元本を維持して、あるいは漸次取り崩して給付に充てることを指定された寄附金

(2) 対象事業及び実施期間が定められている補助金、助成金等の取扱い

対象事業等が定められた補助金等は、使途等が制約された寄附金等として扱い、当期に使用した額は収益（受取補助金等）として活動計算書に計上し、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を注記で表示します（様式-39・43・45・46参照）。なお重要性が高い場合には、寄附金と同様に、正味財産を一般正味財産、指定正味財産に区分し、当該補助金等を指定正味財産に計上することが望まれます。

対象事業及び実施期間が定められ、かつ未使用額の返還義務が規定されている補助金等について、実施期間の途中で事業年度末が到来した場合の未使用額は、当期の収益には計上せず、前受補助金等として処理します。

また、実施期間の終了時に補助金等と対象事業の費用との間で差額が生じた場合には、当該差額は前受補助金等ではなく未払金として処理し、この負債は返還した時点で消滅します。

2. 会費の計上方法

会費と寄附金の差異については、これらの違いを十分に理解せずに会費を寄附金として扱くと、誤った計算により認定基準の一つである要件（PST（パブリック・サポート・テスト）要件；市民から広く支持を得ているとみなす基準）を充たしてしまうこととなり、NPO法人全体の信頼性の低下につながるおそれがあります。

会費とは、税務上、サービス利用の対価又は会員たる地位にある者が会を成り立たせるために負担するものとされており、直接の反対給付がない経済的利益の供与である寄附金とは基本的に異なるものとされています。

なお実態的には、会費として扱われているものには、

- ①社員（正会員）たる地位にある者が会を成り立たせるために負担すべきもの（「正会員受取会費」等）
- ②支出する側に任意性があり、直接の反対給付がない経済的利益の供与としての寄附金の性格を持つもの（いわゆる「賛助会員受取会費」等）
- ③サービス利用の対価としての性格を持つもの（例えば「〇〇利用会員受取会費」等）

の3つに分けられます。③に関しては、活動計算書において、事業収益として計上します。

また、将来的には一つの「会費」の中に、①と②、②と③というように複数の性格を持つものがある場合には、その性格によって、明確に区分して計算書類に計上することが望まれます。

3. 認定NPO法人についての留意事項

(1) 認定NPO法人の会計処理

認定NPO法人は、税務上の優遇措置の下に広く市民から寄附等を受けて活動を行うものであり、寄附や資金の使い方等について高い透明性をもって情報提供するよう努める責務を負うものと考えられます。こうした意味で、認定NPO法人においては、重要性が高いと判断される事項については、計算書類における詳細な表示、注記の充実に努めることが望まれます。

認定NPO法人において、重要性の適用に当たって一定の配慮が必要と考えられる

事項としては、以下のようなものが挙げられます。

- ・ ボランティア等を計上する場合の金額換算方法（様式-45・46の4、5参照）
- ・ 用途等が制約された寄附金等（対象事業及び実施期間が定められている補助金等を含む）の内容、使用状況（様式-45・46の6参照）
- ・ 事業費と管理費の按分方法（様式-45・46の10参照）
- ・ 会費の計上方法（様式-39～42の様式・記載例及び様式-45・46の科目例参照。注記項目ではない）
- ・ 現物寄附の評価方法（様式-45・46の10参照）
- ・ 関連当事者間取引（様式-45・46の9参照）

（2）認定NPO法人の会計処理と認定事務の双方に関連する事項の取扱い

発生主義による会計処理を採用する法人が認定制度に基づく認定を受ける（受けている）場合、現金主義・発生主義の併存を許容しながら運用されている認定制度の実務に基づき提出される行政上の書類と会計書類との間で差異が生ずることが考えられます。

この点については、計算書類は、法人自身のマネジメントや対外的説明責任の基本となるものであり、計算書類と認定申請等のための行政上の書類とは基本的に整合的であることが望ましいと考えられますが、認定行政上の必要性に照らして合理的な差異が生ずることはあり得るものと考えられ、会計の明確化の在り方はそれとは切り離して考えられるべきものです。

4. 経過措置

「NPO法人会計基準」を適用するに当たっての経過措置については、以下のとおりとします。

① 過年度分の減価償却費

減価償却を行っていないNPO法人においては、原則として適用初年度に過年度分の減価償却費を計上します。この場合、過年度の減価償却費については、活動計算書の経常外費用に「過年度損益修正損」として表示します。ただし、「過年度損益修正損」に該当する費用が減価償却費だけである場合は、「過年度減価償却費」として表示することも可能です。

過年度分の減価償却費を一括して計上せず、適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなし、当該適用初年度を減価償却の初年度として、以後継続的に減価償却することも認めます。なお、この場合に適用する耐用年数は、新規に取得した場合の耐用年数から経過年数を控除した年数とし、その旨を重要な会計方針として注記します。

また、購入時に費用処理し、資産に計上していないものについては、過年度分に関しては考慮せずに、適用初年度に購入したものを資産計上します。

② 退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異

退職給付会計については、全てのNPO法人に導入を求めるものではありません。

ただし、この機会に退職給付会計を新たに導入しようとする法人における会計基準変更時差異については、他の会計基準と同様に、適用初年度から15年以内

の一定の年数にわたり定額法により費用処理すべきです。この処理は、会計基準変更時に一括して経常外費用の過年度損益修正額として計上することも含まれます。なお、既に退職給付会計の導入が行われているNPO法人においては、従前の費用処理方法により引き続き行います。

③ 過年度分の収支計算書の修正

従来の収支計算書から活動計算書への変更については、制度改正に基づくものであり、継続性の原則に反するものではないため、表示方法の変更等について遡って修正を行う必要はありません。

④ 正味財産の区分

「NPO法人会計基準」へ移行した上で、正味財産を基本的には区分して記載することとした場合、適用初年度以降区分することとし、遡って修正を行う必要はありません。

⑤ 適用初年度における「前期繰越正味財産額」

「NPO法人会計基準」適用初年度における活動計算書上の「前期繰越正味財産額」は、前事業年度の貸借対照表における「正味財産合計」を記載することとします。

⑥ 収支予算書及び収支計算書による代替

改正法の附則では、当分の間、活動予算書、活動計算書に代えて従来の収支予算書、収支計算書を作成、提出することを認めています。このため、当分の間は、従来のNPO法人の会計処理（従来の手引きに基づくものを含む）によって、収支予算書、収支計算書の提出が認められます。

主な勘定科目例：活動計算書（活動予算書）

以下の科目例は、主なものを例示していますので、該当がない場合は使用する必要はありません。また、必要な科目を適宜追加、あるいはまとめて記載することもできます。

経常	経常収益	通常の活動から継続的、経常的に生じる収益（会費や事業収益など）
	経常費用	通常の活動から継続的、経常的に生じる費用（事業費や管理費など）
経常外	経常外収益	臨時的・偶発的に発生した収益（過年度損益修正益など）
	経常外費用	臨時的・偶発的に発生した費用（過年度損益修正損など）

勘定科目	主な科目の説明
I 経常収益	
1 受取会費	
正会員受取会費	正会員からの会費。確実に入金されることが明らかな場合を除き、実際に入金したときに計上。
賛助会員受取会費	対価性が認められず明らかに贈与と認められるものなどPSTの判定時に留意が必
2 受取寄付金	
受取寄附金	寄付者からの寄附金。
資産受贈益	無償又は著しく低い価格で現物資産の提供を受けた場合の時価による評価差益。
施設等受入評価益	無償又は著しく低い価格で施設の提供等を受けた場合に、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、施設等評価費用と併せて計上する方法を選択した場合にボランティアからの役務の提供について、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握できる方法で金額換算し、ボランティア評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上する。
ボランティア受入評価益	
3 受取助成金等	
受取助成金	交付者の区分によって受取民間助成金などとする。
受取補助金	交付者の区分によって受取国庫補助金などとする。
4 事業収益	
売上高	販売用棚卸資産の販売やサービス（役務）の提供などにより得た収益。
〇〇事業収益	事業による収益。事業毎に区分して表示することができる。
〇〇利用会員受取会費	サービス利用の対価としての性格をもつ会費。
5 その他収益	
受取利息	預金利息など。
為替差益	
雑収益	どの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほどではない収益。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
II 経常費用	
1. 事業費	
(1) 人件費	
役員報酬	事業に従事した役員の給料など。
給料手当	事業に従事した職員の給料など。管理費との按分も可能。
ボランティア評価費用	ボランティアの費用相当額。ボランティア受入評価益と併せて計上する。
通勤費	給料手当、福利厚生費に含める場合もある。
法定福利費	社会保険料など。
福利厚生費	住宅手当など、企業独自で実施している福利厚生費用。
(2) その他経費	
売上原価	販売用棚卸資産を販売したときの原価。期首の棚卸高に当期の仕入高を加え期末の棚卸高を控除した額。
業務委託費	会社の業務の一部を外部の企業や個人事業主などに委託する際に支払う費用。
諸謝金	講師等に対する謝礼金など。
旅費交通費	交通費、宿泊料など。
通信運搬費	電話料、郵便代など。
印刷製本費	パンフレットやチラシ等の印刷費用など。
消耗品費	文房具、紙、その他すぐに消費するもの。
会議費	総会や理事会などの打合せのために支出する費用。
車両費	車両運搬具に関する費用。
修繕費	備品や施設等の修繕費用。
水道光熱費	電気、水道、ガス代など。
地代家賃	事務所の家賃や駐車場代など。
賃借料	事務所家賃やパソコンリースなど。
施設等評価費用	無償でサービスの提供を受けた場合の費用相当額。施設等受入評価益と併せて計上す
減価償却費	固定資産等の取得価格を耐用年数で割って減額していく場合の当期に計上する費用。
保険料	ボランティア保険など。
諸会費	業務に直接関連する団体へ支払う会費など。
租税公課	収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい。
支払手数料	振込手数料など。

勘定科目	主な科目の説明
支払助成金	
支払寄付金	
支払利息 為替差損 雑費	金融機関等からの借入れに係る利子・利息。 為替換算による差損。なお、為替差益がある場合は相殺して表示する。 いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない費用。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
2. 管理費	
(1) 人件費	
役員報酬	役員に対して支払われる報酬（NPO法第2条の規制に該当するもので、事業費に計上された役員報酬は含まない）。
給料手当	
法定福利費	
退職給付費用	退職給付見込額のうち当期に発生した費用。 会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数（15年以内）で除した額を加算する。少額を一括して処理する場合も含まれる。
通勤費	
福利厚生費	
(2) その他経費	
旅費交通費	交通費、宿泊料など。
通信運搬費	電話料、郵便代など。
印刷製本費	パンフレットやチラシ等の印刷費用など。
消耗品費	文房具、紙、その他すぐに消費するもの。
会議費	総会や理事会などの打合せのために支出する費用。
車両費	車両運搬具に関する費用。
修繕費	備品や施設等の修繕費用。
水道光熱費	電気、水道、ガス代など。
地代家賃	事務所の家賃や駐車場代など。
賃借料	事務所家賃やパソコンリースなど。
減価償却費	固定資産等の取得価格を耐用年数で割って減額していく場合の当期に計上する費用。
保険料	ボランティア保険など。
諸会費	業務に直接関連する団体へ支払う会費など。
租税公課	収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい。
支払手数料	振込手数料など。
支払利息	金融機関等からの借入れに係る利子・利息。
為替差損	為替換算による差損。なお、為替差益がある場合は相殺して表示する。
雑費	いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない費用。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
Ⅲ 経常外収益	
固定資産売却益	車両運搬具、備品、土地建物などの固定資産を売却した場合、売却価格が帳簿価格を上回った差額（益）。
過年度損益修正益	過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。
Ⅳ 経常外費用	
固定資産除・売却損	車両運搬具、備品、土地建物などの固定資産を売却した場合、売却価格が帳簿価格を下回った差額（損）。
災害損失	
過年度損益修正損	過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。会計基準を変更する前事業年度以前に減価償却を行っていない資産を一括して修正処理する場合などに用いる。減価償却費だけの場合は、「過年度減価償却費」の科目を使うこともできる。
Ⅴ 経理区分振替額	
経理区分振替額	その他の事業がある場合、その他事業の当期正味財産増減額を特定非営利活動に係る事業へ振り替える場合の事業館振替額。

（注） 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示し、当該寄附金等を後者に計上することが望ましい。当該寄附金（補助金・助成金）の用途等が解除された場合等には、「一般正味財産増減の部」に「受取寄附金（補助金・助成金）振替額」を、「指定正味財産増減の部」に「一般正味財産への振替額（△）」を勘定科目として記載する（表示例は様式-39を参照）。

主な勘定科目例：貸借対照表

以下の科目例は、主なものを例示していますので、該当がない場合は使用する必要はありません。
また、必要な科目を適宜追加、あるいはまとめて記載することもできます。

資産	流動資産	1年以内に現金化が予想される諸資産。(例：現金預金、商品、原材料、1年以内の期限を迎える債権など)
	固定資産	長期(1年超)に渡って使用又は保有されると想定される資産。(例：土地、建物や商標権、特許権など)
負債	流動負債	通常1年以内の短期間に支払期限の来る債権。
	固定負債	長期(1年超)で支払期限の来る債権。

勘定科目	主な科目の説明
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	手元にある現金(小口現金)や銀行に預金(普通・定期)しているお金。
未収金	本来の活動以外によるもので、未だに受け取っていない代価の内、1年以内に受け取ることのできる金額。
棚卸資産	販売する目的で一時的に保有している商品・製品・原材料の総称。(商品、貯蔵品等をして表示することも可能)
短期貸付金	返済期限が事業年度末から1年以内の貸付金。
前払金	商品や原材料の購入、製品の外注加工などに際して支払った手付金のうち、目的の商品等の受取が未だ済んでいない金額。
仮払金	支出目的や最終的な支出金額がかくっていないが、支出したもの。(例：旅費の概算払い)
立替金	取引相手が支払うべき発送費用などを一時的に立て替えたものなど。
〇〇特定資産	目的が特定されている資産で流動資産に属するもの。目的を明示する。
貸倒引当金(△)	売掛金などの債権について、回収困難な場合を予測して、予め一定程度の金額を見積計上しておくもの。 実際に売掛金などが回収不能となった場合には、その債権の金額を貸倒損失として計上し、貸倒引当金と相殺する。(△)は控除科目を意味する。
2. 固定資産	
(1) 有形固定資産	事業活動において長期間にわたり利用される資産。
車両運搬具	乗用車、トラック、二輪車など。
什器備品	長期にわたって使用することを目的として所有する物品類のうち、金額が相当額以上の物。(例：事務機器、応接セットなど)
土地	事業目的で保有する土地。
建物	事業目的で土地の上に建てられ、原則として屋根と壁を有する工作物。
構築物	建物附属設備を含む。
建設仮勘定	工事の前払金や手付金等、建設中又は制作中の固定資産のために支払われたもの。(完成まで一時的に処理する)
(2) 無形固定資産	具体的な存在形態を持たないが、事業活動において長期間にわたり利用される資産。
ソフトウェア	購入あるいは制作したソフトの原価。
(3) 投資その他の資産	余裕資金の運用のための長期的外部投資や、貸付金等長期債権から構成される資産。
投資有価証券	長期に保有する有価証券。
敷金	物件を借りるために担保として貸主に預けるお金。(返還されない部分は含まない)
長期貸付金	返済期限が事業年度末から1年を超える貸付金。
II 負債の部	
1. 流動負債	
短期借入金	返済期限が事業年度末から1年以内の借入金。
未払金	本来の活動以外によるもので、未だに支払っていない代価のうち、支払期限が1年以内に到来する金額。
前受金	受注工事・受注品などに対する代金の前受であり、主たる活動に関連して生じる。
仮受金	金銭等の受け入れはあったが、その内容が明らかでない場合に一時的に処理する科
預り金	他人からの金銭受け入れで、後日、預かった者又は第三者に対して支払うべきもの。
2. 固定負債	
長期借入金	返済期限が事業年度末から1年を超える借入金。
退職給付引当金	退職給付見込額の期末残高。
III 正味財産の部	
1. 正味財産	
前期繰越正味財産	前期から引き継いだ正味財産で、前期末の貸借対照表の「正味財産合計」の額と一致。
当期正味財産増減額	当期中に増加(減少)した正味財産で、活動計算書の「当期正味財産増減額」と一致。

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れた場合は、「III 正味財産の部」を「指定正味財産」と「一般正味財産」とに区分してそれぞれを勘定科目として表示し、当該寄附金等を前者に計上することが望ましい(表示例は様式-44参照)。

NPO 法人の各種手続のオンライン化について

1 ウェブ報告システムの概要

2023年（令和5年）3月より、NPO法人（法人設立の希望者も含む）が行う各種手続をオンライン化するシステム（ウェブ報告システム）の運用を開始します。このシステムを利用することで、これまで都道府県・政令市（所轄庁）に書面で行ってきた申請・届出等をウェブサイトを通じてオンラインで入力・提出できるようになります。ウェブ報告システムの機能の概要は次の通りです。

	機能	概要
①	アカウント管理	ユーザー登録や権限の設定、代理人用アカウントの作成。
②	申請・届出等書類の作成、提出	申請・届出等書類の作成。一時保存した書類は、所轄庁との事前相談による修正が可能。 作成した申請・届出等書類の所轄庁への提出。提出した書類は一定期間取り下げや補正が可能。
③	申請・届出等書類の参照	過去に作成した申請・届出等書類の参照。
④	問い合わせ機能	システムの操作に関するサポートデスクへの問い合わせ。

※現行のNPOポータルサイトにおける貸借対照表の公告及び法人情報の入力は引き続き利用できます。

2 ウェブ報告システムの機能

① アカウント管理

ウェブ報告システムは、このシステムを使って登録したアカウント又はGビズIDにより利用することができます。

アカウントには、一般の「利用者」のほか、役割に応じて次のユーザー区分（操作権限）を設定できます。

- ・ 管理者：法人側ポータルサイトの全ての機能を利用可能
- ・ 支援者：申請・届出等書類の閲覧や編集を支援
- ・ 代理人：管理者が認可した手続の申請・届出等書類の閲覧、編集、提出が、一定の期間に限り可能

② 申請・届出等書類の作成、提出

- ・ ウェブ画面による作成、提出（オンライン作成）

ウェブ画面上で行いたい手続を選択し、必要事項を直接入力することにより、申請・届出等書類の作成、所轄庁への提出を行うことができます。

ウェブ報告システムの入力画面イメージ（法人設立）

ホーム > 法人設立申請 > 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動法人の設立の認証の申請

STEP1 STEP2 STEP3
● ● ●
作成 一時保存 提出確認

「特定非営利活動法人の設立の認証の申請」を行います。
申請内容をご入力の上「申請内容を確認する」ボタンを押下してください。

[← 前の画面に戻る](#)

1. 設立認証申請書

提出に必要な「設立認証申請書」を入力してください。
「*」は必須項目です

法人の名称（フリガナ）	<input type="text"/>
法人の名称	<input type="text"/>
法人の代表者の氏名（フリガナ）	<input type="text"/>
法人の代表者の氏名	<input type="text"/>
主たる事務所の所在地（郵便番号）	<input type="text"/>
主たる事務所の所在地	<input type="text"/>

- ・ **データ作成支援ツールによる作成、提出（オフライン作成）**

ウェブ画面上の直接入力のほか、「オフライン申請・届出等データ作成支援ツール」（オフラインツール）を利用することで、手持ちのパソコンで書類を作成することもできます。

「オフラインツール」をウェブ報告システムよりダウンロードします。「オフラインツール」は、マクロ付きの Excel ファイルで「表紙」、「入力シート」などのシート構成になっています。「表紙」シートから手続を行う書類を選択し、選択後に現れる「入力シート」に必要事項を入力していきます。入力が完了したファイルをウェブ報告システムにアップロードすることで、所轄庁へ提出することができます。

【財務諸表の作成】

財務諸表は「オフラインツール」を利用することで、作成することもできます。

「オフラインツール」の「表紙」から財務諸表（活動計算書等）を選択し、手入力又は外部の会計ソフトとの連携（CSV 形式）（検討中）により財務諸表を作成することができます。勘定科目はリストから選択します。任意の科目を追加することや削除することも可能です。

手作業によるミスを防ぐための自動計算の機能や、入力値に誤りがないかをチェックするチェックボタンの機能（エラーがある場合、エラー一覧を出力）が利用できます。

- ・ **申請・届出等書類の一時保存と所轄庁への事前相談**

ウェブ画面やオフラインツールにより作成した申請・届出等書類は、所轄庁へ提出する前の状態で一時保存できます。また、内容を複製し、修正したものを別ファイルとして保存できます。

申請書類を一時保存し、所轄庁と共有することで、事前相談を行うことができます。ウェブ報告システムの「メッセージ機能」を用いることで、所轄庁へ事前相談の連絡が可能です。

③ 申請・届出等書類の参照

ウェブ報告システムで提出した申請・届出等書類は、システム内に保存され、履歴の管理ができます。この機能により、事業報告書等の提出や役員変更等の際に、前年度や変更前の書類を確認しながら新たな書類の作成が可能です。

④ 問い合わせ機能

ウェブ報告システムの操作に関しては、システム内の問い合わせフォームを利用することにより、サポートデスクへ問い合わせることができます。

※現行の NP0 ポータルサイトにおける貸借対照表の公告及び法人情報の入力は引き続き利用できます。

3 利用環境等

① クライアント利用環境

共通	[クライアント] ・ Microsoft Windows10、Windows 11、macOS 11.0 以上が動作する環境を推奨 ・ macOS 10.15 (Catalina) 以上が動作する環境を推奨 [ディスプレイサイズ] ・ WXGA×768 (WXGA) 以上を推奨
ブラウザ	[想定ブラウザ] ・ Microsoft Edge ・ Google Chrome ・ Mozilla FireFox ・ Apple Safari
ツール	[Excel ツール] ・ Microsoft Office 2013 以上 (Microsoft Office 2016 以上推奨)
その他	・ 上記、推奨環境であればパソコンだけでなくタブレットでも利用可能 (想定ブラウザであれば OS は問わない)

② サポートデスク

電話番号 : 0120-876-531

対応者 : 2名

発信元 : 固定電話、050IP 電話、携帯電話に対応 ※公衆電話、衛星電話は不可

受付時間 : 平日 9:30~11:59、13:00~18:15

※ただし、下記については、例外として対応します。

4/1(土) 10:00~11:59、13:00~14:30 (振替として、4月後半に平日1日停止)

及び、6月の毎週土曜日 10:00~11:59、13:00~14:30

(振替として、6月の毎週月曜日停止(計4日))

4 マニュアル・手引き

内閣府NPOホームページ (<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/>) に掲載されています。

【参考資料】

ウェブ報告システムで手続を行うためにはアカウント登録が必要です

<ケース1 既にGビズIDを取得している場合>

- ① NPO法人ポータルサイトにアクセス。「法人ログイン」画面でGビズID・パスワードを入力し、ログイン。
- ② 手続を行う法人を選択。
- ③ 不足している情報を追加で入力し、登録完了！手続が利用できます。

<ケース2 現行のシステムで既にアカウントを登録している場合>

- ① NPO法人ポータルサイトにアクセス。「法人ログイン」画面で現在のID・パスワードを入力し、ログイン。
- ② 不足している情報を追加で入力。
- ③ アカウント登録が更新され、手続が利用できます。

<ケース3 まだアカウント登録をしていない場合>

- ① NPO法人ポータルサイトにアクセス。「法人ログイン」画面で「アカウントの新規登録」を選択し、必要事項を入力。
- ② 「法人利用申請」画面に必要事項を入力。
- ③ 法人の主たる事務所の住所に内閣府から「利用申請コード」が送付されるので、「法人利用申請」画面でコードを入力。
- ④ 登録完了！手続が利用できます。

役員変更や定款変更等における住民票・登記事項証明書の提出方法（※新潟市の場合）

住民票、登記事項証明書は以下の①、②どちらかの方法で提出してください。

<住民票>

- ①住民基本台帳ネットワークシステムの「利用を希望する」に✓して申請
- ②原本を郵送する（※コピー不可）

<登記事項証明書>

- ①法務局の登記情報提供サービスを利用し情報を入力して申請
- ②原本を郵送する（※コピー不可）

関係機関窓口等一覧 (R5.9.1 現在)

○所轄庁（申請の窓口）

新潟市にのみ事務所がある法人		
名 称	郵便番号・住所	電話番号
新潟市役所 市民生活部市民協働課	〒951-8550 新潟市中央区学校町通一番町602番地1 本館2階	025-226-1102

新潟市以外の新潟県内（事務移譲市町村含む）に事務所がある法人 複数の都道府県に事務所があり、新潟県内に主たる事務所を置く法人		
名 称	郵便番号・住所	電話番号
新潟県 県民生活・環境部 県民生活課 社会活動推進係	〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1	025-280-5134

○電子申請に関する問い合わせ先

名 称	電話番号
内閣府サポートデスク	0120-876-531 9時30分～18時15分（12時～13時を除く）

○書類の閲覧・縦覧場所

名 称	郵便番号・住所・URL	電話番号	閲覧対象
内閣府「NPO法人ポータルサイト」	https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/		申請書類の縦覧 事業報告書等の 閲覧
新潟市役所 総務部 総務課 市政情報室	〒951-8550 新潟市中央区学校町通一番町602番地1 本館1階	025-226-2425	事業報告書等の 閲覧（R5.8.31 以前の提出書 類）

○市税の窓口

名 称	郵便番号・住所	電話番号
新潟市役所 市民税課 法人・諸税係	〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル3階	025-226-2249

○県税の窓口

名 称	郵便番号・住所	電話番号	所管区域
新潟地域振興局 県税部	〒950-8716 新潟市東区竹尾2丁目2番80号	025-273-3108	新潟市

自動車税・自動車取得税の申告受付窓口

(財) 新潟県自動車 標板協会	〒950-0961 新潟市中央区東出来島14-28	025-284-7722	新潟ナンバーの 自動車（軽自動 車以外）
(社) 全国軽自動車協会 連合会新潟県事務取 扱所	〒950-0868 新潟市東区紫竹卸新町1927-16	025-275-5704	新潟ナンバーの 軽自動車

○税務署

名 称	郵便番号・住所	電話番号	所管区域
新潟税務署	〒951-8685 新潟市中央区西大畑町5191番地	025-229-2151	北区、東区、中央区、 江南区、南区、西区
新津税務署	〒956-8602 新潟市秋葉区善道町1-6-38	0250-22-2151	秋葉区
巻税務署	〒953-8601 新潟市西蒲区巻甲4265	0256-72-2355	西蒲区

○法務局

名 称	郵便番号・住所	電話番号	商業・法人登記 管轄区域
新潟地方法務局	〒951-8504 新潟市中央区西大畑町5191	025-222-1561	(商業・法人登記) 新潟市の全区
新津支局	〒956-0031 新潟市秋葉区新津4463-1	0250-22-0501	(不動産登記) 秋葉区、南区
新発田支局	〒957-8503 新発田市新富町1-1-20	0254-24-7101	(不動産登記) 北区の旧豊栄地区

○労働基準監督署

名 称	郵便番号・住所	電話番号	所管区域
新潟 労働基準監督署	〒950-8624 新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館	025-365-1596	北区、東区、中央区、 江南区、西区、西蒲区
新津 労働基準監督署	〒956-0864 新潟市秋葉区新津本町4-18-8 新津労働総合庁舎3階	0250-22-4161	秋葉区、南区

○公共職業安定所（ハローワーク）

名 称	郵便番号・住所	電話番号	所管区域
新潟 公共職業安定所	〒950-8532 新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館	025-280-8609	北区、東区、中央区、 江南区、西区
新津 公共職業安定所	〒956-0864 新潟市秋葉区新津本町4-18-8 新津労働総合庁舎内	0250-22-2233	秋葉区、南区
巻 公共職業安定所	〒953-0041 新潟市西蒲区巻甲4087	0256-72-3155	西蒲区

○全国健康保険協会（協会けんぽ）

名 称	郵便番号・住所	電話番号
新潟支部	〒950-8513 新潟市中央区東大通2-4-4 日生不動産東大通ビル3階	025-242-0260

○年金事務所

名 称	郵便番号・住所	電話番号	所管区域
新潟東年金事務所	〒950-8552 新潟市中央区新光町1-16	025-283-1013	北区、東区、 中央区（信濃川以東の 地域）、江南区、秋葉 区、南区
新潟西年金事務所	〒951-8558 新潟市中央区西大畑町5191-15	025-225-3008	中央区（新潟東社会保 険事務所管内の地域 を除く）、西区、 西蒲区

- この手引きは、新潟市が所轄庁となる特定非営利活動法人が申請や届出をする場合の手続きについて説明しています。(所轄庁についてP【9】)
- この手引きに記載されている申請・届出の様式は、新潟市の公式ホームページ中「NPO法人のページ」からダウンロードできます。
http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/shimin/npohojin_index/index.html
- 表現等については、よりわかりやすい表現とするため随時見直しを行う可能性がありますので、あらかじめご了承ください。
- 手続きについて、ご不明の点は、新潟市 市民協働課までお問い合わせください。

令和5年9月

新潟市 市民生活部 市民協働課

〒951-8550

新潟市中央区学校町通一番町602番地1

TEL 025-226-1102 FAX 025-228-2230

E-mail shiminkyodo@city.niigata.lg.jp
